

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県岡南飛行場条例施行規則及び岡山県岡山空港条例施行規則の一部を改正する規則
航空企画推進課

【訓令】

- 岡山県職員の職務発明等に関する規程の一部改正
財産活用課

【告示】

- 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正
経営支援課

- 平成三十一年度自衛官第二次募集（自衛官候補生）
危機管理課

- 平成三十一年度県統計調査の実施
統計分析課

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定
財産活用課

目次

担当課（室）

- 指定居宅サービスの事業の廃止
指導監査室
- ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画の公表
鳥獣害対策室

- 保安林の解除予定
治山課
- 港湾隣接地域の指定
港湾課
- 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更
会計課

【公告】

- 種畜証明書の書換交付
畜産課
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
建築指導課

【企業局】

- 落札者等の決定
総務企画課

【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
選挙管理委員会
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の名称等の公表
- 資金管理団体の届出事項の異動
- 資金管理団体の指定取消し

【監査公表】

- 包括外部監査の結果に関する報告の公表
監査事務局
- 平成二十九年包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表
- 財政的援助団体等に係る平成三十年度の

- 財政的援助団体等に係る平成三十年度の

<p>○ 監査の結果の公表 ○ 平成二十九年度分の監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表 ○ 平成三十年度の行政監査の結果の公表</p>	<p>目次</p>
<p>〃 〃</p>	<p>担当課（室）</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課（室）</p>

◎岡山県規則第十六号

岡山県岡南飛行場条例施行規則及び岡山県岡山空港条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県岡南飛行場条例施行規則及び岡山県岡山空港条例施行規則の一部を改正する規則

(岡山県岡南飛行場条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県岡南飛行場条例施行規則(昭和三十七年岡山県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「第3条」を「第3条第1項」及び「その他参考事項」を「その他の事項」に改める。

様式第九号中「設置又は使用しよう」を「設置し、又は使用しよう」及び「着工」を「着工を完了する日」に改め、「戸籍抄本」の次に「若しくは住民票の写し」を加える。

様式第九号の三中「番号」を「許可番号」及び「設置又は使用しよう」を「設置し、又は使用しよう」に改め、「戸籍抄本」の次に「若しくは住民票の写し」を加える。
様式第十号中「戸籍抄本」の次に「又は住民票の写し」を加える。

(岡山県岡山空港条例施行規則の一部改正)

第二条 岡山県岡山空港条例施行規則(昭和六十三年岡山県規則第三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

参 考 事 項	

を

その他の事項

に改め

る。

様式第十一号中「設置又は使用しよう」を「設置し、又は使用しよう」に、「着工」を「、着工予定年月日」に改め、「戸籍抄本」の次に「若しくは住民票の写し」を加える。

様式第十三号中「戸籍抄本」の次に「又は住民票の写し」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県岡南飛行場条例施行規則及び岡山県岡山空港条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県職員の職務発明等に関する規程（昭和六十一年岡山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第五条に次の一項を加える。

2 前項の規定により県が当該特許を受ける権利又は特許権を承継すると決定した場合は、当該発明をした職員は、譲渡証書（様式第三号）を所属長を経由して知事に提出しなければならない。

第六条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により県が当該特許を受ける権利又は特許権を承継すると決定した場合について準用する。

第七条第一項中「第五条又は前条」を「第五条第一項又は前条第一項」に改め、同条第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同項ただし書中「届出」を「規定による届出」に改め、同条第四項を削る。

第八条中「第五条又は第六条」を「第五条第一項又は第六条第一項」に改める。

第九条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十条中「譲り受けた」を「承継した」に改める。

第十一条中「第五条又は第六条」を「第五条第一項又は第六条第一項」に改める。

第十五条中「第五条」を「第五条第一項」に、「決定を」を「支払の決定を」に改める。

附則第四項中「第四条」を「第四条第一項」に、「第五条」を「第五条第一項」に改める。

様式第三号中「第6条、第7条」を「第5条、第6条」に、「岡山県職員の職務発明に関する規程第6条第2項（第5条）」を「岡山県職員の職務発明等に関する規程（昭和61年岡山県訓令第1号）第5条第1項（第6条第1項）」に改める。

附 則

（施行期日）

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

1 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第五条第二項の規定は、この訓令の施行の日以後に同条第一項の規定により県が承継すると決定した特許を受ける権利又は特許権について適用する。

3 この訓令の施行の際現に改正前の第七条第四項の規定により提出しなければならぬこととされている譲渡証書の提出については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第百三十六号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条第八号中「第二十一条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同項第十二号中「第百十五条第一項」を「第百二十九条第一項」に改め、同条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 先端設備等導入関連保証 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証をいう。

第四条第七号ロ中「第二条第二十三項第一号」を「第二条第二十四項第一号」に改め、同号ハ中「第二条第二十三項第二号」を「第二条第二十四項第二号」に改め、同条第九号を次のように改める。

九 別表第五号に掲げる資金の融資を受けようとする者が、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 許可、認可、登録等を必要とする業種を新たに営もうとする場合 金融機関による融資の実行（融資が保証協会の保証付きの場合は、保証協会による保証の承諾）までに、当該許可等を取得していること。

ロ 別表第五号の融資の対象者の欄3に該当する場合 先端設備等導入関連保証を受けること。

第六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 別表第五号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄3に該当する者に限る。）は、あらかじめ、生産性向上特別措置法第四十条第一項に規定する先端設備等導入計画を作成し、同項に規定する特定市町村の認定を受けなければならない。

第八条中「別表第九号」を「別表第五号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄3に該当する者に限る。）、同表第九号」に改める。

別表第五号中

「(4) インバウンド等の観光関

を

連の分野の事業を行う者

(4) インバウンド等の観光関連の分野の事業を行う者
3 生産性向上特別措置法第40条第1項に規定する特定市町村の認定を受けた者

事業の実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。）

1 融資の対象者が1又は2である場合は、事業の実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。）
2 融資の対象者が3である場合は、先端設備等導入計画における先端設備等の導入に必要な資金（土地取得資金を除く。）

ひ' 「1である」や「1又は3である」は各々。

附 画

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

◎岡山県告示第百三十七号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成三十一年度募集の要領は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（応募の時点において高等学校又は中等教育学校に在学中の者を除き、三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していないものに限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

平成三十一年四月一日から同年五月二十七日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

平成三十一年六月一日から同月三日までのうち指定する一日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

1 平成三十一年七月から同年九月までの間

2 平成三十二年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一七八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

◎岡山県告示第百三十八号

平成三十一年度において、次の県統計調査を実施する。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 岡山県鉱工業指数作成調査

1 県統計調査の目的

県内の鉱工業生産活動の動向を数量的に把握し、経済指標の一つである岡山県鉱工業の指数（生産、出荷及び在庫）を作成するための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

製造業の事業所のうち知事が指定するもの

3 報告を求めらるる事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求めらるる事項
生産、出荷及び在庫の数量
- (2) その基準となる期日又は期間
毎月末日

4 報告を求めらるる者

2の事業所のうち約五十事業所

5 報告を求めらるるために用いる方法 郵送調査

6 報告を求めらるる期間 毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

二 岡山県毎月流動人口調査

1 県統計調査の目的

県内に常住する人口の市区町村分布及びその流動状況を明らかにし、県政施策の基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

県内全市町村

3 報告を求めらるる事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めらるる事項

転入、転出、出生、死亡、職権登録、職権消除、帰化及び国籍喪失に係る個々の数（日本人又は外国人の別）

(2) その基準となる期日又は期間
毎月

4 報告を求めらるる者

県内全市町村長

5 報告を求めらるるために用いる方法

オンライン調査

6 報告を求めらるる期間

毎月

7 実施部課名

総合政策局統計分析課

三 岡山県観光客動態調査

1 県統計調査の目的

県内の観光地の観光客数、観光の内容等を把握するとともに、傾向分析を行うことにより、今後の観光施策立案のための基礎資料を得る。

2 県統計調査の対象の範囲

(1) 県の観光地点等名簿に掲げる観光地点及び行祭事・イベント（以下「観光地点等」という。）のうち、前年の観光入込客数が一万人以上又は前年の特定月の観光入込客数が五千人以上であるもの

(2) 県内の十箇所主要観光地を訪れた観光客

3 報告を求めらるる事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求めらるる事項

ア 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等ごとの月別観光入込客数

イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、日帰り又は宿泊の別、旅行の目的、旅行の人数、当該観光地の訪問回数、岡山県の訪問回数、利用した交通機関、旅行費用、観光に来たきっかけ及び旅行の満足度

(2) その基準となる期日又は期間

- ア 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、四半期ごと
- イ 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、四半期ごとに各一日程度の報告を求める者

4 報告を求める者

- (1) 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、当該観光地点等のうち約八百の観光地点等の管理者又は主催者

- (2) 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、当該観光客のうち約七千人の報告を求めるために用いる方法

5 報告を求めるために用いる方法

- (1) 2(1)の観光地点等を対象とする調査にあつては、郵送調査、オンライン調査、電話調査及びファックス調査

- (2) 2(2)の観光客を対象とする調査にあつては、調査員調査
- 6 報告を求める期間

毎四半期

7 実施部課名

産業労働部観光課

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

◎岡山県告示第百三十九号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二七インチ 水色	一台	五W〇三三四三
二七インチ 白	一台	岡山西H九五四七九
二〇インチ 黒	一台	STLCA二二〇〇九
二七インチ 青	一台	倉敷D八五五八六
二六インチ 白	一台	岡山西H四三五一四
二六インチ 黒	一台	岡山中央H七七〇一九
二六インチ 黒	一台	岡山中央J二三七九二
二七インチ 黒	一台	岡山西E一〇〇八二

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成三十一年一月二十九日

三 放置されている場所

岡山市北区丸の内二丁目九三番一七号（県庁職員駐輪場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話番号 〇八六一二二六一七二三三四

◎岡山県告示第四百十号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二四インチ 赤	一台	岡山中央H三九七四二
二四インチ 水色	一台	玉島A七七三六〇
二六インチ 桃	一台	岡山中央H八六七〇七
二七インチ 銀	一台	岡山西F〇八四二七

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成三十一年二月十五日

三 放置されている場所

岡山市中区古京町一丁目七番三六号（県庁分庁舎駐輪場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話番号 ○八六一二二六一七二三三四

◎岡山県告示第四百十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

玉野市田井三丁目一一八〇番一の一部、一一八〇番二の一部、一一八二番の一部、一一八五番一の一部、一一八五番二の一部、一一八五番三の一部、一一八五番六の一部、一一八五番七、一一九〇番三の一部、一一九二番二、一一九二番九、一一九二番一〇の一部

二 備考

1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
2 一の区域については、平成三十一年二月十三日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第四百十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

有限会社岡山福祉研究所指定訪問介護事業所

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五八九五―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社岡山福祉研究所

2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五八九五番地の二

三 廃止年月日

平成三十一年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇〇二一

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第四百十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
第七条の二第一項の規定により、次のとおりニホンザルの管理に関する計画を決定した。
平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 計画の名称

第一期ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画

二 計画の期間

平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

三 縦覧場所

- 1 岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室
- 2 各県民局農林水産事業部森林企画課及び地域事務所地域森林課

◎岡山県告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

浅口市鴨方町六条院中字谷迫六六〇、六六〇の一、六六四の二、鴨方町六条院西字板井迫三九六八の二、三九六九の一、三九七〇の二、三九七一の三（以上七筆国有林）、三九六九の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

◎岡山県告示第四百四十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十六日

水島港港湾管理者 岡 山 県

代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

水島港水島海岸通2丁目地区

（延長 70.33m 方位 磁北）

イ線からホ線までの各線と水際線とによって囲まれた区域

イ線 岡山県倉敷市水島海岸通2丁目2番地に設置した基準ポイントから96°40′

の方向に水際線まで引いた線

ロ線 イ線の起点から 6°22′ 30.95mの地点まで引いた線

ハ線 ロ線の終点から 1°00′ 15.05m ”

ニ線 ハ線の終点から 6°21′ 19.48m ”

ホ線 ニ線の終点から 90°23′ の方向に水際線まで引いた線

◎岡山県告示第四百十六号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成三十一年三月十五日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	新見市高尾七九六番地一 九
名称及び代表者 の氏名	有限会社宮本ストア 代表取締役 宮 本篤	
変更後の売りさばき場所		新見市高尾七九六番地一九

〔二三〇〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

種畜証明書番号 11380853620	申請の事由 種畜の名前の変更	変更後 己千乃勇	変更前 己千乃2804
------------------------	-------------------	-------------	----------------

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

〔二三一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音三因字鋳物師尻九一六一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音三因七七三―四

松本 達也

松本加奈江

三 許可番号

岡山県指令建指第三一四号

〔一三二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市秦字大塚三四七四一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市秦二二六八

山本 賢

三 許可番号

岡山県指令建指第三三八号

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

◎岡山県企業局公告第一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十一年三月二十六日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

一 落札物品の名称及び予定数量

岡山県企業局施設で使用する電気

使用予定電力量六〇、〇〇六、〇〇〇キロワット時（三年間）

二 納入期間

平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県企業局総務企画課

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 落札者を決定した日

平成三十一年二月十九日

五 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社

広島県広島市中区小町四番三三号

六 落札金額

九二九、五七六、七四二円（うち消費税額及び地方消費税の額六八、八五七、五三
六円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成三十年十二月二十五日

◎岡山県選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成三十一年三月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等

の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

国民民主党岡山市中区支部

高橋 徹

高橋 雄大

岡山市中区円山一〇七

〇 平成三一・二・二〇

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

明るい未来創造の会

頃安 俊男

草野 晴彦

津山市南新座三四

平成三一・二・七

大森一生後援会

森 和之

縄手 常太郎

高梁市南町四四一

〃 二・一九

津山圏域の未来を考える会

高橋 拓己

高橋 拓己

津山市東一宮八五一五

〃 二・一五

日本共産党菅原おさむ後援会

阿部 総子

林 綾子

岡山市北区小山一〇九一

〃 二・五

藤井典幸後援会

藤井 典幸

藤井 昭

浅口郡里庄町里見六五四三十四

〃 二・一二

◎岡山県選管告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

平成三十一年三月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

自由民主党岡山県支部連 池田道孝 会計責任者の氏名

渡邊博史

長谷川剛

平成三一・二・二〇

合会小田郡支部

自由民主党津山支部

森西順次 政治団体の名称

自由民主党津山支部

自由民主党岡山県連津山支部

一・二六

〃 〃 主たる事務所の所在地 津山市八社五九一―一

〃 〃 代表者の氏名 森西順次

森西順次

津山市田町一四

〃 〃

〃 〃 会計責任者の氏名 金田稔久

金田稔久

斎藤弘道

〃 〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

池田道孝後援会 弓取佑輔 会計責任者の氏名

渡邊博史

長谷川剛

平成三一・二・二〇

内海けんじ後援会 古川忠雄 主たる事務所の所在地

美作市檜原上四〇五―一

美作市檜原上二二九

〃 〃 二・八

太田えいじ後援会 太田栄司

岡山市北区檜津六六―五

岡山市北区佐山二二二

〃 〃 二・九

岡山県土地改良政治連盟 重森計己 会計責任者の氏名

片岡郁雄

楠戸通博

〃 〃 一・二五

沖田まもる後援会 沖田稔 代表者の氏名

沖田稔

沖田勇

〃 〃 二・一

〃 〃 会計責任者の氏名

沖田稔

田中捷己

〃 〃

笠木よしたか後援会 笠木義孝 主たる事務所の所在地

勝田郡奈義町成松一六二

勝田郡奈義町久常三三九

〃 〃 二・一五

川本浩一郎後援会 藤井信英 代表者の氏名

藤井信英

浪越清

〃 〃 二・一

黒田すすむ後援会 滝広治

滝広治

藤原明

〃 〃 二・二

進藤かねひこ岡山県後援 重森計己 会計責任者の氏名

片岡郁雄

楠戸通博

〃 〃 一・二五

◎岡山県選管告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十一年三月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

明日の赤磐を創る会

鈴木尚史

平成三〇・一二・三一

岡本雅道後援会

岡本信明

平成三一・一・三一

沖田まもる後援会

沖田稔

〃 二・一

かんだ昌和後援会

国里啓志

平成三〇・一二・三一

倉敷をよくする山部辰雄後援会

佐古浩志

〃 〃

さわ けん後援会

山本達雄

〃 〃

さわ けんと温かいまちを作る会

澤 健

〃 〃

「信頼と責任の市政」をつくる会

小坂田泰彦

〃 一二・二二

備前再生を考える会

沖田 稔

平成三一・二・一

万殿紘行後援会

万殿 凉子

〃 二・一五

村上ゆきこ後援会

村上 芳男

平成三〇・一二・三一

森 けい一後援会

森 敬一

〃 〃

守屋正晴後援会

守屋 完一

〃 〃

◎岡山県選管告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成三十一年三月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届出をした

者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

松島幸一

岡山県議会議員

松島幸一後援会

久米郡美咲町久木一〇〇

平成三一・一・三〇

◎岡山県選管告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十一年三月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
太田 栄 司	太田えいじ後援会	主たる事務所の所在地	岡山市北区櫛津六六六一五	岡山市北区佐山二三二	平成三一・二・九
東 原 透	東原とおる後援会	〃	〃	〃	〃
吉 田 徹	吉田とおる後援会	公職の種類	岡山県議会議員	倉敷市議会議員	〃
					二・一七

◎岡山県選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
平成三十一年三月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

資金管理団体で
なくなった年月日

澤 健

さわ けんと温かいまちを作る会

平成三〇・一二・三一

森 敬一

森けい一後援会

” ”

◎岡山県監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定による監査の結果に関する報告があつたので、次のとおり公表する。

平成三十一年三月二十六日

岡山県監査委員	太田正孝
岡山県監査委員	江本公一
岡山県監査委員	山本督憲
岡山県監査委員	佐藤由美子

平成30年度 包括外部監査の結果報告書

岡山県教育委員会の財務に関する事務の執行について

岡山県包括外部監査人

上坂 岳大

目次

第1 包括外部監査の概要	3
1. 監査の種類	3
2. 監査の対象	3
3. 監査テーマの選定理由と具体的な監査のチェック項目	3
4. 監査対象の県立学校等の選定理由	4
5. 監査の実施期間	5
6. 外部監査人及び補助者	6
7. 利害関係	6
第2 外部監査対象の概要	7
1. 岡山県における教育関連施策	7
2. 岡山県の県立学校等の概要	10
3. 県立学校等を所管する岡山県教育委員会の概要	45
4. 岡山県における県立学校等に対する財務指導の概要	48
第3 包括外部監査の結果（総論）	51
第4 包括外部監査の結果（各論）	52
1. 物品の購入・管理	52
2. 委託・工事等の事務処理	61
3. 勤怠管理	62
4. 教職員の人事評価	73
5. 授業料管理	78
6. 寄附金管理	81
7. 奨学金管理	83
8. 給食費管理	88

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

9. 情報関連機器等管理	89
10. 学校徴収金管理	94
11. 学校評価	98
12. 生涯学習センター	106
13. 県立図書館	110
第5 包括外部監査の結果（まとめ）	111

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象

(1) 選定した特定の事件（テーマ）

岡山県教育委員会の財務に関する事務の執行について

(2) 対象機関

岡山県教育委員会が所管する県立学校及び生涯学習センター、県立図書館

公益財団法人岡山県育英会（地方自治法第252条の38第1項に基づく関係人への調査）

(3) 監査対象年度

原則として平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

3. 監査テーマの選定理由と具体的な監査のチェック項目

(1) 監査テーマ選定の理由

近年、教育を取り巻く環境は少子高齢化や核家族化、高度情報化、国際化の進展、また地球規模での環境問題の顕在化など社会の急激な変化に伴い大きく変化している。これらの社会変化を受けて、規範意識や社会性の低下、家庭や地域社会の教育力の低下、学校で学ぶ子供たちの多様化現象(能力・適性・興味・関心・進路等)など、教育に関する様々な課題が指摘され、その対応を迫られている。

岡山県においても、平成29年度からスタートした総合的な計画「新晴れの国おかやま生き生きプラン」(平成29年度～平成32年度)にて、「教育県岡山の復活」を重点戦略の第一に位置づけ、さらにこの計画を推進するものとして、岡山県教育委員会では、「第2次岡山県教育振興基本計画」(平成28年度～平成32年度)及び「教育施策の概要～第2次岡山県教育振興基本計画アクションプラン～」を策定しているところである。

また、財政面でも教育費は平成30年度一般会計予算では1,491億円と、岡山県歳出全体の22.0%を占めており、県行政でも重要な歳出部門となっている。従って、教育予算の実態はどのような状況にあるのか、又それは適正に消費されているのか、といった観点は、県民が大いに注視しているところである。

そこで、教育委員会の財務事務の執行が法令等に準拠しているか、また、その事務が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨（住民福祉の増進、最少経費で最大効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成しているか、その管理運営の実態を監査することは、大いに意義のあることと判断した。

(2) 具体的な監査のチェック項目

具体的な監査のチェック項目は以下の通りである。()内は各論項目を記載。

- ・事務機器等の物品の管理事務は適切に行われているか。(物品の購入・管理、情報関連機器等管理)
- ・委託・工事等の事務処理は適切に行われているか。(委託・工事等の事務処理)
- ・勤怠管理・人事評価を含む教職員の人事関係事務が適切に行われているか。(勤怠管理、教職員の人事評価)
- ・学校徴収金の管理を含む学校経理事務が適切に行われているか。(授業料管理、寄附金管理、奨学金管理、給食費管理、学校徴収金管理)
- ・県立学校の学校評価が適切に行われているか。(学校評価)
- ・生涯学習センター及び県立図書館における事務機器等の物品の購入・管理事務等や指定管理者の管理事務は適切に行われているか。(生涯学習センター、県立図書館)

4. 監査対象の県立学校等の選定理由

当包括外部監査の対象として選定した(1) 県立学校、(2) 生涯学習センター、(3) 県立図書館、(4) 公益財団法人岡山県育英会について選定理由を説明する。

(1) 県立学校

「県立学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、県が設置するものをいう。

岡山県教育委員会が所管する県立学校には、岡山県立中学校（3校）、岡山県立高等学校（51校）、岡山県立中等教育学校（1校）、岡山県立特別支援学校（14校）が該当する。

各県立学校における財務事務の執行状況を把握する必要性から、様々な課程や学科、教職員1人当たり生徒数や県からの直近での財務事務指導実績の有無も考慮し、以下の7校を監査対象の県立学校として選定した。

【監査対象とした県立学校及び監査の実施状況】

No.	県立学校名	往査日
①	東岡山工業高等学校	平成30年10月25日
②	岡山大安寺中等教育学校	平成30年10月29日
③	瀬戸南高等学校	平成30年10月30日
④	総社高等学校	平成30年10月31日
⑤	倉敷商業高等学校	平成30年11月2日
⑥	津山高等学校	平成30年11月5日
⑦	早島支援学校	平成30年11月6日

(2) 生涯学習センター、(3) 県立図書館、(4) 公益財団法人岡山県育英会

生涯学習センター、県立図書館については、岡山県教育委員会が所管する生涯学習に関する主要施設であるため選定した。

また、公益財団法人岡山県育英会については、岡山県が過去に実施していた奨学金事業を引き継いでいることから、関連団体として監査対象とした。

5. 監査の実施期間

平成30年4月1日から同31年3月31日まで

6. 外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	上坂岳大
同補助者	公認会計士	奥谷恭子
同補助者	公認会計士	難波 徹
同補助者	公認会計士	神出信茂
同補助者	公認会計士	宮本 豪
同補助者	公認会計士	鯉沼孝至
同補助者	公認会計士	菰口仁美
同補助者		中桐孝幸

7. 利害関係

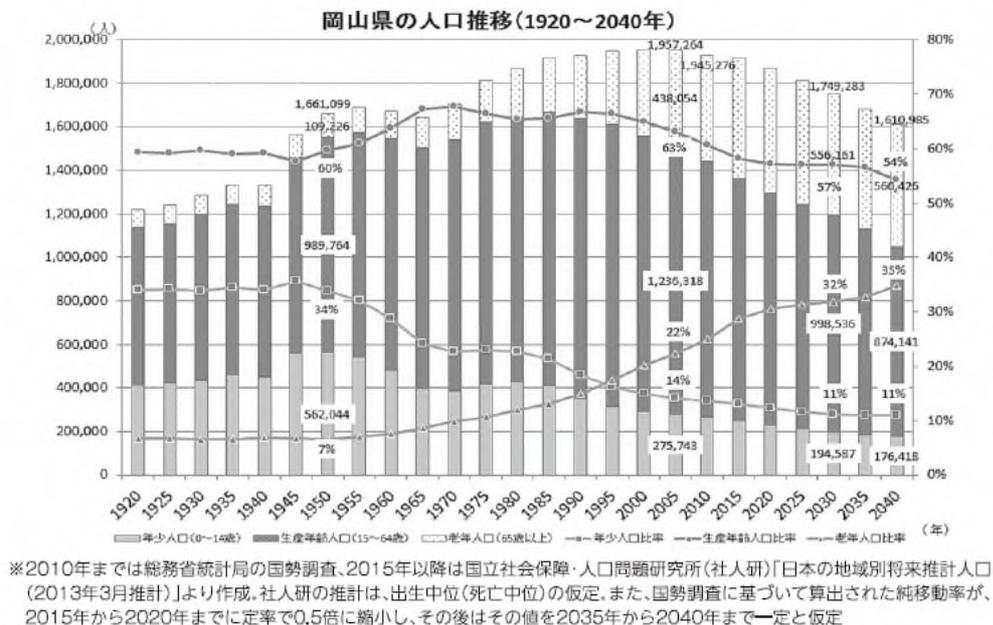
包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について自治法第252条の29に規定する一切の利害関係を有していない。

第2 外部監査対象の概要

1. 岡山県における教育関連施策

(1) 新晴れの国おかやま生き生きプラン

「新晴れの国おかやま生き生きプラン」は、県政において最上位に位置付けられる総合的な計画であり、県政推進の羅針盤として、将来の目指すべき岡山の姿を描く長期構想と、その実現に向けて、平成32年度までに重点的に取り組む行動計画という2つの性格を併せ持つものとなっている。



岡山県の人口は、2005年の約196万人をピークに減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所によると、2030年には約175万人、2040年には約161万人になると推計されている。また、1970年前後以降は、転入者数・転出者数ともに減少傾向にあり、基本的には小規模な転出超過(社会減)で推移している。

こうした人口減少社会においては、生産年齢人口の減少、国内市場の縮小、地域活力の低下など、さまざまな弊害が予想され、このまま将来的に人口減少に歯止めがかからない場合には、県民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、長期的視点に立った総合的な少子化対策の推進や、若い世代を中心とした人材の還流と定着に向けた魅力ある「しごと」づくり、労働生産性の向上や、労働力の確保に向けた働き方改革などに取り組む必要がある。

長期構想では、2030年頃を展望した目指すべき岡山の将来像について、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を目指すとともに、県民局の区域ごと（備前地域、備中地域、美作地域）に地域の目指す姿を示している。また、行動計画は、長期構想の実現に向けて取り組む戦略や施策を盛り込んだ計画とされる。

行動計画は、平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間としており、以下の3つの重点戦略を掲げている。

- ① 重点戦略Ⅰ 教育県岡山の復活
- ② 重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興
- ③ 重点戦略Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造

上記①に示す通り、長期構想で描く「生き生き岡山」の実現に向けて、教育が第一の重点戦略として掲げられている。

（2）第2次岡山県教育振興基本計画

岡山県教育委員会では、平成22年2月に岡山県教育振興基本計画（以下「1次計画」という）を策定し、中長期的な視点に立って取組を推進してきた。1次計画に基づき、これまで進めてきた取組の成果と課題、さらには平成27年8月に策定された岡山県教育大綱を踏まえるとともに、おかやま創生総合戦略など、岡山県、岡山県教育委員会が策定する各種計画等との整合を図り、平成28年2月に第2次岡山県教育振興基本計画（以下「2次計画」という）を策定した。

2次計画では、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とし、この間に取り組む施策の方向や主な取組は以下の通りとなっている。

【計画期間に取り組む施策の基本的方向】

1 魅力ある学校づくりの推進	
(1)	子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備
(2)	不登校問題への対応
(3)	教師の教える技術の向上等
(4)	就学前教育の充実等
(5)	活力ある小・中学校づくり
(6)	高等学校段階における教育の充実
(7)	特別支援教育の推進
(8)	特色ある私立学校教育の支援
(9)	大学等との連携
(10)	子どもたちの安全の確保
2 学びのチャレンジ精神の育成	
(1)	子どもたちの学力が伸びる仕組みづくり
(2)	国際化に対応した教育の推進
(3)	科学技術教育の推進
3 家庭・地域の教育力の向上	
(1)	家庭の教育力を高めることによる、子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着
(2)	地域住民の参画による学校教育支援、家庭教育支援等の取組と推進
(3)	キャリア教育、職業教育の推進
4 規範意識と思いやりの心、健やかな体の育成	
(1)	道徳教育の充実による規範意識の確立
(2)	いじめや暴力行為等への対策の推進
(3)	インターネット等青少年を取り巻く問題への対応
(4)	郷土愛の醸成
(5)	より良い社会づくりに参画する人材の育成
(6)	健やかな体の育成
(7)	人権教育の推進
5 生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興	
(1)	生涯学習活動の推進
(2)	文化創造活動の振興と文化財の保存・活用
(3)	生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進

2. 岡山県の県立学校等の概要

当包括外部監査の対象機関となる、(1) 県立学校、(2) 生涯学習センター、(3) 県立図書館、(4) 公益財団法人岡山県育英会についてその概要を記載する。(基準日：平成29年5月1日)

(1) 県立学校

① 東岡山工業高等学校

(A) 概要

名称	岡山県立東岡山工業高等学校
学校所在地	岡山県岡山市中区土田 290-1
創立年度	昭和 37 年 (1962 年)
教育方針	<p>【校訓】 自律 友愛 勤労 合理性</p> <p>【教育目標】 教育基本法および学校教育法の精神にのっとり、有為な社会人としてまた有能な工業人として、熱と愛と誇りを持った人間の育成を目的とする。</p>

(B) 施設

敷地面積 (㎡)

区分	校舎敷地	運動場
面積	29,720	20,700

校舎等延面積 (㎡)

区分	校舎	体育館	武道場	有朋会館	部室	雑建物
面積	15,845	1,366	496	806	175	1,093

(C) 設置課程と学科

課程	学科・コース	学級数	募集定員(人)
全日制	機械科	6	200
	電子機械科	6	
	電気科	3	
	設備システム科	3	40
	工業化学科	3	40
	計	21	280

(D) 在籍生徒数

学科	生徒数 (人)			
	1 学年	2 学年	3 学年	計
機械科	80	79	78	237
電子機械科	80	80	80	240
電気科	40	40	37	117
設備システム科	40	40	38	118
工業化学科	40	38	39	117
計	280	277	272	829

(E) 教職員数

教員数 (人)											職員数 (人)					
本兼別	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護(助)教諭	栄養教諭	講師	計	事務職員	実習助手	学校図書館事務員	校務技術員	その他	計
本務	1	1	1		2	51	3		5	64	6	13	1			20
兼務						2			6	8						

【学校写真】



② 岡山大安寺中等教育学校

(A) 概要

名称	岡山県立岡山大安寺中等教育学校
学校所在地	岡山県岡山市北区北長瀬本町19番34号
創立年度	平成22年(2010年)
教育方針	<p>【校是】 師弟同行(生徒と先生が寄り添い共に歩いていく)</p> <p>【教育方針】 高い志を抱き、パイオニア精神を持って、自らの進路を切り拓く人間の育成 自他を敬愛する心や協調の精神を持って、社会に積極的に貢献する人間の育成 豊かな教養と品性を備え、自立心を持って、国際社会を生き抜く人間の育成</p>

(B) 施設

敷地面積 (㎡)

区分	校舎延面積	運動場
面積	12,462	19,695

(C) 設置課程と学科

課程		学年	学級数	募集定員(人)
全日制	前期課程	1	4	160
		2	4	160
		3	4	160
	後期課程	4	4	160
		5	4	160
		6	4	160
計			24	960

(D) 在籍生徒数

生徒数 (人)						
1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	計
160	160	159	155	151	157	942

(E) 教職員数

教員数 (人)											職員数 (人)					
本兼別	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護(助)教諭	栄養教諭	講師	計	事務職員	実習助手	学校図書館事務員	校務技術員	その他	計
本務	1	1	1	1	2	51	2		2	61	7	1	1		3	12
兼務						2			10	12						

【学校写真】



③ 瀬戸南高等学校

(A) 概要

名称	岡山県立瀬戸南高等学校
学校所在地	岡山県岡山市東区瀬戸町沖 88
創立年度	昭和 28 年 (1953 年) (昭和 59 年改称)
教育方針	<p>【校訓】 創造 自律 友愛</p> <p>【教育方針】 自然や生命、地域や人との関わりを通して、心身共に健全で、礼儀正しく、心豊かな人材を育てる。 あらゆる教育活動に意欲的に取り組む、さわやかで活気あふれる生徒集団を育てる。</p>

(B) 施設

敷地面積 (㎡)

区分	建物敷地	運動場	実習圃場	山林	その他 (法面地)
面積	26,051	17,649	43,530	2,753	1,998

校舎等延面積 (㎡)

区分	校舎	体育館	武道場	雑建物
面積	12,012.63	1,378.39	350.30	912.70

(C) 設置課程と学科

課程	学科・コース	学級数	募集定員(人)
全日制	生物生産科	3	40
	園芸科学科	6	80
	生活デザイン科	3	40
	計	12	160

(D) 在籍生徒数

学科	生徒数 (人)			
	1 学年	2 学年	3 学年	計
生物生産科	41	36	40	117
園芸科学科	80	78	75	233
生活デザイン科	40	37	39	116
計	161	151	154	466

(E) 教職員数

教員数 (人)											職員数 (人)					
本兼別	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護(助)教諭	栄養教諭	講師	計	事務職員	実習助手	学校図書館事務員	校務技術員	その他	計
本務	1		1	1	1	32	1		1	38	5	9	1	2	1	18
兼務									19	19						

【学校写真】



④ 総社高等学校

(A) 概要

名称	岡山県立総社高等学校
学校所在地	岡山県総社市総社3-9-1
創立年度	大正6年(1917年)
教育方針	【校訓】 「総高魂」 ・何事にも本気で取り組み挑戦し続ける心 ・礼儀礼節を重んじる心 ・人を思いやる心 ・決して諦めない心

(B) 施設

敷地面積 (㎡)

区分	校舎敷地	屋外運動場
面積	20,098	13,944

校舎等延面積 (㎡)

区分	校舎	体育館
面積	9,935.47	1,824.68

(C) 設置課程と学科

課程	学科・コース	学級数	募集定員(人)
全日制	普通科	18	240
	家政科	3	40
	計	21	280

(D) 在籍生徒数

学科	生徒数 (人)			
	1 学年	2 学年	3 学年	計
普通科	230	237	239	706
家政科	40	40	39	119
計	270	277	278	825

(E) 教職員数

教員数 (人)											職員数 (人)					
本兼別	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護(助)教諭	栄養教諭	講師	計	事務職員	実習助手	学校図書館事務員	校務技術員	その他	計
本務	1	1	1	1	1	42	2		4	53	7	1	1			9
兼務									10	10						

【学校写真】



⑤ 倉敷商業高等学校

(A) 概要

名称	岡山県立倉敷商業高等学校
学校所在地	岡山県倉敷市白楽町 545
創立年度	明治 45 年 (1912 年)
教育方針	<p>【校訓】 至誠剛健</p> <p>【教育目標】 社会で通用する人間力を育成し、生徒一人ひとりの自己実現を図る</p>

(B) 施設

敷地面積 (㎡)

区分	校舎敷地	運動場
面積	16,813	21,914

校舎等延面積 (㎡)

区分	一般校舎	産振校舎	屋内運動場
面積	7,029	3,713	2,536

(C) 設置課程と学科

課程	学科・コース	学級数	募集定員(人)
全日制	商業科	15	320
	国際経済科	3	
	情報処理科	6	
	計	24	320

(D) 在籍生徒数

学科	生徒数 (人)			
	1 学年	2 学年	3 学年	計
商業科	200	204	196	600
国際経済科	40	36	41	117
情報処理科	80	77	80	237
計	320	317	317	954

(E) 教職員数

教員数 (人)											職員数 (人)					
本兼別	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護(助)教諭	栄養教諭	講師	計	事務職員	実習助手	学校図書館事務員	校務技術員	その他	計
本務	1	1	1	1	2	48	2		2	58	6	4	1			11
兼務						1			12	13						

【学校写真】



⑥ 津山高等学校

(A) 概要

名称	岡山県立津山高等学校
学校所在地	岡山県津山市椿高下 62
創立年度	明治 28 年 (1895 年)
教育方針	<p>【校訓】 畏天敬人</p> <p>【教育目標】 「人間形成」 敬愛の念を抱き、互いに練磨し、自己の未来を切り拓く人間の育成</p> <p>「真理追究」 知的好奇心と探求心に満ち、生涯を通して真理を追究する人間の育成</p> <p>「社会貢献」 進取の気概と世界的視野を持ちながら、広く社会の発展に貢献する人間の育成</p>

(B) 施設

敷地面積 (㎡)

区分	建物敷地	運動場	寄宿舎敷地	その他
面積	25,226	18,099	2,948	294

校舎等延面積 (㎡)

区分	普通教室	実験実習室	管理関係 その他	武道場	体育館
面積	1,649	3,027	9,013	710	1,712
区分	寄宿舎 (男)	寄宿舎 (女)	雑建物		
面積	679	269	1,065		

(C) 設置課程と学科

課程	学科・コース	学級数	募集定員(人)
全日制	普通科	15	200
	理数科	3	40
	計	18	240

(D) 在籍生徒数

学科	生徒数 (人)			
	1 学年	2 学年	3 学年	計
普通科	200	200	196	596
理数科	40	40	40	120
計	240	240	236	716

(E) 教職員数

教員数 (人)											職員数 (人)					
本兼別	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護(助)教諭	栄養教諭	講師	計	事務職員	実習助手	学校図書館事務員	校務技術員	その他	計
本務	1		2	1	2	48	1		3	58	5	3	1			9
兼務						6			18	24						

【学校写真】



⑦ 早島支援学校

(A) 概要

名称	岡山県立早島支援学校
学校所在地	岡山県都窪郡早島町早島 4063
創立年度	昭和49年(1974年)
教育方針	<p>【校訓】 「希望(あかるく)」「友愛(なかよく)」「自立(いきいきと)」</p> <p>【教育目標】 障害による学習上又は生活上の困難を克服して、明るく強く生きる人間を育てる。 知性を磨き、人との関わりを大切にしながら心情豊かに生きる人間を育てる。 個性を生かし、主体的に生きる力を身に付けて、社会参加できる人間を育てる。</p>

(B) 施設

敷地面積 (㎡)

区分	校舎敷地	運動場	その他
面積	11,661	1,611	28,435

校舎等延面積 (㎡)

区分	校舎	体育館	雑建物
面積	7,567.86	963.80	462.72

(C) 学級数

区分	学級数
小学部	31
中学部	12
高等部	17
計	60

(D) 在籍生徒数

学科	生徒数 (人)						
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	計
小学部	16	16	10	18	12	7	79
中学部	7	13	9	-	-	-	29
高等部	16	15	12	-	-	-	43
計	39	44	31	18	12	7	151

(E) 教職員数

教職員数 (人)										職員数 (人)				
校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護(助)教諭	栄養教諭	講師	計	事務職員	実習助手	寄宿舎指導員	その他	計
1	1	7	1	2	102	2	1	16	133	7	3			10

【学校写真】



(2) 生涯学習センター

(A) 概要

近年、社会の各分野において生涯学習への関心が高まり、学校、地域、職場等において、個人やグループが様々な機会や手段・方法を利用して多種多様な学習活動を行っている。

このように生涯学習が盛んに行われている社会的背景として、所得水準の向上、自由時間の増大、高齢化の進行等に伴い、学習自体に生きがいを見出すなど人々の学習意欲が高まっていることに加え、科学技術の高度化や情報化・国際化の進展により、絶えず新たな知識・技術を習得する必要性が生じていることが挙げられる。

生涯学習センターは、こうした人々の高度化・多様化する学習需要に応じて生涯学習の振興を図る観点から、平成2年に中央教育審議会が文部大臣に対し「生涯学習の基盤整備について」を答申し、これを受けて各都道府県が設置したものである。

岡山県生涯学習センターは、上記の答申を受け、岡山県立短期大学跡地に建設され、平成8年12月に竣工、平成9年2月にオープンした。

(B) 施設

敷地面積 (㎡)

区分	敷地面積	建築面積	延床面積
面積	45,010	7,566	14,320

【岡山県生涯学習センター全景】



【施設概要】

建 物	階 別	室 名	面 積	定 員	主 要 設 備 内 容
情 報 ・ 創 作 棟	1階	視 聴 覚 室	261㎡	72人	ハイビジョン対応のプロジェクター、その他各種映像再生機器
	2階	大 研 修 室	261㎡	150人	液晶プロジェクター、簡易ステージ、DVDビデオデッキ、演台、ホワイトボード、スクリーン
		ミーティング室1	28㎡	18人	ホワイトボード
		ミーティング室2	22㎡	12人	ホワイトボード
		ミーティング室3	28㎡	18人	ホワイトボード
		幼児プレイルーム	50㎡	—	幼児用絵本、おもちゃ、ビデオ付テレビ等
	3階	和 研 修 室	33㎡	—	茶道用道具 (有料)
		洋 研 修 室	33㎡	12人	—
		陶 芸 教 室	39㎡	24人	作業台、電動ろくろ等陶芸工具
		木 工 教 室	39㎡	8人	卓上糸鋸盤等木工具
		美 術 教 室	80㎡	35人	チャートハンガー、各種画材用具等、プロジェクションテレビ
		書 道 教 室	66㎡	32人	チャートハンガー、プロジェクションテレビ
	4階	パソコン教室1	116㎡	40人	パソコン41台、カラープリンター
		パソコン教室2	66㎡	20人	パソコン21台、スキャナ付プリンター
		ボランティア室	40㎡	18人	ホワイトボード、スクリーン
		ミーティング室4	40㎡	18人	ホワイトボード、スクリーン
		ホ ス ト 室	66㎡	—	—
		講 師 控 室	28㎡	—	—
	5階	録画・録音スタジオ	116㎡	—	ベータカムレコーダー等映像機器、デジタルミキサー等音声録音機器、グランドピアノ (有料)
		編 集 室	21㎡	—	ビデオタイトラ、ビデオエディティングシステム、パソコン、Hi8・VHS・DV編集機等
		ミーティング室5	58㎡	26人	ホワイトボード
		試 写 室	66㎡	18人	プロジェクター、DVDプレーヤー、16ミリ映写機等
	講 義 棟	1階	校 長 室	40㎡	—
応 接 室			40㎡	—	—
事 務 室			75㎡	—	(高校事務室、センター総務課)
所 長 室			40㎡	—	—
セン タ ー 職 員 室			80㎡	—	(センター振興課)
会 議 室			121㎡	63人	—
小 会 議 室			64㎡	32人	—
印 刷 ・ 準 備 室			64㎡	—	—

建 物	階 別	室 名	面 積	定 員	主 要 設 備 内 容
講 義 棟	2 階	教 員 室	160㎡	—	—
		コ ン ピ ュ ー タ 室	40㎡	—	—
		印 刷 室	40㎡	—	—
		保 健 室	66㎡	—	—
		進 路 指 導 室	54㎡	—	—
		生 徒 会 室	43㎡	—	—
		綜 合 実 践 室	163㎡	—	パソコン 42台
		休 養 更 衣 室	80㎡	—	—
		教 育 相 談 室	40㎡	—	—
	3 階	放 送 室	40㎡	—	—
		自 習 室	80㎡	—	—
		CR(クラスルーム)× 6	64㎡	40人	—
	4 階	社 会 科 教 室	120㎡	40人	ホワイトボード
		コ モ ン ホ ー ル	80㎡	—	自動販売機、洗面台
		ロ ッ カ ー ル ー ム	80㎡	—	—
	5 階	CR(クラスルーム)× 6	64㎡	40人	—
		生 物 教 室	120㎡	40人	—
		化 学 教 室	121㎡	40人	—
5 階	CR(クラスルーム)× 2	64㎡	40人	—	
	L L 教 室	120㎡	40人	LLシステム	
	音 楽 教 室	117㎡	40人	グランドピアノ、CD等音響機器	
	披 服 教 室	121㎡	40人	—	
交 流 棟	1 階	調 理 教 室	120㎡	40人	—
		展 示 ス ペ ー ス	200㎡	—	生涯学習センター総合案内、展示パネル、展示ケース
	2 階	交 流 ロ ビ ー	220㎡	80人	プロジェクションテレビ
		視 聴 覚 コ ー ナ ー	160㎡	—	DVD用ブース(8ブース)
		情 報 関 覧 コ ー ナ ー	144㎡	—	—
体 育 館 ・ ホ ー ル	1 階	学 習 相 談 コ ー ナ ー	80㎡	—	生涯学習情報提供システム公開端末機(2台)
		図 書 ・ フ ラ ウ ジ ン グ コ ー ナ ー	160㎡	—	—
		武 道 場	336㎡	—	—
	2 階	リ ハ ー サ ル 室	93㎡	—	—
		楽 屋 1	12㎡	—	洗面台、丸椅子、コートハンガー
2 階	楽 屋 2	25㎡	—	洗面台、丸椅子、コートハンガー	
学 生 食 堂	1 階		314㎡	220人	可動椅子500席(有料)、各種音響・照明設備、プロジェクションテレビ、OHC
喫 茶 棟	1 階		132㎡	64人	鳥城高等学校専用 (グリルばる)
グ ラ ウ ン ド			7,273㎡	—	夜間照明
テ ニ ス コ ー ト			1,254㎡	—	オムニコート2面
駐 車 場		立 体 ・ 平 面	1,751㎡	—	普通車180台、大型バス4台、身体障害者用1台
		芝 生	976㎡	—	普通車29台、身体障害者用3台
人 と 科 学 の 未 来 館 サイ ビ ア	1 階	科 学 体 験 ・ 学 習 広 場	237㎡	—	液晶プロジェクター、大型モニター、スクリーン他
		プ ロ デ ュ ー ス セ ン タ ー	70㎡	—	ホワイトボード他
		親 子 サ イ エ ン ス ル ー ム	33㎡	—	幼児用絵本、おもちゃ、各種遊具他
	2 階	企 画 展 示 室	101㎡	—	液晶プロジェクター、スクリーン他
2 階	サイ エ ン ス ド ー ム	176㎡	132人	—	投影機他

(C) 運営の基本方針と主な事業計画（平成29年度）

岡山県生涯学習センターは、県民の生涯にわたる学習活動の振興を図るため、県の拠点施設として、「第2次岡山県教育振興基本計画」等を踏まえ、市町村や関係機関などとの連携を図りながら、次の事項を重点として運営する。

- ① 地域の課題解決の中核となる人材を育成し、ネットワークづくりを進める。
- ② まちづくりの拠点となる公民館活動を支援する。
- ③ 若者の社会参画を推進する。
- ④ 県民の学習を支援するための生涯学習情報を積極的に発信する。
- ⑤ 科学教育を推進する。

【平成29年度 主な事業計画】

1 人材育成					
事業名	主な内容	対象：定員	期間	予算	
生涯学習・社会教育関係職員研修講座 初任者研修	生涯学習・社会教育行政の推進に必要な基礎的な知識・技能の研修を行い、行政職員や生涯学習推進者としての資質の向上を図る。また、職員間のネットワークづくりを支援する。(第2回は、県北・県南の2会場で実施)	生涯学習・社会教育推進担当で勤務年数が少ない方 基礎的な知識を学びたい方 等	4月～5月	221千円	
親育ち応援学習リーダースキルアップ講座	「親育ち応援学習リーダー養成講座」の修了生や「親育ち応援学習プログラム」を活用している家庭教育関係者が一堂に会して交流や情報交換を行うことで、ファシリテーターのスキル向上や「親プロ」活用に向けての各地域でのネットワークを構築する。また、今年度作成した追加プログラムを紹介し、活用を促進する。	平成23～28年度「親育ち応援学習リーダー養成講座」修了生、市町村家庭教育担当者、保健福祉関係者、家庭教育支援チーム員、「親育ち応援学習プログラム」活用に興味のある方 等	6月～10月	351千円	
岡山県公民館連合会研修会	公民館研究者等の講演や公民館における現代的課題についての研修を行い、職員や市町村公民館担当者の資質の向上を図る。	公民館職員、市町村教育委員会公民館担当者	5月～30年1月	県公連予算で対応	
視聴覚ライブラリー担当者研修会	視聴覚ライブラリーの運営上の諸問題を話し合い、視聴覚教育の一層の向上を目指す。	視聴覚ライブラリー職員	7月	県視連予算で対応	
地域づくり人材養成セミナー	若者発！まちプロ	地域活動に興味・関心をもつ県内大学生等を対象に、岡山県内の地域づくりの第一線で活躍している方とところへインターンへ行き、PDCAサイクルを体験する実践型研修をとおして、自らの思いを社会の中で実現させる行動力や自主性を身につけ、それぞれの地域や学校で活躍する人材の育成を図る。	県内大学生等	5月～9月	498千円
	【新】若者と「つながる」事業	大学生や社会人(20～40歳ぐらい)を対象に、今若者がおかれている現状・課題についての理解を深めるとともに、若者との関わり方や大人の役割について考え、実際に高校生とかかわる活動を通して、これからも地域社会の中で、若者支援に携わったり、広めたりしていこうとする人材の育成を図る。	大学生や社会人(20～40歳ぐらい)等	9月～1月	

<p>【新】社会教育実践専門講座</p>	<p>県内市町村の生涯学習・社会教育担当職員や公民館職員、関連する機関・団体の職員、ボランティア、NPO等を対象に、県の社会教育行政の当面する諸課題に対応し、事業や講座の企画・立案、人や情報のコーディネート、各種団体等との連携など、専門的な知識・技術に関する研修及び日常の業務に役立つ実践的な研修を行う。</p>	<p>生涯学習・社会教育担当職員、公民館職員、首長部局関係職員、社会教育施設職員、学校教育関係者、社会教育・生涯学習に関わるボランティア・NPO等</p>	<p>9月～12月</p>	<p>258千円</p>
<p>【新】みんな集まれ！社会教育宿泊研修</p>	<p>おやかま子ども応援事業・中高生の出番づくり・就学前の子ども（親子）を対象にした講座づくり等の県が推進する施策に焦点をあて、1泊2日の宿泊研修を通して地域づくりに関わる広い範囲のネットワークづくりと資質向上を図る。</p>	<p>市町村行政担当者、公民館職員、地域おこし協力隊、社会教育委員、NPO関係者、企業CSR担当者等</p>	<p>9月</p>	<p>339千円</p>
<p>統括・中核コーディネーター養成講座</p>	<p>○中学校区内を統括し、市町村教育委員会や学校・園の地域連携担当者との連携・協働のもと、地域の実情に応じて、中学校区内の学校支援、放課後・土曜日等支援、家庭教育支援等のコーディネーター同士の連絡調整を行ったり、コーディネーターへの助言・指導、未実施地域における「地域学校協働活動」の推進等を行う、中核コーディネーターを養成する。 ○中核コーディネーターに関する活動について、市町村担当者の理解と資質向上を図る。</p>	<p>市町村担当者（必須）と中核コーディネーター（中学校区を統括するコーディネーター）を目指している地域コーディネーター（市町村から推薦。人数指定なし）</p>	<p>5月～30年2月</p>	<p>223千円</p>

2 調査研究と市町村・公民館支援

事業名	主な内容	対象：定員	期間	予算
<p>家庭教育支援に関する調査研究</p>	<p>家庭教育支援を推進するため、就学前の子ども（親子）を対象にした取組の好事例等に関する調査研究を実施する。</p>	<p>県内市町村、公民館、学校園、各種団体</p>	<p>年間</p>	<p>218千円</p>
<p>生涯学習・社会教育よろず相談</p>	<p>市町村の生涯学習・社会教育計画、各地域に応じた課題、諸事業などについて、大学関係者、県生涯学習センター社会教育主事（コンサルタント）等が、市町村教育委員会、公民館等に対するコンサルティングを行うことにより、より有効な生涯学習・社会教育推進体制の整備を図る。</p>	<p>県内市町村、公民館、学校、各種団体</p>	<p>年間</p>	<p>174千円</p>
<p>公民館「地域のつながりづくり」実証プログラム</p>	<p>地域の拠点である公民館が培ってきた「地域のつながりづくり」のノウハウを、先進的な取組を実施している公民館の具体的な活動を通じて実証することにより、公民館の重要性について世論喚起する。</p>	<p>公民館（3館）</p>	<p>5月～30年1月</p>	<p>県公連予算で対応</p>
<p>岡山県公民館連合会</p>	<p>県下の公民館等と連携し、ESDの観点に立った公民館活動の振興発展に寄与する。</p>	<p>公民館職員</p>	<p>随時</p>	<p>県公連予算で対応</p>

3 学習情報の積極的な発信

事業名	主な内容	対象：定員	期間	予算
【新】生涯学習情報提供システムの更新事業	「ばるネット岡山」システムを更新し、学習情報提供の更なる充実を図る。		4月～30年2月	運営費で対応
生涯学習情報の収集・整理	コンピュータネットワークで提供する「講座・講演情報」「講師・ボランティア情報」等の更新と情報量の増加を図るとともに、分野によっては内容を精選し、広く広報を行う。		常時	運営費で対応
生涯学習大学	県の特性を生かした講座を開設するとともに、多様な学習講座を体系化し情報提供する。さらに、学習成果を評価することにより社会参加の促進を図る。 (主催講座) 生涯学習センターが主催する講座（3講座） (連携講座) 他の行政機関及び民間が主催する講座	県民一般 定員各30名 定員各講座ごと	年間	5,846千円
生涯学習「受講生の集い」	岡山県生涯学習大学の受講生に対し、証書の授与や学習成果発表の場を提供するとともに、記念講演会を開催し、本県における生涯学習の普及・啓発を図る。	受講生 県民一般	2月	
学習相談	学習相談員が面談、手紙、電話、ファクシミリ、電子メールで、生涯学習に関する相談に応じる。	県民一般	常時	運営費で対応
情報・図書資料の収集・整理	図書、逐次刊行物、新聞等を収集・整理し学習者に提供する。	県民一般	常時	運営費で対応
視聴覚コーナーの整備・運営	専用ブースで、郷土に関する映像や映画、アニメーション等を提供する。	県民一般	常時	運営費で対応
視聴覚教材・機材の整備・貸出	視聴覚教材や機材の整備・貸出等を行い、学習活動を支援する。	県内の団体	常時	1,445千円
視聴覚教育の普及・広報活動	視聴覚教育の指導者の養成に努めるとともに、16ミリ映写機利用セミナーを開催するなど、一般への視聴覚教育の普及を図る。 視聴覚教材目録を作成し、視聴覚教材の利用促進を図る。	教材利用団体	随時	運営費で対応
16ミリフィルムデジタル化事業	郷土岡山を紹介する貴重な16ミリフィルムの映像をデジタル化し、広く県民に公開するとともに、後世に映像資料として伝える。			運営費で対応
岡山県視聴覚ライブラリー連絡協議会	県下の視聴覚ライブラリーとの連携を図り、視聴覚教育の推進を図る。	視聴覚ライブラリー職員	随時	県視連予算で対応
センターだより（情報誌）等の発行	センターの事業等を紹介するために、要覧、リーフレット、情報誌等を作成し、関係機関等に配布する。	県民一般 関係機関	要覧 年1回 情報誌 年2回 リーフレット 随時	運営費で対応

4 「学び・交流の場」としての機能充実

事業名	主な内容	対象：定員	期間	予算
京山祭	生涯学習センターの施設の一部を開放し、体験や遊びのコーナーを設け、家族や仲間とのふれあいや交流の場を提供する。	県民一般	6月・12月	互助助成事業予算で対応
発表・展示・交流	展示スペース、交流ロビー等を生涯学習の成果の発表の場として提供する。	生涯学習関連団体 県民一般	随時	運営費で対応
施設ボランティア活動の促進	自己実現及び社会参加を目的に、自発的、自主的なボランティアとしての活動を促し、生涯学習センター、人と科学の未来館サイピアの運営機能の活性化を図る。	県民一般	常時	運営費で対応
施設・設備の提供	県民に生涯学習センターの施設・設備を提供し、生涯学習を支援する。	関係機関 県民一般	常時	運営費で対応

5 科学教育の推進

事業名	主な内容	対象：定員	期間	予算
人と科学の未来館サイピアの運営支援 (指定管理者実施)	<p>プラネタリウム投影 ドーム内イベント（コンサート、記念講演） 企画展示 科学実験教室等</p> <p>学校学習の受入れ 子ども科学クラブ（天文・科学） 友の会</p> <p>科学フェスティバル サイエンス・インストラクター</p> <p>パンフレット、チラシ、広報紙</p>	<p>県民一般 県民一般 県民一般 県民一般</p> <p>小中学校等 会員 会員</p> <p>県民一般 県民一般</p> <p>県民一般</p>	<p>年間 年間 年間 休日、夏休み等 随時(平日) 各年間9回 交流会 年1回 会報誌 年4回 夏期 養成講座 年2回 随時</p>	46,276千円
JAXAとの連携事業	<p>JAXAとの事業連携に基づき、関係機関、団体や市町村教委等と連携を図り、学校教育及び社会教育支援事業を実施し、宇宙教育の振興を図る。</p> <p>○学校教育支援活動：県内2小学校を中心に計画 ○教職員研修支援活動：総合教育センター研修において計画 ○社会教育支援活動：コズミックカレッジ ：宇宙の学校 ：宇宙の学校指導者セミナー ：宇宙教育リーダーセミナー ○パブリックビューイング</p>	<p>県内2小学校 県内教員</p> <p>県民一般 県民一般 県民一般 県民一般</p>	<p>年4回 年1回</p> <p>年1回 年4回 年1回 年1回 随時</p>	1,345千円
連携・協働型事業	県教育委員会や県高等学校工業教育協会との連携・協働により、魅力的な事業の誘致、共催実施等を図る。	県民一般	随時	運営費で対応
専門委員会の開催	有識者等による専門委員会を開催し、休日向けの科学教室や平日の学校学習利用、プラネタリウムの運営内容などについて、専門的見地から意見を聴取し、各種施策に反映させる。		年1回	運営費で対応

(D) 往査日：平成30年11月7日

(3) 県立図書館

(A) 概要

現在の岡山県立図書館は、平成16年3月に竣工し、同年9月に開館している。2016年度の来館者数は1,044千人、個人貸出冊数は1,475千冊で都道府県立図書館の中では全国で最も多い（日本図書館協会調べ、なお市町村立図書館を加えた公共図書館全体では最多ではない）。

(B) 施設

建設場所	岡山県岡山市北区丸の内2丁目6-30		
土地面積	13,277.06 m ²	延床面積	18,193 m ²
建築面積	4,327.95 m ²	階層	地上4階、地下1階
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造（免震構造）・ 一部鉄筋コンクリート造（地下）		
建物の高さ	地上23m	建物の長さ	東西78m、南北38m
駐車場	174台（地下93台（うち障害者用4台）、地上81台）		

図書収蔵能力	約230万冊 閲覧室30万冊、書庫200万冊)		
	閲覧室		書庫
	1階 170,000冊	総合 10,000冊 人文 110,000冊 外国語 20,000冊 児童 30,000冊	固定書庫 3階) 50万冊 集密書庫 4階) 110万冊 自動化書庫 3~4階) 40万冊
	2階 130,000冊	社会 50,000冊 自然 50,000冊 交通文化 5,000冊 郷土 25,000冊	貴重書庫 3階) 1万冊 図書館協力室 3万冊
閲覧室	368席（1階 159席、2階 209席） お車椅子専用席 8席（1、2階各4席） 拡大読書機 2台（1、2階各1台） インターネット接続可能な情報コンセント設置 193席		

(C) 基本方針及び事業内容（平成29年度予算）

（基本方針）

高度情報化、国際化の進展や高齢化の進行などにより、近年、県民の学習意欲は急速に高まっており、これらに対応できるような生涯学習社会の実現が求められている。このような背景の下、県立図書館は、本県の学習、公共図書館の中核拠点として、また、歴史・文化に関するデジタル・アーカイブ機能を持つデジタル情報の受発信基地として、県民が気軽に利用できる環境づくりを進め、「生き生き岡山」の実現を図るとともに、県民文化の向上に寄与することを目的として活力ある図書館活動を推進する。

（基本的性格）

① 県民に開かれた図書館

県民の参加でつくる開かれた図書館とし、県民が必要とする資料、情報を利用できる機能と蔵書構成を整備する。また、生涯学習推進の拠点施設として、豊かな読書や学習・文化活動のできる環境を整備する。

② 県域の中核となる図書館

すべての県民が身近な生活圏内で図書館を利用できるように全県域の図書館振興を目指し、県内公共図書館への支援の一層の充実を図るとともに、サービスを支える図書館職員の力量の向上に努める。県域ネットワークを補完するため、国立国会図書館、都道府県立図書館等の県外諸機関とも連携してネットワークを形成する。

③ 調査・研究センターとしての図書館

主題別6部門（※）制の特徴を生かし、多様化・専門化していく県民の知的ニーズに応えられる調査・研究支援機能の充実を図る。県民の仕事や暮らし、地域の課題の解決に役立つ資料・情報・学習機会を提供する。

※総合サービス、人文科学、児童、郷土、自然科学、社会科学の6部門

④ デジタルネットワークに対応する図書館

デジタル情報の受発信基地を目指し、デジタル岡山大百科（岡山県立図書館の運営する電子図書館）の充実と活用を促進する。岡山県立図書館単独のサービスだけでなく、デジタルネットワークを活用することによって、外部の情報メディアの導入と利用促進を図る。

⑤ 資料保存センターとしての図書館

将来にわたって県民の財産となる図書館資料を収集、整理、保存して後世へ継承するとともに、県域における有効な活用を図る。また、県内公共図書館等からの移管資料の受入を行う。

【平成 29 年度予算】

(単位：千円)

項目	予算額	摘要
図書館協議会	281	図書館協議会開催経費
維持運営費	246,689	嘱託・アルバイト人件費、運営費
コンピュータ運営費	68,173	図書館業務システム、蔵書検索システム、横断検索システム等のリースに要する経費
図書館協力業務費	13,847	図書館職員等研修講座、岡山県公立図書館ネットワーク構築事業、図書館相互貸借事業、子どもの読書活動推進連絡会等
資料整備費	124,604	図書資料・視聴覚資料の整備、有料データベース
図書館サービス業務費	582	多言語資料相談、視覚障害者等へのサービス、県立図書館とことん活用講座
「県立図書館フェスタ」事業	610	企画展示、公開講座等の開催
ボランティアスキルアップ講座	277	障害者支援講座、児童サービス支援講座
計	455,063	

(D) 往査日：平成 30 年 11 月 8 日

(4) 公益財団法人岡山県育英会

(A) 概要

公益財団法人岡山県育英会の概要

1 設立	財団法人岡山県育英会設立許可（大正13年4月29日）	
2 目的	一般有為の子弟のうち、心身健全・学力優秀な学生生徒で、経済的理由により修学困難なものに対し、奨学上必要な業務を行い、もって将来社会に貢献し得る有為な人材を育成する。	
3 沿革	大正13年4月	財団法人岡山県育英会設立許可
	昭和21年4月	岡山県出身東京都在住学生対象学生寮発足
	昭和44年9月	財団法人岡山県育英会主管の変更（文部省から県教委へ）
	昭和45年9月	東京寮新築移転（東京都港区高輪）
	昭和59年4月	小規模高等学校の再編整備実施に伴う通学費貸付事務の受託（平成元年3月 通学費貸付終了）
	平成16年4月	高等学校の再編整備実施に伴う通学費貸付事務の受託（平成27年3月 通学費貸付終了）
	平成16年9月	旧日本育英会の移管に伴う高等学校奨学金の予約採用事務実施
	平成17年4月	旧日本育英会の移管に伴う高等学校奨学金の在学採用事務実施
	平成21年9月	岡山県実施の「岡山県高等学校貸付奨学金」移管に伴う修学奨学金の予約採用事務実施
	平成22年4月	岡山県実施の「岡山県高等学校貸付奨学金」移管に伴う修学奨学金の在学採用事務実施
	平成25年4月	公益財団法人岡山県育英会移行設立
4 事業概要	(1) 奨学金の貸付	
	高等学校等	月額 18,000 円（国公立 自宅）
		月額 23,000 円（国公立 自宅外）
		月額 30,000 円（私立 自宅）
		月額 35,000 円（私立 自宅外）
	(2) 学生寮の管理運営	
	名称：岡山県育英会東京寮 所在地：東京都港区高輪3丁目14-21	
(3) 通学費の貸与（期間限定事業：平成16年4月～平成27年3月）		
高等学校	月額 18,000 円	

(出所:公益財団法人岡山県育英会 HP)

(B) 組織の状況

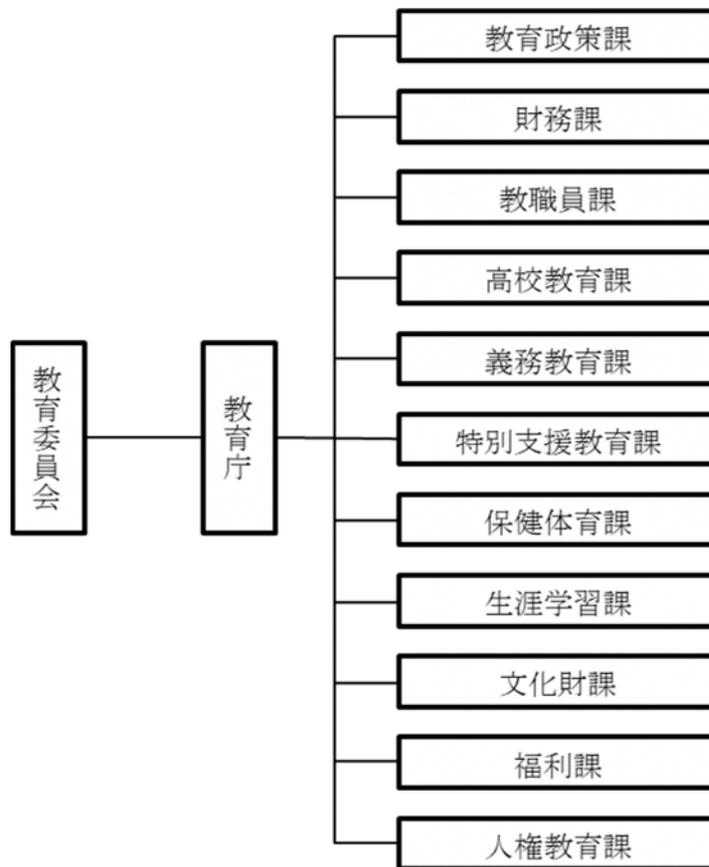
理事会	11名	会長(元教育長)、副会長(県教育長/県町村会会長) 常務理事(県生涯学習課長)他 理事7名
評議員会	11名	市長会代表・町村会代表・県教育庁職員 他評議員8名
監事	2名	市長会事務局長、町村会事務局長
顧問	1名	岡山県知事
事務局	8名	常務理事、幹事(3名)、事務長、書記(3名)
東京寮	1名	寮長

(C) 事業内容

- ①学資の貸与(岡山県育英会奨学事業)
- ②学生寮の維持経営(東京寮)
- ③その他法人の目的を達成するために必要な事業

3. 県立学校等を所管する岡山県教育委員会の概要

(1) 組織図



(2) 各課の職員数及び事務分掌

平成 29 年度の岡山県教育委員会の各課の職員数及び事務分掌は次の通りである
(下記、課に所属しない教育長 1、教育次長 2 を除く)。

課名	班名	員数	事務分掌
教育政策課		2	
	人事班	9	職員の人事・給与・旅費・服務・研修、公務災害、表彰、文書、条例規則、市町村教委指導、教育行政相談、公印管守、教育関係法人
	秘書広報班	6	委員会会議、秘書、請願陳情、高齢者叙勲、公聴広報、調査統計
	教育企画班	5	教育政策の企画・調査・総合調整、危機管理対策、教育委員会事務点検・評価、環境対策
財務課		3	
	財務班	8	予算編成執行、県議会関係事務、経理の集中管理、就学援助費等国庫補助金、就学支援金等、国庫支出金
	給与管理班	4	教職員給与費、義務教育費国庫負担金
	施設班	8	教育財産の取得・処分・管理、県立学校施設整備・営繕
	助成班	3	公立文教施設整備費国庫負担金・交付金、公立学校施設整備指導、公立文教施設諸調査
教職員課		6	
	給与免許班	7	教職員給与、教育職員免許状、職員団体事務、公務災害、教職員の争訟事務
	義務教育人事班	5	教職員の人事・服務・定数管理、教職員の叙勲・表彰
	高校教育人事班	4	
	評価・企画班	7	教職員の人事評価、学校の組織運営に関する企画・調査、教職員採用試験、働き方改革、コンプライアンスの推進
高校教育課		5	
	振興班	4	産振施設・設備、理振設備、定通修学奨励、IT 基盤整備
	指導班	5	高等学校・中等教育学校教育課程の指導、学力向上、心の教育、環境教育、グローバル化に対応した教育、教職員研修、教科書採択、キャリア教育
	職業指導班	4	教育課程の指導、情報教育、環境教育、教職員研修、教科書採択、キャリア教育
	管理班	9	高校教育体制整備、中高一貫教育、県立中・高・中等教育学校の学級編成・生徒募集定員・入学者選抜・通学区域、高校教育の機会確保、公立高校等の設置・廃止

課名	班名	員数	事務分掌
義務教育課		2	
	振興班	4	教育研究団体助成
	指導班	6	小・中学校教育課程の指導、就学前教育の指導、小中一貫教育、心の教育、グローバル化に対応した教育、へき地教育、教科書採択、教職員研修、キャリア教育、市町村立幼・小・中学校の設置・廃止
	学力向上対策班	5	全国学力・学習状況調査、県学力学習状況調査、授業改革支援、補充学習支援
	生徒指導推進室	9	生徒指導、いじめ・暴力行為・不登校等対策、教育相談、教職員研修
特別支援教育課		2	
	振興班	3	特別支援教育就学奨励費
	指導班	5	特別支援学校教育体制整備、就学指導、教育課程、教職員研修、教科書採択、キャリア教育、生徒募集定員、入学者選抜、特別支援学校の設置・廃止
保健体育課		2	
	振興班	4	学校体育・学校給食施設整備、災害共済給付金、学校医等の任免
	健康・安全教育班	5	児童生徒の健康管理、学校保健安全指導、学校環境衛生・環境安全管理指導、学校給食指導、防災教育
	学校体育班	4	学校体育の指導、競技力の向上、体力づくりの推進
生涯学習課		2	
	振興班	4	社会教育施設整備、社会教育関係補助金、高校卒業程度認定試験、高等学校奨学金
	企画推進班	4	生涯学習の振興、生涯学習施設支援、子どもの読書活動の推進、ESD(持続可能な開発のための教育)・ユネスコ活動、学校文化活動の促進
	社会教育班	5	社会教育の振興、家庭教育、青少年教育、成人教育、社会教育委員、社会教育関係団体
文化財課		2	
	文化財保護班	6	文化財の指定・保存・活用、文化財保護審議会、銃砲刀剣類登録
	埋蔵文化財班	3	埋蔵文化財の調査・保存・活用
福利課		2	
	福利厚生班	6	退職手当、児童手当、教職員住宅、財形貯蓄、岡山宿泊所、共済組合、互助組合
	健康管理班	4	教職員の健康管理
	年金班	1	年金、恩給
人権教育課		2	
	企画推進班	5	人権教育行政の推進、市町村への支援、指導者の養成
	指導班	3	人権教育の推進・指導・研修、指導資料の作成
人数合計		204	

4. 岡山県における県立学校等に対する財務指導の概要

(1) 岡山県教育庁財務課による財務指導の概要

岡山県教育庁財務課による県立学校への財務指導の過去5年間の実施状況は以下の表の通りである。なお、表中にある「監査立会」とは岡山県監査事務局による事前調査への岡山県教育庁財務課による立会のことを示している。

財務事務指導訪問校一覧

(■監査立会 & 学校徴収金実態調査、○監査立会、△学校徴収金実態調査)

所属名	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1 岡山朝日高等学校		○	△		
2 岡山操山高等学校 (中学校含む)	△		○	○	
3 岡山大安寺中等教育学校		○	△		○
4 岡山工業高等学校		■			
5 東岡山工業高等学校	○	○	○	△	○
6 岡山東商業高等学校	○			○	
7 岡山南高等学校			○		○
8 倉敷青陵高等学校			○	○	△
9 倉敷天城高等学校 (中学校含む)		○	△	○	
10 倉敷中央高等学校		○	△		
11 倉敷工業高等学校		○	○		○
12 水島工業高等学校	○	■			
13 倉敷商業高等学校	○		○		■
14 津山高等学校 (中学校含む)				■	
15 津山工業高等学校		△	○		
16 津山商業高等学校					
17 津山東高等学校		○		△	
18 玉野高等学校	○		○		
19 玉島高等学校					
20 玉島商業高等学校	○	○		○	△
21 笠岡高等学校	○		○		■
22 笠岡工業高等学校	○				△
23 笠岡商業高等学校	○	△		○	○
24 西大寺高等学校	○			■	
25 井原高等学校	○	■	○		
26 総社高等学校	■	○		○	○
27 高梁高等学校		○	○		
28 新見高等学校		○			○
29 瀬戸高等学校				■	
30 瀬戸南高等学校			△		

財務事務指導訪問校一覧

(■監査立会 & 学校徴収金実態調査、○監査立会、△学校徴収金実態調査)

	所属名	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
31	和気閑谷高等学校	■		○	○	○
32	邑久高等学校	○			○	○
33	興陽高等学校		△			
34	鴨方高等学校	○			△	○
35	矢掛高等学校					■
36	高松農業高等学校	△	○	○	○	
37	勝山高等学校	■	○	○		
38	勝間田高等学校	○		△		
39	林野高等学校			△	○	
40	岡山芳泉高等学校			○		
41	倉敷南高等学校			■		○
42	岡山一宮高等学校		■			
43	倉敷古城池高等学校	○	○	△		
44	玉野光南高等学校	○	○			○
45	鳥城高等学校	■				
46	総社南高等学校	■	○			
47	岡山城東高等学校	○		○		
48	備前緑陽高等学校	○	○		△	○
49	高梁城南高等学校		△		○	
50	倉敷鷺羽高等学校	○	○	○		△
51	岡山御津高等学校	○	○			○
52	真庭高等学校	△				
53	岡山盲学校		○		△	
54	岡山聾学校	○				
55	岡山支援学校	○	○			○
56	誕生寺支援学校		△			
57	早島支援学校		△		○	○
58	岡山西支援学校	○		△		
59	西備支援学校			○	△	
60	東備支援学校				△	
61	健康の森学園支援学校	△	○		○	○
62	岡山東支援学校			○		△
63	岡山南支援学校	○		○		
64	岡山瀬戸高等支援学校				○	
65	倉敷琴浦高等支援学校				○	○
66	倉敷まきび支援学校					△

	33	32	30	26	27
○ 監査立会	24	22	20	16	18
△ 学校徴収金実態調査	4	6	9	7	6
■ 両方	5	4	1	3	3

(2) 岡山県監査委員による定期監査の概要

岡山県監査委員による平成29年度の県立学校等への定期監査の結果は以下の表（岡山県教育庁財務課が集計したもの）の通りである。監査実施先の約半数で注意事項等が認められている。

監査結果（全体：本庁＋出先）		(件)
事項		監査実施年度 H29
収入 関係	① 収入未済のもの	7
	② 収入手続又は法令の適用が適正でないもの	5
	③ 証紙による収納事務等が適正でないもの	0
支出 関係	④ 支出の手続が適正でないもの	10
	⑤ 支出の積算基礎又は算出基礎が適切でないもの	0
	⑥ 必要な契約書、請書のないもの又はその内容が適正でないもの	12
	⑦ 競争入札、随意契約の方法が適正でないもの	1
	⑧ 履行確認が適正でないもの	4
	⑨ 契約保証金等の取扱いが適正でないもの	3
	⑩ 予定価格の設定が適正でないもの	7
	⑪ 予算執行が計画的、効率的でないもの	0
	⑫ 違法又は不当な契約を締結しているもの	0
	⑬ 支出の時期が適正でないもの	1
	⑭ 給与、諸手当の支給が適正でないもの	2
	⑮ 設計変更理由、変更時期及び変更金額が適正でないもの	0
	⑯ 支出関係でその他適正でないもの	1
	財産 関係	⑰ 公有財産の取得、処分、許可等の処理が適正でないもの
物品 関係	⑱ 物品の取得、処分、貸付、管理換等の処理が適正でないもの	2
	⑲ 物品の管理が適正でないもの	4
その他	⑳ その他適正でないもの	12
合計（指摘事項を含む）		73
指摘事項等があった所属の割合→		46%
		39/84

第3 包括外部監査の結果（総論）

具体的な監査のチェック項目にかかる監査手続を実施した結果、以下の件数の指摘事項及び意見を取り上げることとした。

指摘事項及び意見の件数一覧

監査チェック項目	指摘事項	意見	計
物品の購入・管理	1	2	3
委託・工事等の事務処理	—	1	1
勤怠管理	—	1	1
教職員の人事評価	—	—	—
授業料管理	1	—	1
寄附金管理	—	—	—
奨学金管理	—	1	1
給食費管理	—	—	—
情報関連機器等管理	3	1	4
学校徴収金管理	—	3	3
学校評価	—	4	4
生涯学習センター	—	6	6
県立図書館	—	—	—
合計	5	19	24

「指摘事項」とは、岡山県教育委員会の財務に関する事務の執行に関して、合規性、透明性、公平性、合理性等の観点に照らし、問題があると判断されるものであり、「意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、岡山県教育委員会の財務に関する事務の執行をより効果的・効率的に実施するための改善提案である。

第4 包括外部監査の結果（各論）

1. 物品の購入・管理

(1) 物品の購入・管理の概要

岡山県財務規則 第七章から抜粋

第七章 物品

第一節 通則

(定義)

第二百二十六条 この章において「物品管理者」とは、知事又はその委任を受けて物品の取得、管理及び処分権限を有する者をいう。

(物品の出納の年度所属区分)

第二百二十七条 物品の出納の会計年度所属は、その物品を出納した日の属する年度とする。

(物品供用管理員)

第二百二十八条 課、県事務所及び出先事務所に物品供用管理員を置く。

2 課の物品供用管理員は、当該課の庶務を担当する班長又はこれに相当する職にある者及び主管課の経理を担当する班長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

3 県事務所の物品供用管理員は、県事務所長が任命する。

4 出先事務所の物品供用管理員は、出先事務所長をもって充てる。

(物品供用管理員の職務)

第二百二十九条 物品供用管理員は、物品管理者の命を受け、その所管に属する物品の管理に関する事務に従事する。

2 主管課の物品供用管理員は、前項の事務のほか、その属する部局又は教育委員会事務局若しくは警察本部の物品に関する事務を総括し、及び必要な調整を行う。

(物品の区分等)

第二百三十条 物品の区分、分類、品名及び単位は、別に定める。

第二節 取得

(物品の購入)

第二百三十一条 物品の購入は、事務及び事業の予定を勘案して効率的かつ計画的に行わなければならない。

(資金前渡による物品の購入)

第二百三十二条 資金の前渡を受けて物品を購入した者は、現地において消耗したものを除き、購入した物品を購入(資金前渡)物品引継書(様式第百十八号)により物品管理者に引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定により物品の引渡しを受けた物品管理者は、その旨を出納機関に通知しなければならない。

第三節 管理

(物品の管理)

第二百三十五条 物品管理者は、物品を適正かつ効率的な運用ができるように管理しなければならない。

- 2 物品供用管理員は、特定の職員に使用させる物品については当該職員を使用責任者に指定し、当該物品の保管及び整備に当たらせるものとする。
- 3 物品供用管理員は、重要物品を使用させる場合には、その都度使用職員を指定することができる。
- 4 物品供用管理員にあつてはその所管に属する物品を、使用責任者にあつては第二項に規定する物品を、現に物品を使用している職員にあつては当該物品を善良な管理者の注意をもつて使用し、及び保管整備しなければならない。

(管理換え)

第二百三十六条 物品管理者は、他の物品管理者に物品の管理換えをしようとするときは、物品管理換書(様式第百二十号)により行わなければならない。この場合において、県事務所長は、県事務所間で重要物品の管理換えを行うときは、別に定める場合を除き、知事の承認を受けなければならない。

- 2 物品管理者は、返還すべき条件を付して管理換えをしようとするときは、前項の規定にかかわらず、物品一時管理換(配置換)書(様式第百二十一号)により行うことができる。

(配置換え)

第二百三十七条 物品管理者は、物品供用管理員の間において、物品の配置換えをしようとするときは、物品配置換書(様式第百二十二号)により行わなければならない。

- 2 物品管理者は、返還すべき条件を付して配置換えをしようとするときは、前項の規定にかかわらず、物品一時管理換(配置換)書(様式第百二十一号)により行うことができる。

第四節 出納及び保管

(物品の出納)

第二百四十一条 出納機関は、物品管理者の通知に基づいて物品の出納を行わなければならない。

- 2 物品管理者は、物品の取得、管理又は処分に関する書類を出納機関に送付することにより前項の通知を行うものとする。

(職員の交付要求)

第二百四十二条 職員が物品の交付を受けようとするときは、物品供用管理員にその交付を要求しなければならない。

- 2 物品供用管理員は、前項の要求を適当と認めたときは、当該物品を当該職員に交付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、県事務所にあつては、物品供用管理員は、消耗品及び燃料に限り、職員に出納員から直接その交付を受けさせることができる。

(物品供用管理員の交付要求)

第二百四十三条 課の物品供用管理員又は県事務所の物品供用管理員は、物品が不足したときは、物品要求票(様式第百二十五号)により物品管理者にその交付を要求するものとする。

- 2 物品管理者は、前項の要求を適当と認めたときは、出納機関に通知して当該物品を交付させ、又は必要に応じて購入等の措置を執るものとする。
- 3 物品の修繕は、前二項の規定に準じて行うものとする。
- 4 集中調達に係る物品等で特に知事が認めるものの交付要求は、第一項の規定にかかわらず、別に定める方法により行うものとする。

(郵便切手等の受払い)

第二百四十四条 郵便切手、郵便葉書又は収入印紙の交付を受けた者は、郵券等受払簿(様式第二百二十六号)にその受払いの状況を記載し、毎翌月三日までに出納機関に提出して調査認印を受けなければならない。ただし、遠隔の地その他特別の事由により郵券等受払簿を提出し難いときは、受払い報告書をもってこれに代えることができる。

(物品の保管)

第二百四十五条 出納機関は、在庫品を常に良好な状態で保管しなければならない。

(物品の標示)

第二百四十六条 物品は、その品質及び用途に応じて押印、プレート等の方法で県の所有であることを明らかにする標示を付し、かつ、備品については、品名、番号、所属課(所)等を明記しなければならない。ただし、標示を付することが適当でないものについては、この限りでない。

第五節 処分

(不用品の返納)

第二百四十七条 物品供用管理員は、不用品を取りまとめ、物品返納書(様式第二百二十七号)により物品管理者の決裁を受けた後、出納機関に返納しなければならない。ただし、県事務所にあつては、物品返納書の作成を省略することができる。

(不用品の処分)

第二百四十八条 物品管理者は、返納された不用品については、当該物品の効率的な運用を図るため、速やかに管理換え、転用等の措置を執らなければならない。

2 前項の場合において、管理換え、転用等ができないときは、不用の決定を行い、売り払うものとする。ただし、売り払うことが著しく不利又は不適當であると認められるもの及び売り払うことができないものは、廃棄することができる。

(県事務所の不用品又は生産品の処分)

第二百四十九条 県事務所長は、前条第二項の規定により不用品の売払い若しくは廃棄を行う場合又は生産品の売払いを行う場合において、当該物品が重要物品であるときは、知事の承認を受けなければならない。

2 県事務所長は、重要物品である動物又は生産品で時価の変動により、又はその性質上速やかに処分しなければ不利益を招くおそれがあると認めたものについては、前項の規定にかかわらず、機宜に処分をすることができる。この場合においては、理由を付して直ちに知事に報告しなければならない。

第六節 雑則

(報告)

第二百五十一条 県事務所の出納員は、毎年三月三十一日現在における物品の出納計算書を作成し、毎年五月十日までに会計管理者に報告しなければならない。

(帳簿の記載の省略)

第二百五十五条 次に掲げる物品については、帳簿への記載を省略することができる。

- 一 官報、公報、職員録、新聞及び雑誌
- 二 儀式、接待等のため購入して直ちに消費する茶菓
- 三 飲料水、ガス及び電気
- 四 贈与する目的で購入して直ちに配布する物品
- 五 修繕工事で直に取り付ける金具その他の材料
- 六 造林事業、造園事業、土木事業等において購入して直ちに使用する苗木、釘、針金、わら、縄、そだ、竹木、芝及び標杭
- 七 購入して直ちに消費する賄い材料(貯蔵材料を除く。)
- 八 資金の前渡を受けて購入して直ちに消費する物品
- 九 生産し、又は製作して直ちに処分する物品
- 十 岡山県職員被服等貸与規程(昭和四十一年岡山県訓令第十四号)の規定に基づき貸与する被服等で知事が定めるもの
- 十一 前各号に掲げる物品に類するもの

(2) 県立学校等における物品管理の概要

・購入物品の登録手続

(県立学校等)

(ア) 検収後、備品出納簿に必要事項を記載する。

(イ) 物品供用管理員が当該物品を受領し、備品整理簿に記載の上、各使用責任者あてに物品の交付を行う。

なお、重要物品の場合は、用度課の依頼に基づき、用度課・所属控用に2部、指定重要物品管理台帳を作成しそれぞれで保管する。

(備品出納簿、備品整理簿への記載は各県立学校等で行っている。また、寄附受入物品が重要物品である場合や1件500万円以上の案件については、県立学校等は岡山県財務規則第233条及び岡山県物品会計事務取扱要綱第233条関係の規定に基づいて処理した後、用度課の依頼に基づき、用度課・所属控用に2部、指定重要物品管理台帳を作成しそれぞれで保管する。)

・現物と台帳との照合手続

重要物品(※)については、年に一度、4月~6月にかけて、出納局用度課から各所属あてに調査依頼があり、各所属において、物品供用管理員もしくは使用責任者が現品の保管場所及び使用状況等を確認し、各種台帳との照合をした後、用度課に報告をすることとなっている。

※重要物品

- ① 取得価格が1品又は1組が160万円以上の物品
- ② 動力船
- ③ 自動車(原動機付自転車及び道路以外の場所においてのみ使用するもの除く)

・物品処分時の手続

(県立学校等)

不用決定の後、備品出納簿の「払出し」欄に記載し、備品整理簿にも異動内容を記載する。

(重要物品である場合については、岡山県財務規則第249条及び岡山県物品会計事務取扱要綱第249条関係の規定に基づいて処理する)

(3) 実施した監査手続

往査した各県立学校にて以下の監査手続を実施した。

- ・物品(借用物品)の管理状況について、担当者に質問するとともに、サンプルにて現物と管理台帳との照合を行った。
- ・物品の購入手続、除却手続について、担当者に質問するとともに、サンプルにて関連証憑の閲覧を行った。
- ・薬品の管理状況について、担当者に質問するとともに、実際の管理状況を視察した。

(4) 指摘事項及び意見

【意見】 予定価格の設定根拠が不明確

(発見事項)

検討対象とした予定価格算定書(100万円以上の物品(複数のテーブル等)の購入)を閲覧したところ、「市況と他公共団体及び過去の納入実績をもとに算定」した旨が記載されていた。市況については、「随意契約の場合は標準価格の70%程度で購入可能」と記載されているものの、そのような判断に至った根拠が明示されておらず資料も確認できなかった。また、「他公共団体及び過去の納入実績」についても「標準価格の70%程度で購入」とあるが、参考にしたとされる他公共団体の実績は明示されておらず、判断基準の根拠が確認できなかった(2校)。

また、10万円以下のパソコンの購入について、カタログの標準価格を上回る予定価格であるケースが確認された(1校)。カタログの標準価格を上回る価格を予定価格とした理由は、ソフトウェアがインストールされていることや、在庫が不足していることなどが考えられるとのことであったが、その裏付けが確認できなかった。

(問題点)

予定価格の設定根拠が適切に記録されていないため、裏付けを確かめられないものがあった。

(意見)

検討対象とした取引の予定価格算定書において、随意契約の場合は標準価格の70%程度で購入可能という記載の根拠、カタログの標準価格を上回る予定価格であるにもかかわらずその根拠を示す資料について確認できなかった。予定価格の適切性を担保する資料は適切に保管することが望まれる。

【指摘事項】 薬品棚卸の棚卸差異調査未実施及び学校長への報告未実施

(発見事項)

- ① 薬品の棚卸は実施されているものの、帳簿在庫との差異調査が実施されていない(1校)。
- ② 薬品の棚卸は実施しているものの、学校長に報告されていない(1校)。

(問題点)

県立学校が取り扱う物品の中でも劇薬物を含む薬品については、別途薬品取扱マニュアル(毒物及び劇物の管理に係る運用管理要領)が各県立学校で定められており、施錠された収納庫に管理されている。薬品が生徒の飲食物や水道水に混入するおそれがあることから、当該マニュアルでは学期毎の棚卸を実施し、学校長への報告を義務付けている。

棚卸の結果、帳簿在庫との差異があった場合には、なぜそのような差異が生じたのかの原因究明が重要である。薬品の紛失は生命にかかわるような事件になりかねず、調査していないこと自体問題である。

また、実施結果が学校長に報告されていないということも問題である。学校長への報告が義務づけられているのは、学校の安全管理についての最終的な責任者として学校長を位置づけていることによるものであり、棚卸結果に差異がなかったことをもって報告を省略できるものではない。

(指摘事項)

薬品棚卸を行っているが、棚卸差異調査が未実施の学校、学校長への報告が未実施の学校がある。そもそも薬品取扱マニュアルで薬品棚卸を実施しているのは、薬品が不適切に流出していないかを確認することにある。薬品の紛失は生命にかかわるような事件につながるという意識を持ち、棚卸差異の調査、学校長への報告を確実に実行する必要がある。

【意見】 備品整理簿の整備

(発見事項)

各県立学校において備品整理簿と現物との照合を実施したところ、以下の事実が発見された。

- ① 備品整理簿に記載されている物品の現物が確認できない(2校)。
- ② 備品シールがはがれているか文字が薄れて読み取れず、備品整理簿との照合ができない(3校)。
- ③ 使用していない、あるいは(故障等により)使用できない状態にあるにも関わらず備品整理簿に記載され、適時に管理換・返納等が行われていない(1校)。

(問題点)

重要物品については年に一度、出納局用度課より県立学校等に対して調査依頼があり、備品整理簿と現物との照合が実施されている。重要物品以外については、物品供用管理員が交代するときにその担当範囲について現物との照合が行われている。

重要物品以外の物品については、物品供用管理員の交代があるまでは台帳との照合を行う機会がなく、現物照合ができていない。この結果、備品整理簿が適時に更新されているかを確認する機会に乏しく、台帳から現物をあたって、現物を確認できないということが生じている。

(意見)

備品整理簿にて管理を行っている物品については、学校の運営において重要性を識別しているがゆえに管理しているものである。それゆえ備品整理簿は現物の所在・状態を直ちに確認できるように整備されていなければならない。

重要物品以外の物品であっても、最低でも一定額以上のものについては現物の所在を定期的な確認、備品整理簿の正確性を高めることが望ましい。

また、現状、岡山県では原則3万円以上の物品は備品整理簿に記載し、管理する必要があるが、それには一定の事務コストを要していると示唆される。他県ではその基準額を10万円以上としているところも複数あることから、現在3万円以上となっている基準額を例えば10万円程度に引き上げることを検討されることを望む。

2. 委託・工事等の事務処理

(1) 委託・工事等の事務処理概要

原則入札により、契約を締結することとしているが、予定価格が県の規則で定める額（工事250万円、委託100万円）を超えないときには、随意契約によることができる（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び岡山県財務規則第149条別表第6）。

(2) 実施した監査手続

往査した各県立学校にて、委託、工事契約に関する事務担当者に質問するとともに、サンプルにて関係書類等の関連証憑の閲覧を行い、必要に応じて随意契約理由等の確認を実施した。

(3) 指摘事項及び意見

【意見】 委託契約の予定価格の積算方法が不適切

(発見事項)

スクールバスの運行に係る委託契約の予定価格の積算方法を確認したところ、国土交通省の指導文書を参考に積算しているとのことであった。しかしながら、運行日数1日あたりの単価契約であるにもかかわらず、稼働率を乗じる積算となっており、積算方法が不適切であった（1校）。

(問題点)

国土交通省の指導文書では、年間契約の総額を算定する方法が示されており、それゆえ稼働率が考慮されている。しかしながら、本件は、単価契約であるにもかかわらず、単価計算において稼働率が考慮されており、単価計算のロジックとしては適切ではない。

(意見)

予定価格の積算については、国土交通省の指導文書を参考として積算している点はよいものの、その内容を適切に理解していないため、結果として予定価格の積算方法が不適切なものとなっている。スクールバスの運行に係る委託契約の予定価格の積算方法について、同文書を参考とした積算方法の再考が望まれる。

3. 勤怠管理

(1) 勤怠管理の概要

教職員に限らず、長時間労働による弊害が指摘されているところであり、岡山県教育委員会では教職員の勤務実態調査を行っている。

平成29年度の勤務実態調査は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を対象として約1,500人について調査を行っている。調査の結果は、高等学校では平日の勤務時間終了後の平均在校時間が111.6分、月当たりの時間外業務時間が76.6時間といずれも前年度より増加しており、長時間労働問題が解消されていない実態が伺える。

平成29年度勤務実態調査のまとめ

1 調査期間 平成29年6月12日(月)～18日(日)

毎年度、新年度がスタートして学校の教育活動が落ち着いてきた6月の標準的な1週間(第3土曜日を中心)に実施

2 調査方法 調査対象者本人による「個人調査票」への入力

3 調査対象 各学校種約1割を抽出して調査を実施(学校規模や学科等を勘案)

対象校：小学校31校、中学校14校、高等学校7校、
特別支援学校2校

調査対象者：校長、副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、
講師(常勤のみ)、養護教諭、栄養教諭、実習助手、
学校栄養職員、事務職員

調査対象人数：約1,500人

4 調査結果

※①～⑤は、調査対象者のうち、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭のみ集計

① 勤務時間終了後（月～金）に在籍した者の1日当たりの割合

年度	在籍した者の割合	在籍しなかった者の割合
H25	83.7%	16.3%
H26	81.9%	18.1%
H27	81.1%	18.9%
H28	82.9%	17.1%
H29	85.1%	14.9%

② 勤務時間終了後（月～金）の1日当たりの平均在籍時間数

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H25	109.4分	135.2分	95.4分	96.6分	113.0分
H26	116.6分	123.3分	88.7分	79.6分	111.1分
H27	129.7分	124.6分	81.6分	66.9分	115.9分
H28	119.8分	131.1分	105.3分	74.0分	109.8分
H29	128.8分	145.4分	111.6分	73.5分	120.1分

③ 週休日（土・日）に業務に従事した者の1日当たりの割合

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H25	2.8%	52.0%	27.9%	0.0%	21.0%
H26	5.0%	32.6%	20.5%	0.0%	15.8%
H27	6.1%	37.9%	23.6%	3.3%	18.1%
H28	18.8%	49.5%	42.9%	3.2%	28.8%
H29	17.2%	44.6%	42.5%	1.9%	30.2%

④ 週休日（土・日）に業務に従事した者の1日当たりの平均従事時間数

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H25	4.1 時間	6.5 時間	5.9 時間	0.0 時間	6.2 時間
H26	2.9 時間	7.1 時間	6.3 時間	0.0 時間	6.3 時間
H27	3.3 時間	6.9 時間	6.3 時間	2.6 時間	6.1 時間
H28	2.9 時間	6.1 時間	6.7 時間	3.8 時間	5.6 時間
H29	3.0 時間	7.4 時間	6.8 時間	1.9 時間	6.3 時間

⑤ 月当たりの時間外業務

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
H28	63.6 時間	86.6 時間	72.8 時間	39.7 時間
H29	64.1 時間	94.1 時間	76.6 時間	36.0 時間

一方で、上記の長時間労働問題の解消に向けて岡山県教育委員会では、「働き方改革プラン」を策定し、県立学校への指導を行っている。

5. 岡山県教育委員会 働き方改革プラン

(http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/519079_3965335_misc.pdf)

(平成29年度～31年度)

現在、学校や子供たちを取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、教職員の長時間にわたる時間外業務が常態化していますが、こうした状況は教職員の心身の健康を脅かすとともに、子どもたちへの教育にも影響があると考えられます。

県教育委員会では、本プランを策定し、学校現場の働き方改革に取り組み、教職員の長時間業務の解消に努めます。

目的

教職員の心身の健康の保持増進による
教育の質の向上と児童生徒の豊かな成長

目標

《現状》月当たりの時間外業務
月当たりの時間外業務 25%減 小：約64時間 中：約87時間
(H32.6月 勤務実態調査で達成) 高：約73時間 特：約40時間
(H28.6月 勤務実態調査より)

働き方改革の実現に向けたモデル校での取組

- ① 目標設定（理想の学校、理想の働き方などを所属内で共有）
- ② 実態把握、現状の共有
- ③ 業務の洗い出し
- ④ 課題解決に向けた優先順位の設定
- ⑤ 見直しに向けた取組の実施

働き方改革プラン実施スケジュール

スケジュール	H29	H30	H31
月当たりの時間外業務	全県で10%減	全県で15%減	全県で25%減

1 重点取組

重点取組は、全ての学校で必ず取り組むべきものであり、好事例も参考にしながら、3年間で削減目標の達成を目指します。

[全校種]

教職員の時間に対する意識向上に向けた時間管理の徹底

【定時退校日】

- 会議や研修、部活動のない日を校内で設定
- 一斉実施が難しい場合、学年団等グループでの設定も可

【学校閉庁日】

- 8月13日から15日までを実施対象日（学校判断で延長可）
- 夏季特別休暇、年次休暇等の取得、週休日の振替等で実施
- 終日勤務せず、原則として当番も設けない
- 緊急時の連絡体制を確保し、保護者へ周知

【最終退校時刻】（目安：20時）

- 最終退校時刻を意識した仕事の進め方の実施
- 各学校の実態に応じ、20時より前の最終退校時刻の設定は可

【ひとり1改善運動】

- 全ての学校の教職員を対象
- 個人や組織で取り組んだ業務の統合・縮減・見直し事例を収集
- 好事例をまとめ、事例集として紹介

削減目標

教職員一人当たり削減時間約▲30分/日（月当たり約▲10時間）

[小]

教員の授業準備等の時間確保

若手教員・講師等の授業準備支援

【教材データ等の共有】

- 作成した指導案、ワークシート等を共有サーバーや紙で保存
- データの保存ルールを統一（ファイル名や保存場所等）
- 教材データを活用した授業準備による準備時間の短縮

【板書型指導案の活用】

- 板書型指導案に基づく授業準備
- 板書型指導案の視点を取り入れた授業づくり

削減目標

板書型指導案の活用、データ共有による削減時間 約▲20分/日

（月当たり約▲7時間）

[中・高]

教職員・生徒の健康管理のための部活動休養日の徹底

【部活動休養日】（H29.9月～実施）

中学校：週当たり2日以上（平日1日、土日原則※1日）

※大会直前等、限られた時期は例外とする。

高 校：週当たり1日以上

削減目標

土日のうち1日を休養日とした削減時間

中：約▲12時間/月 高：約▲12時間/月

[全校種]

教職員の子どもと向き合う時間の確保のための事務業務の軽減

【校務分掌の工夫】

○育成の観点を踏まえた分掌配置と定期的な見直し・縮小

○引継書の計画的な作成と異動時の引継事項の共有

削減目標

事務業務時間、教員の負担感の軽減

2 効果的な取組事例

効果的な取組事例は、これまで県教育委員会が行ってきた研究の成果をまとめたものであり、学校の実態に応じて実施することで、時間外業務の更なる縮減を図ります。

【休暇の積極的な取得】

- 1時間単位の短時間の休暇取得（定期テスト、始（終）業式後）
- 金（月）曜日を含めた3日以上連続した休みで自己啓発
- 8月上～中旬には会議・研修等を行わず、連続した休暇取得

【行事の精選、見直し】

- 業務の洗い出しによるムリ・ムダ・ムラの見える化と見直し
- 行事の2学期集中型から1・2・3学期分散型への移行
- 合唱コンクールの合同開催等、近隣の学校等との連携による効率化
- 行事の規模の見直し、統廃合など運営の効率化

【外部人材の活用】

- 専門スタッフをコーディネートする担当者同士の情報共有
- 学校支援地域本部と連携した学習支援や学校環境整備
- 近隣の高校・大学生等のボランティアを活用した放課後学習支援

【書類の整理・廃棄】

- 毎月1日を「書類整理の日」に設定し、習慣化
- ファイル、付箋などの有効活用と電子データ化

【会議の工夫】

- 資料の事前配付と、資料を読んでからの参加の徹底
- 会議の開始、終了時刻の明示と厳守
- 提案事項ごとの制限時間の設定、タイマーによる時間管理
- 表や図、グラフ等を用いた分かりやすい資料づくり

【保護者対応のルールづくり】

- 電話、家庭訪問、校内での面談の時間の上限や終了時間を設定し保護者に伝達
 - 勤務時間開始前・終了後の留守番電話の導入
 - 「学校に対する苦情・不当な要求への対応」マニュアルの活用
- (岡山県教育庁義務教育課 <http://www.pref.okayama.jp/page/detail-29294.html>)

6. 教職員の時間外勤務の実態把握

現状では、教職員の勤怠管理については服務システムにより出勤日は記録されているが、出退勤時刻の管理は行っておらず、時間外勤務の実態は各教職員が、「教職員業務記録表」に業務時間を記載し提出することにより管理されている。当該記録表は各学校から教職員課に提出され、モニタリングされている。

(2) 実施した監査手続

往査した各県立学校にて、教員職員別に勤怠管理に関する担当者に具体的な管理方法や教職員の勤怠状況について質問するとともに、平成29年度の教職員業務記録票などの関連証憑の閲覧を行った。

(3) 指摘事項及び意見

【意見】 時間外勤務報告の未実施

(発見事項)

各県立学校の監査手続の結果、上記「教職員業務記録表」の運用により時間外業務時間の把握と校長や教頭ら管理職によるモニタリング、長時間労働者に対する手当などの状況をいずれの県立学校でも確認できた。

しかしながら、時間外勤務をしているにもかかわらず、一部の職員が時間外勤務をゼロとして報告している状況が発見された（1校）

(問題点)

時間外勤務をしているにもかかわらず、当該時間外報告を行わなければ、長時間労働の実態把握を成しえない。長時間労働対策の第一歩の現状把握として、勤務実態はありのままに報告する必要がある。

(意見)

時間外勤務の報告が正しく実施されていない学校があった。適切な勤怠管理を行うために実施しているものでもある時間外勤務報告の意義を正しく浸透させ、時間外手当の支給の有無に関わらず報告を適切に行うことが望まれる。

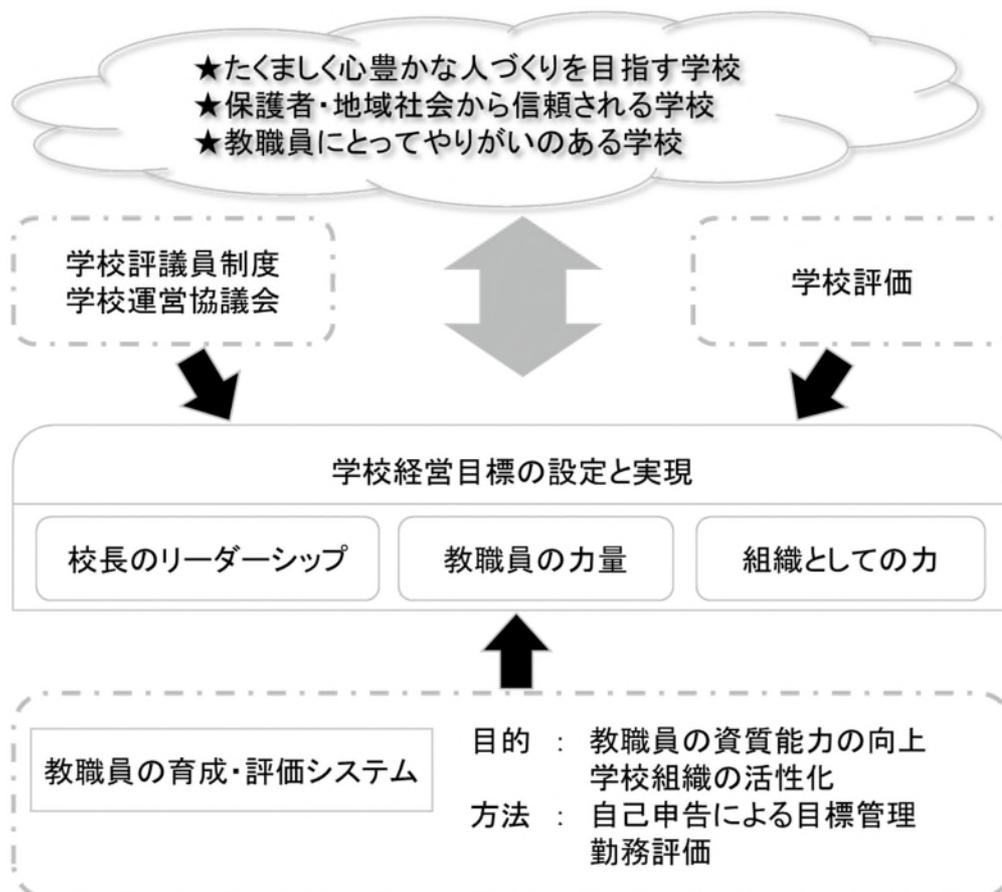
4. 教職員の人事評価

(1) 教職員の人事評価概要

① 教職員の評価をめぐる関係

岡山県では、「たくましく心豊かな人づくりを目指す学校」、「保護者・地域社会から信頼される学校」、「教職員にとってやりがいのある学校」を、目指す学校像としている。各学校においては、その実現に向けて、学校経営という発想とともに組織マネジメントの手法を導入し、学校経営目標の設定とその実現に向けた取組を推進することが大切とされ、そのために児童生徒、保護者、地域社会のニーズを把握するとともに、学校評議員制度や学校評価等の運用の工夫に努め、教職員の育成・評価システム（以下「育成・評価システム」）を活用することによって、各学校、教職員の取組を不断に改善・充実することが必要とされている。

【教職員の評価をめぐる関係概念図】



学校経営目標の達成に向けて、学校が一丸となった取組を行うためには、まず教職員一人一人の取組の方向性を合わせる事が大切となるため、各学校においては、組織として進むべき方向性を、校長が学校経営のビジョンとして示す必要がある。次に、校長は学校経営のビジョンに基づき、その実現に向けた当該年度の具体的な学校経営目標を設定し、年度当初に教職員に示し、教職員は学校経営目標を踏まえた上で学年、校務分掌等の目標や自己目標を設定することになる。

② 育成・評価システムの構成

育成・評価システムは、次の2つを柱として構成している。

- ・自己申告による目標管理
- ・勤務評価

自己申告による目標管理の目的は、教職員が組織と個人の双方にとって価値ある目標の実現に向けて努力し、職務の遂行を自らが管理し、評価、改善していくことによって、教職員の自主的・意欲的な取組を進めながら、その資質能力の向上と学校組織の活性化を図ろうとするものである。自己申告による目標管理における自己目標とは、こうした観点から、「教育者としての使命感」、また、「学校職員としての使命感」に基づき、学校経営目標・計画の達成や、教職員として求められる能力意欲の伸長を目指して設定する教職員一人一人の目標である。

勤務評価は、評価の対象となる教職員の職務内容に対して、「能力・意欲」及び「自己申告による目標管理の成果」を評価要素として実施される。

③ 育成・評価システムの実施

(実施の範囲)

育成・評価システムは、別に定める教職員を除いて、岡山県内の公立学校の全ての教職員（市町村（組合）立学校にあつては県費負担教職員）を対象に実施することを基本としている。

(評価者・面談者)

校長、副校長及び教頭を除く教職員については、原則として、校長、副校長及び教頭が評価者（複数）として、勤務評価及び面談を行う。

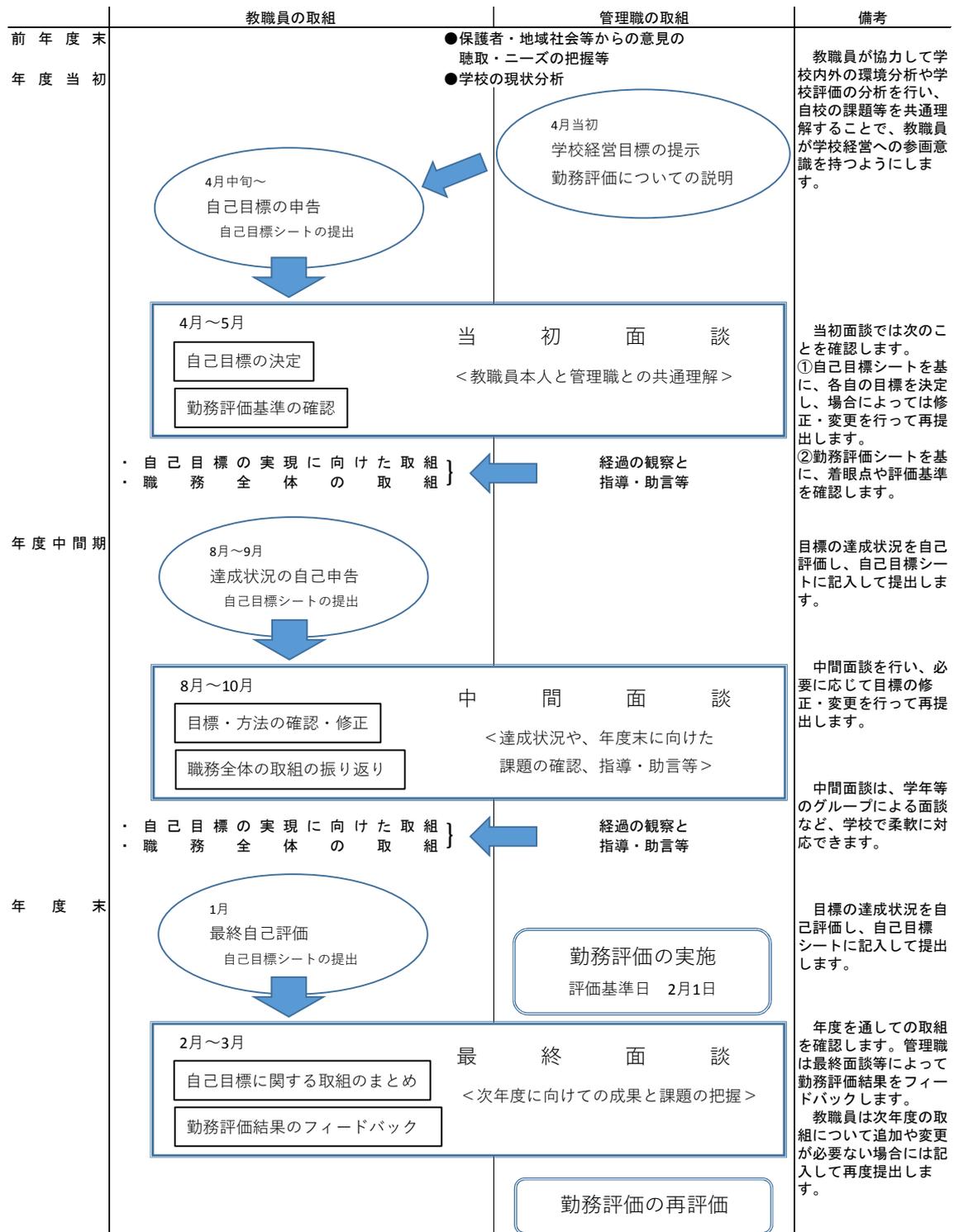
・勤務評価の評価者、昇給及び勤勉手当の区分の選定及び決定者

被評価者	勤務評価の評価者	昇給及び勤勉手当の区分の選定者	昇給及び勤勉手当の区分の決定者
校長	県教育委員会教育長等	県教育委員会教育長	県教育委員会教育長
副校長・教頭	校長	県教育委員会教育長	県教育委員会教育長
一般教職員	校長、副校長、教頭等	校長	県教育委員会教育長

(実施期間)

自己申告による目標管理の実施期間及び勤務評価（定期評価）の評価期間は、毎年度4月1日から当該年度の3月31日までの1年間。

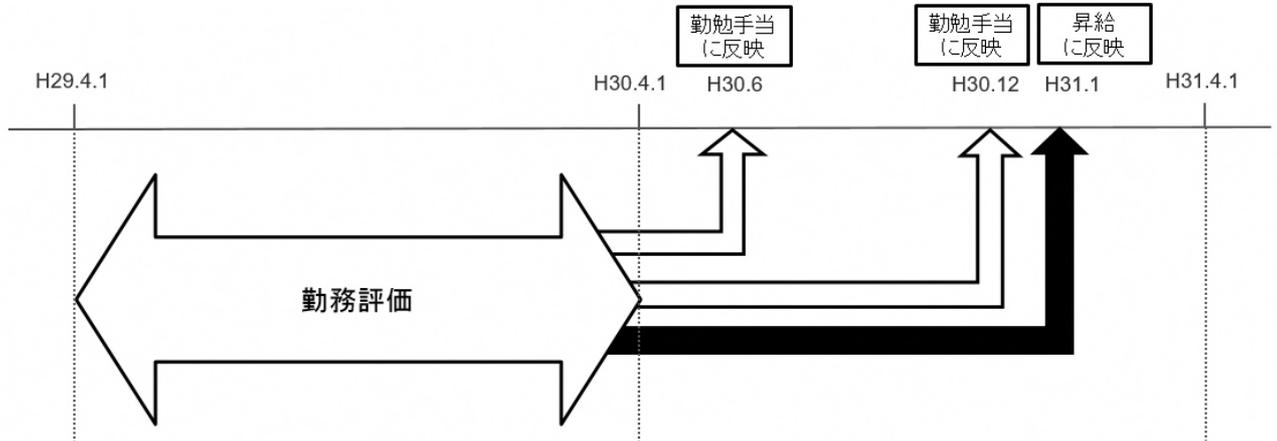
【実施のスケジュール】



◇スケジュールは目安であり、評価基準日（2月1日）を除いた、実施年度間の具体的な日程については各学校で決定する

(給与への活用)

当該年度の育成・評価システムの勤務評価結果等が翌年度の昇給及び勤勉手当に活用される。



(2) 実施した監査手続

往査した各県立学校にて、教員職員別に人事評価担当者に具体的な管理方法や評価のポイント、決定方針等について質問するとともに、平成29年度の勤務評価結果のまとめ票や面談記録などの関連証憑の閲覧を行った。

(3) 指摘事項及び意見

教職員の人事評価について、指摘事項及び意見はない。

5. 授業料管理

(1) 概要

岡山県立高校が徴収する授業料は下表の通りであるが、平成26年4月1日に改正された「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」により、公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）に通う一定の収入額（道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算した額が507千円）未満（目安年収910万円未満）の世帯の生徒に対して、就学支援金が国から支給されることもあり、平成29年度末時点における全日制高等学校授業料、定時制高等学校授業料の未納債権はいずれもゼロ（延滞金は161千円）となっている。

なお、授業料の管理は、授業料システム（全県立学校共通）を利用し、各県立学校で納付予定リストの作成、納入状況の確認、未納等の管理を行っており、大部分の保護者が口座振替を利用している。

また、未納債権については、授業料システムから未納者リストを出力し、納期限より一定期間（20日間）内に督促を行っている。

【岡山県立学校の授業料】

(単位：円)

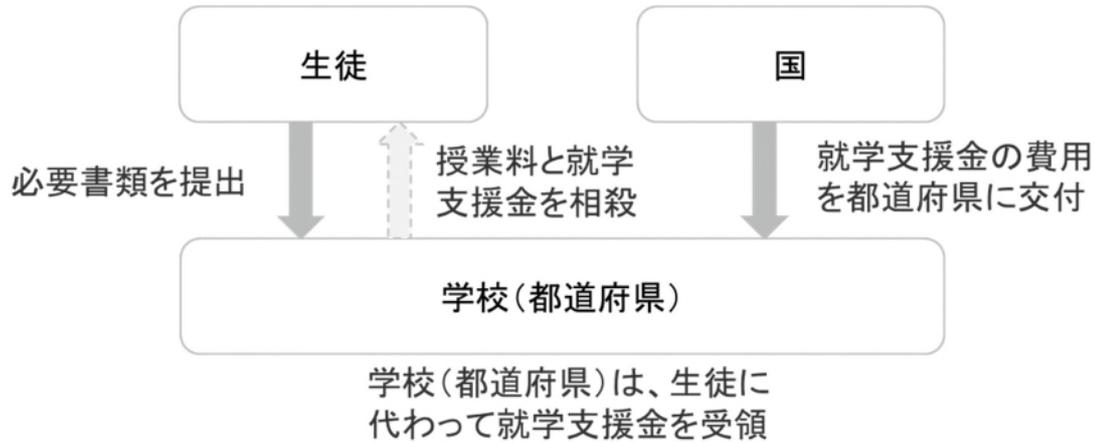
区分	全日制		定時制 (烏城)	通信制 (岡山操山)	県立中学校	中等教育学校 (岡山大安寺)
	本科	専攻科				
授業料 (受講料)	月額 9,900	月額 12,400	1単位/月額 110	1単位 330	-	月額 9,900 (後期課程のみ)

◎授業料の納期限

4・5月分	6・7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分
5月25日	7月25日	9月25日	11月25日	1月25日	3月25日 (注)

(注) 最終学年のみ、2月25日が納期限となっている。

【就学支援金の流れ】



【授業料等債権の未収状況（各年度末時点）】

(単位：円)

	H25	H26	H27	H28	H29
全日制高等学校授業料	227,700	346,500	197,700	0	0
全日制高等学校授業料延滞金	1,000	0	22,800	167,900	161,100
定時制高等学校授業料	10,000	0	0	0	0
計	238,700	346,500	220,500	167,900	161,100

(2) 実施した監査手続

往査した各県立学校にて、以下の手続を実施した。

- ・授業料徴収事務の担当者に、授業料の徴収事務及び債権管理状況について質問するとともに、関連証憑の査閲を行った。
- ・授業料徴収事務の担当者に、就学支援金に係る事務について質問するとともに、関連証憑の査閲を行った。

(3) 指摘事項及び意見

【指摘事項】滞納金管理簿（督促状送付票兼滞納金整理票）に係る督促期限の表示誤り

(発見事項)

高校1年生及び2年生に対する平成30年2月及び3月の授業料に係る納期限は、平成30年3月26日であるにも関わらず、授業料システムから出力された督促状送付票兼滞納金整理票には、平成30年2月26日と誤って印字されていた。

(問題点)

督促状送付票兼滞納金整理票の納期限の表示が不適切であることが問題である。

(指摘事項)

滞納金の督促においては、納期限は重要な情報であり、正しい日付が相手に通知される必要があるにもかかわらず誤った日付になっているということは、滞納金の督促事務において、担当者が処理を誤ったとしても、発送前に納期限の正確性を確かめることで転記誤りを防止するという基本的な内部統制が欠如ないし機能していないということである。

まずは、個々の担当者が注意するということではあるが、督促状送付票兼滞納金整理票に記載する重要な情報については転記を誤ったとしても、送付前にそれを発見するための内部統制を機能させることが必要である。

6. 寄附金管理

(1) 概要

過去5年間に教育委員会が受けた寄附の実績は下表の通り。県立学校で直接受ける寄附はほとんどなく、本庁・教育機関での寄附も、津山高等学校の図書整備目的での寄附等で多額になったH28年度(73,778千円)を除き、多額ではない。

【過去5年間の寄附実績】

(単位:千円)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
県立学校	0	0	0	0	0	0	0	0	1	200
本庁・教育機関	2	800	1	50	5	469	7	73,778	40	4,997
合計	2	800	1	50	5	469	7	73,778	41	5,197

また、上記とは別に岡山県では、ふるさと納税制度を活用し、「母校を応援したい」「頑張っている岡山の学校に何かしてあげたい」「我が子の通う学校の教育環境の整備に役立ててほしい」という方から、学校を指定して寄附を受け入れる「ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業」を行っており、次表の通り総額29,676千円の寄附を受けている(本庁で寄附を受け付け、各県立学校に渡している)。

【ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業に係る寄附額一覧（学校別）】

平成30年3月31日現在

所属	件数	寄附額
井原高	8件	1,740千円
岡山一宮高	1件	30千円
岡山工業高	1件	1千円
岡山城東高	12件	277千円
岡山操山中・高	27件	1,001千円
岡山大安寺中等	62件	2,487千円
岡山芳泉高	82件	909千円
岡山御津高	8件	120千円
岡山南高	3件	30千円
邑久高	2件	68千円
笠岡高	6件	175千円
笠岡工業高	1件	11,160千円
鴨方高	7件	834千円
倉敷天城中・高	2件	40千円
倉敷青陵高	1件	5千円
倉敷南高	9件	248千円
倉敷鷺羽高	1件	30千円
興陽高	2件	20千円
瀬戸高	1件	5千円
総社南高	5件	53千円
高梁城南高	1件	5千円

所属	件数	寄附額
高松農業高	42件	2,000千円
玉島高	1件	5千円
玉野高	6件	66千円
津山中・高	22件	865千円
津山工業高	2件	53千円
新見(南)高	3件	20千円
林野高	4件	210千円
東岡山工業高	3件	580千円
水島工業高	5件	77千円
矢掛高	1件	5千円
和気閑谷高	25件	3,200千円
岡山支援	1件	5千円
岡山瀬戸高等支援	13件	565千円
岡山西支援	19件	2,060千円
岡山南支援	1件	10千円
倉敷琴浦高等支援	4件	340千円
健康の森学園支援	1件	5千円
西備支援	4件	210千円
学校指定なし	5件	162千円
寄附額合計	404件	29,676千円

(2) 実施した監査手続

往査した各県立学校にて、寄附金の担当者へ寄附金の受入事務等について質問するとともに、関連資料の閲覧を行った。

(3) 指摘事項及び意見

寄附金管理について、指摘事項及び意見はない。

7. 奨学金管理

(1) 概要

岡山県では、平成14年3月に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効に伴い、地域改善対策奨学金が終了した代わりに、平成14年4月より県の事業として岡山県高等学校貸付奨学金を開始した。しかし、平成20年11月に策定された岡山県財政構造改革プランを経て、平成22年4月より新規貸付分から後述する岡山県育英会に移管して実施され、その後現在に至るまで県の事業としては回収業務のみが残っている（平成29年度末の年度末残高は24,573千円）。

奨学金管理が適正に行われるためには、その運営主体である岡山県育英会の財務会計が適切に処理される必要があり、その観点から奨学金のみならず、岡山県育英会の決算処理や学生寮の管理状況も監査した。

大正13年に設立された公益財団法人岡山県育英会（設立時は財団法人、平成25年に公益財団法人に移行）の実施事業としては下記①及び②がある。

① 奨学金貸付事業

ア. 育英奨学金（第1型）

高校奨学貸付金（第1型）…平成17年度旧日本育英会移管分

(対象校) 高等学校（中等教育後期課程、特別支援高等部含む）

専修学校（高等課程）

(学力) 中学校最終学年又は高等学校の学習成績の評定平均値が3.2以上あること。

(家計) 父母又はこれに代わって家計を支えている者の年間収入額が本会が定める収入基準（参考1）以下であること

(参考1) 育英奨学金の収入限度額目安（4人世帯・収入源1人の場合）

区分	収入限度額（年収・税込）
給与所得者	665万円程度
給与以外の所得者	291万円程度

イ. 修学奨学金（第2型）…平成22年県から移管分

（対象校） 高等学校（中等教育後期課程含む）

高等専門学校

（学力） 勉学意欲があること

（家計） 生活保護受給世帯

市町村民税非課税又は減免世帯

世帯全員の収入が概ね生活保護基準の1.5倍以下

（参考2）の世帯であること

（参考2）修学奨学金の収入限度額目安

区分		2人世帯	3人世帯	4人世帯
給与所得者	岡山市・倉敷市	354万円	386万円	450万円
	その他市町村	304～329万円	328～357万円	380～415万円
給与以外の所得者	岡山市・倉敷市	230万円	255万円	306万円
	その他市町村	195～212万円	211～232万円	250～278万円

（返還方法）…奨学金は貸与期間終了後、貸与年数の3倍の年数で「月賦」、「半年賦」、「年賦」のいずれかの方法で返還する（ア、イ共通）。

区分		貸与月額	貸与総額	返還年数	年賦	半年賦	月賦
国公立	自宅	18千円	648千円	9年間	72千円/回	36千円/回	6千円/回
私立	自宅	30千円	1,080千円	9年間	120千円/回	60千円/回	10千円/回

なお、進学や病気等で返還が困難な時は、返還猶予制度がある。

ウ. 通学費貸与事業

県立高等学校の再編整備期間（平成16年4月～平成27年3月）に限定した通学費の貸与（貸与月額：18千円）。

② 学生寮の維持運営

名称：岡山県育英会東京寮（男子寮）

所在地：東京都港区高輪 3-14-21

沿革：昭和21年4月、岡山県出身の東京都在住学生を対象とした学生寮発足

昭和45年9月、東京都港区高輪の地に新築移転

構造：鉄筋コンクリート4階建（敷地面積：962.89㎡）

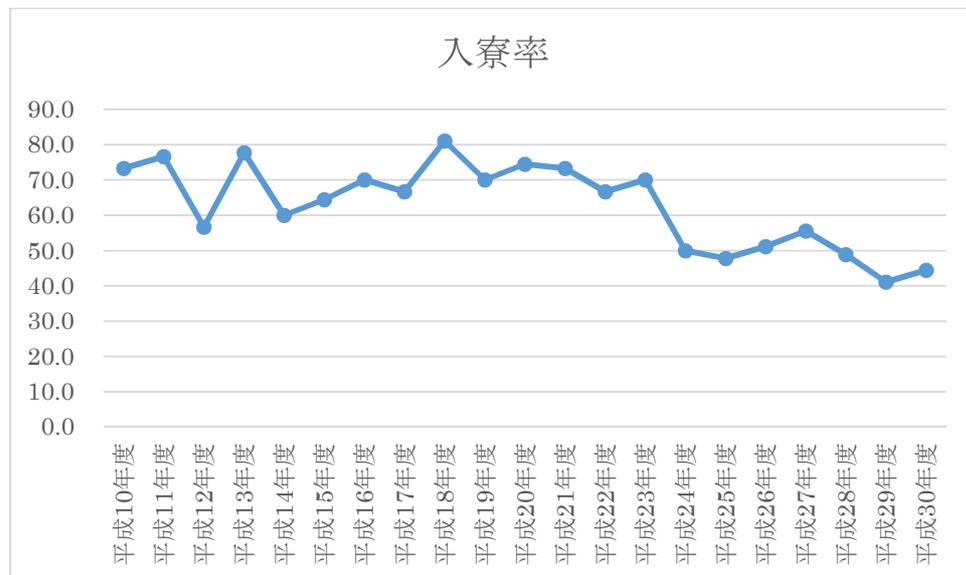
収容人員：90名

必要経費：寮費年額172,800円、食費月額21,600円

入寮条件：岡山県内に居住する世帯の男子学生で、東京都及びその周辺に所在する大学等の第1年次生であること。

③ 学生寮の入寮率の推移

平成10年度からの入寮率（定員は90名で変わっていない）は以下の通りであり、平成24年度からは約50%の入寮率で推移している。



(2) 実施した監査手続

- ・往査した各県立学校にて、奨学金の担当者へ奨学制度の周知等に関するヒアリングを実施するとともに、関連資料の閲覧を行った。
- ・公益財団法人岡山県育英会の責任者及び担当者に対して、岡山県育英会の事業内容、組織体制を確認したうえで、奨学金の貸付・返済状況、契約内容について、ヒアリングを実施するとともに、関連資料の閲覧を行った。
- ・岡山県育英会東京寮に往査し、寮長に入寮状況や各種事務手続についてヒアリングを実施するとともに、関連資料の閲覧を行った。また、寮の施設の現況を視察した。

(3) 指摘事項及び意見

奨学金管理について、指摘事項及び意見はない。但し、公益財団法人岡山県育英会東京寮の視察の過程において以下の意見がある。

【意見】 東京寮建物の耐用年数

(発見事項)

東京寮は取得年月日が昭和45年9月20日(取得価額75,602千円)の物件である。

会計上、築後32年経過した平成14年度より減価償却計算を開始しているが、耐用年数は平成14年度を起算点として50年(平成18年度に47年に変更)で設定している。つまり、当該資産については築後約80年に及ぶ使用期間を見込んでおり、平成29年度末時点の残存耐用年数は約30年となっている。

(問題点)

東京寮の現地視察を行い、建物内外の状況を目視したところ、老朽化は使用年数相応に進んでいるという印象であった。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令では、構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物は、最長でも耐用年数50年とされている。

同様の構造である東京寮が以降約30年に渡って使用可能となるには、耐用年数を延長するような大規模修繕が必要と考えられるが、現状、そのような計画は立てられていない。

そのため、東京寮の経済的使用可能予測期間を30年も見積もることは困難であり、当初予定による残存耐用年数と現在以降の経済的使用可能予測期間との間には、相当程度の乖離が生じていると言わざるを得ない。

(意見)

東京寮建物の耐用年数について、残存耐用年数が約30年あるが、建物内外の状況を目視したところ、老朽化は使用年数相応に進んでいるという印象であり、現状との間に相当の乖離があると言わざるを得ない。残存簿価が過去に定めた耐用年数も含め、合理的な見積もりに基づき、経済的使用可能期間に見合ったものとなっているか、再度検討すべきである。

8. 給食費管理

(1) 概要

県立学校のうち、給食を提供しているのは特別支援学校のみ（県立中学校及び中等教育学校は牛乳給食を実施）となる。実費を各保護者から徴収している。特別支援学校の生徒は保護者が来校する機会も多く、徴収漏れや延滞等の問題も発生していない。

(2) 実施した監査手続

往査した県立特別支援学校にて、給食費の担当者に、給食費の徴収事務及び債権管理状況についてヒアリングするとともに、徴収及び債権管理にかかる関連証憑の査閲を行った。

(3) 指摘事項及び意見

給食費管理について、指摘事項及び意見はない。

9. 情報関連機器等管理

(1) 概要

岡山県情報セキュリティ基本方針、岡山県情報セキュリティ対策基準に基づき、個人情報を取り扱う場合もある県立学校等における情報資産の取扱いについて定めている。

岡山県は全国に先駆けて、岡山情報ハイウェイ(※)を整備していることもあり、H28年度の文科省の調査(「平成28年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」)では教員の校務用コンピュータの整備率は138.6%で宮城県(140.2%)に続いて全国2位の整備率となっている。

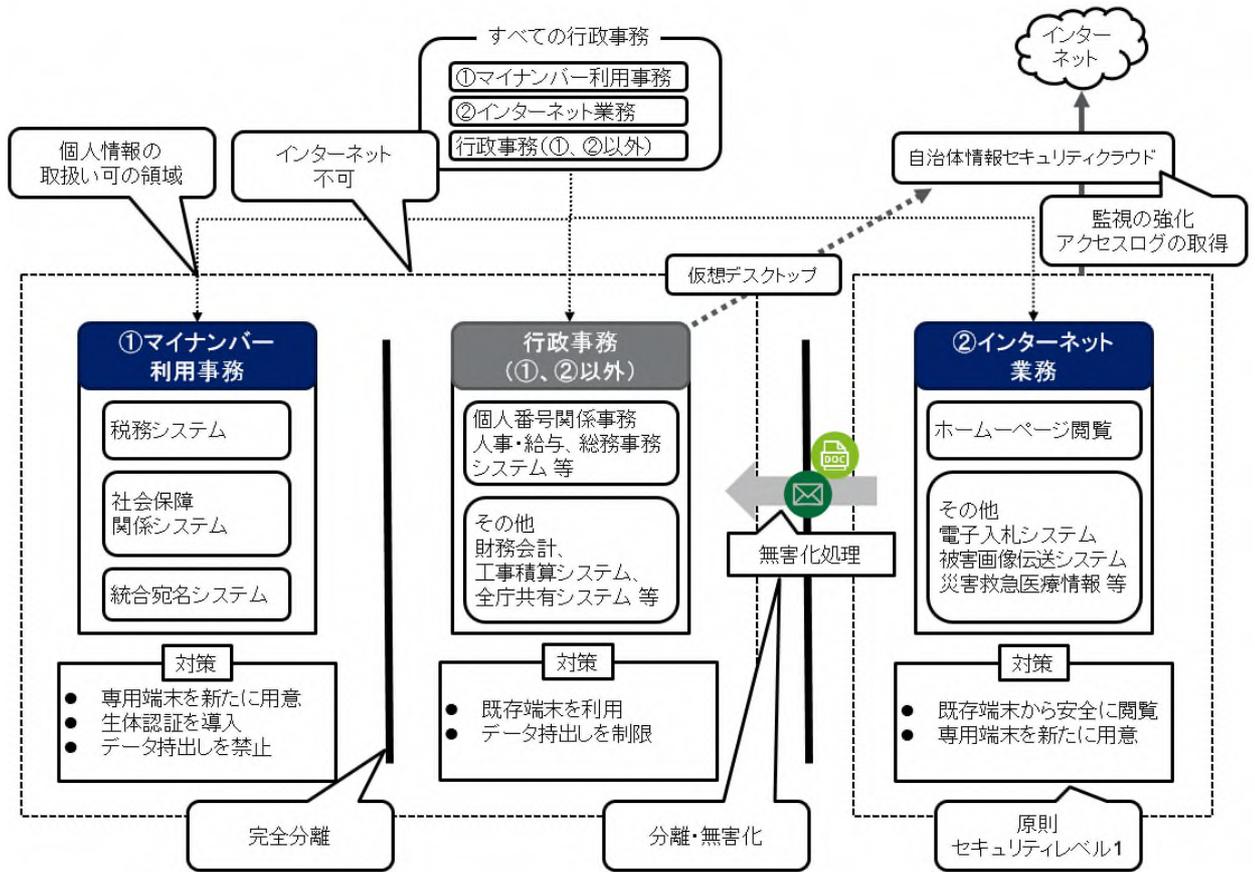
※岡山情報ハイウェイ

県内全域を8の字型に結んだ高速大容量の光ファイバ網(総延長526km(民間通信事業者からの借用分約15kmを含む))。

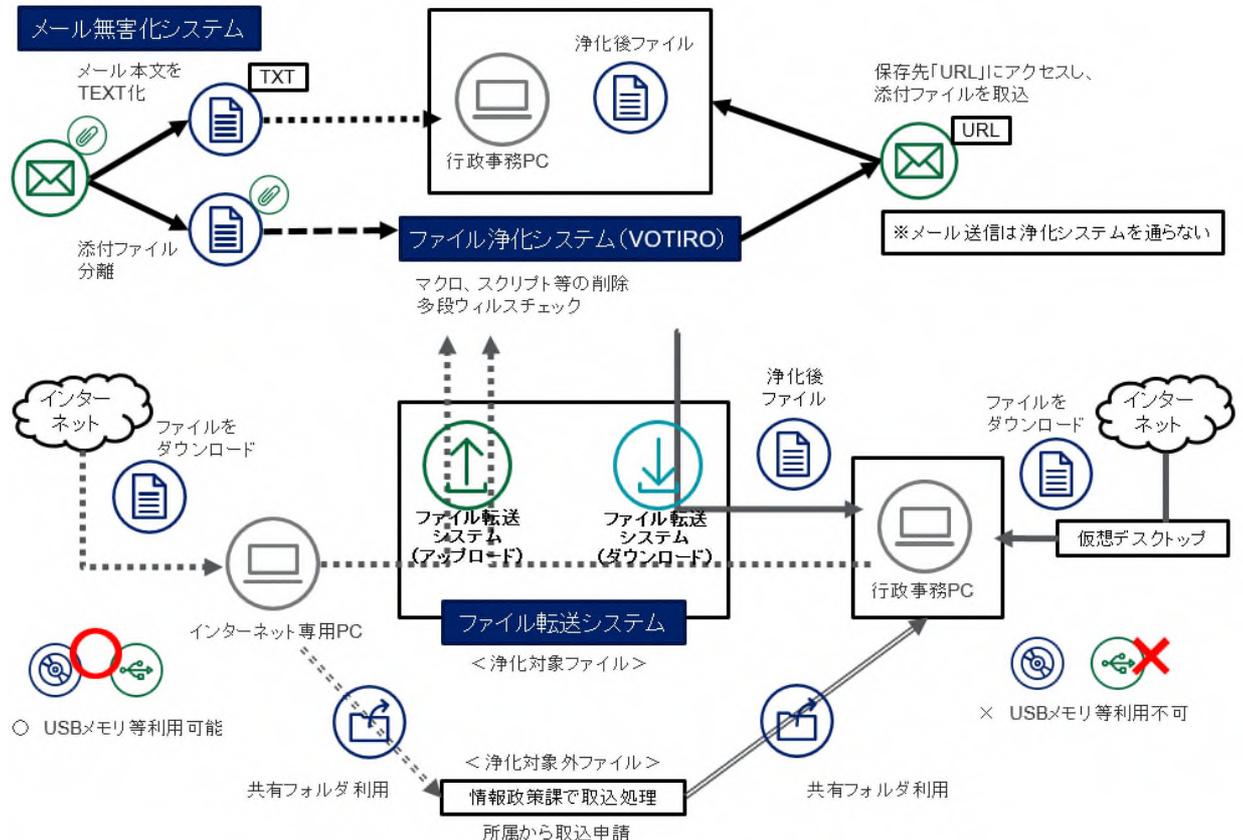
平成10年度より整備を開始し、平成12年度中に基幹回線はすべて完成し、平成15年度に高速大容量化・IPv6化を実現。一般に無料開放されており、全国を縦横断する情報通信研究機構のギガビットネットワークとも接続されている。

主な情報セキュリティ対策としては、行政事務等を行う端末と一般のインターネットと接続する端末を完全に分離(ネットワーク3分割、下図参照)することに加えて、行政事務等を行う端末にメールやデータを取り込む際には無害化処理(下図参照)を行うことがあげられる。

【ネットワーク3分割】



【メール無害化、ファイル浄化システム】



(2) 実施した監査手続

岡山情報ハイウェイ整備等により、岡山県では教員の校務用コンピュータの整備率が高いこともあり、当該機器等の管理について往査した各県立学校にて、以下の手続を実施した。

- ・情報関連機器等の管理担当者に質問するとともに、情報関連機器の現物と管理台帳との照合を行った。
- ・情報関連機器等の管理担当者に、外部記憶媒体の使用状況について質問を行うとともに、関連証憑の査閲を行った。
- ・情報関連機器等の管理担当者に、情報関連機器の購入事務及び利用・管理状況について質問するとともに、関連証憑の査閲を行った。

(3) 指摘事項及び意見

【指摘事項】 業務用パソコンの持ち帰り

(発見事項)

業務用パソコンの持ち帰りが適切な手続を経ることなく行われていた (1校)。

(問題点)

岡山県情報セキュリティ対策基準(平成28年12月1日改訂、第3章情報資産の管理第3節保護管理要件の設定)において、原則として、コンピュータ入出力情報及び端末等の持出しは所属長の許可を受けない限り禁止とされているが、当該手続が実施されていなかった。

(指摘事項)

業務用パソコンの持ち帰りを行う場合には、岡山県情報セキュリティ対策基準に従い、所属長の許可を得た上で持ち帰る手続を経る必要がある。なお、セキュリティレベル3の情報資産については、原則持ち出しは認められていない。

【指摘事項】 サーバー室の未施錠

(発見事項)

入室頻度が1~2回/週のサーバー室において、施錠がなされていない県立学校があった(1校)。

(問題点)

岡山県情報セキュリティ対策基準第8章第1節(1)において、セキュリティレベル3の情報資産を扱う汎用機・サーバー等は、入退室管理エリアに集約して設置することとされており、第5章第1節第1項及び第2項において、入退室管理エリアは施錠と入退室記録を行うことが定められている。

セキュリティレベルの高い情報が保管されているサーバー室に、施錠がなされていないため、容易にサーバー室への入室が可能な状況にあることが問題である。

(指摘事項)

施錠されていないことで誰もが入室でき、不適切な情報の持ち出しや、データの破壊が可能となってしまう。上記情報セキュリティ基本方針の趣旨を踏まえ、物理的セキュリティの強化が必要である。

【指摘事項】 外部記憶媒体等利用簿の運用未実施

(発見事項)

岡山県の外部記憶媒体等取扱要領によれば、USB メモリ等の外部記憶媒体を利用する場合には、外部記憶媒体等利用簿に利用目的、利用期間等を記載し、所属長の許可を受けなければならないとされているが、当該利用簿の運用がされていない学校があった(1校)。

(問題点)

外部記憶媒体等利用簿に利用目的、利用期間等を記載し、所属長の許可を受ける運用がなされていないため、不適切な情報の漏えいやウイルス等の侵入に対するけん制がなされていない点が問題である。

(指摘事項)

USB メモリ等の外部記憶媒体を利用する場合、外部記憶媒体等取扱要領に従い、外部記憶媒体等利用簿を作成することが必要であるが、その運用がなされていない学校があった。要領の設定の趣旨に照らし、定められた手順に従う必要がある。

【意見】 サーバー及びバックアップの同一箇所での保管

(発見事項)

サーバーとバックアップが同一の教務室に置かれている学校があった(1校)。

(問題点)

岡山県情報セキュリティ基本方針第2章基本的な考え方 第3節 情報セキュリティ対策(2) 物理的対策では、「情報資産、情報システム、ネットワークを盗難、損傷、妨害等から保護するための物理的な対策を講ずる。」と定められている。

サーバーとバックアップが同一の場所に置かれていると、被災時にサーバーのデータとバックアップデータが同時に消失する可能性が極めて高くなる。情報資産の保護という目的からするとバックアップの保管場所は適切でない。

(意見)

サーバー及びバックアップに、学校業務に係る重要な情報が保存されている場合には、同時に被災しない場所に保管する等、物理的セキュリティを高めることが望ましい。

10. 学校徴収金管理

(1) 概要

学校徴収金とは、県費及び国費以外の経費であって、学校において児童生徒及び保護者から徴収するすべての経費をいい、受益者負担の考えに基づく修学旅行費、教材費、実習費、部活動費等の個人負担経費のほか、団体から管理を委託されたPTA会費、同窓会費、生徒会費等の管理受託経費を含む。

学校徴収金に関しては、岡山県立学校徴収金等取扱要綱のほか、学校徴収金等取扱マニュアル（岡山県教育委員会）によりその取扱について定められており、学校徴収金に係る主な考え方は下記の通りとなる。

・公費と私費の負担区分の明確化

学校教育で必要とされている経費には、税金等によって賄われる「公費」と、生徒・保護者が自らのために個人負担する「私費」がある。

学校の管理運営や教育活動に必要な経費については、原則、設置者である県が負担すべきであり、安易にPTA等に負担を求めることは適切でなく、保護者負担の軽減の観点からも、公費と私費の負担区分を明確にした上で、適切な会計処理を行うことが大切である。

・適正な事務処理

公費の会計処理は、地方自治法や財務規則等に従い適切に事務処理することを義務付けられているが、私費会計は概ね各学校の内部規定により処理されている。私費会計といえども、学校教育活動に必要な経費であることを考えれば、税金等で賄われる公費に準じた性格を有しており、又、学校という公の施設において会計処理が行われる以上、公費同様の適正な事務処理を行うことが必要である。

・保護者負担の軽減

学校徴収金が保護者の経済的負担のもとに徴収されていることを常に認識し、コスト意識をもって保護者負担の軽減に努めることが重要である。

そのためには、入札や競争見積の実施など、安価に購入できる手段の実行はもとより、事業や購入品目の定期的な見直しが必要である。

・説明責任と情報提供

学校徴収金は、生徒、保護者の信託に基づき、学校が処理しているものであるが、具体的な事務処理は、校長の指揮監督のもと、教職員が行っている。しかしながら、その資金の拠出者は保護者であり、開かれた学校を推進する上からも、説明責任と情報提供の義務は免れない。

また、全ての収入および支出の執行が終了したら、監査を受け、決算及び監査の結果を校長名で保護者及び教職員に配布する必要がある。

・文書主義の確立と事務処理の適正・透明化

学校徴収金の事務処理は、保護者への説明責任を果たす上からも、原則、全て文書（事業実施起案の作成、収入・支出調書の作成、金銭出納簿の作成、決算書の作成）により起案決裁を行い、その手続き過程を明らかにしておく必要がある。

この学校徴収金に関し、岡山県教育庁財務課では、毎年度各県立学校の経理事務の監査を行っている。直近5年間の財務事務指導訪問校の一覧は、第2外部監査対象の概要4（P48）に記載のとおりである。

（2）実施した監査手続

往査した県立学校において以下の手続を実施した。

- ・事務担当者に学校徴収金等について、岡山県教育委員会「学校徴収金等取扱マニュアル」に準拠し、各会計担当者が一覧として文書化されているかの確認を実施した。
- ・各会計につき、平成29年度末の預金残高が各会計の預金残高と一致しているかどうかについて各会計の帳簿残高及び通帳現物の残高を確認し、その整合性を確かめた。
- ・各会計の帳簿記載内容をレビューし、各会計責任者に必要に応じて内容のヒアリングを実施した。

（3）指摘事項及び意見

【意見】 会計担当業務の保護者への委譲

（発見事項）

岡山県教育委員会「学校徴収金等取扱マニュアル」I.2において、会計担当者は教職員であり、学校徴収金の収支を担当することが規定されているが、一部の部活動費について、保護者により収支管理がなされていた。（2校）

(問題点)

教職員に会計担当者責任がある以上、その業務及び責任を保護者へ移譲するのは問題がある。

(意見)

一部の部活動について、保護者により収支管理がなされている県立学校があった。そもそも部活動は学校としての活動であるがゆえに、すべての会計担当者を教職員と定めているものである。部活動は学校が管理すべき活動である以上、その管理責任及び説明責任を貫徹するため、会計責任についても保護者へ移譲せず、各会計担当が実施する必要がある。

【意見】 事務処理体制の文書化

(発見事項)

岡山県教育委員会「学校徴収金等取扱マニュアル」I.2において学校徴収金事務処理体制の整備として学校ごとに事務処理体制を整備し、責任体制の確立及び相互チェック機能の充実を図ることが規定されているが、各会計担当者、出納責任者及び監査担当者の名簿が作成されていなかった。(1校)

(問題点)

各会計の会計担当者等の文書化がなされていない場合、責任の明確化や適正な事務処理上の業務に混乱をきたす場合がある。

(意見)

学校徴収金事務処理に関し、責任分担の明確化や有効な内部牽制を担保するため、各会計の会計担当者、出納責任者及び監査担当者の文書化を実施することが望まれる。

【意見】 各会計の会計決算処理

(発見事項)

学校徴収金における各会計の会計帳簿等を閲覧した結果、年度末の預金残高について預金通帳と未照合のものや残高不一致のもの、当該年度経費にも関わらず翌年度の経費となっているもの、及び定期預金等の受取利息が未記帳のものが発見された。(5校)

(問題点)

各会計の年度決算において、適正な決算手続を実施しなければ、各会計の決算書が歪むとともに保護者等への説明責任を果たせない状況になる。また、当該年度経費にもかかわらず翌年度の経費となっている場合、不正流用のリスクが高まり適切ではない。

(意見)

各会計の年度決算においては、現金や預金については、現物及び通帳との残高照合を実施するとともに、経費の期間帰属やその網羅性について適切に会計処理することが望まれる。

1 1. 学校評価

(1) 概要

学校評価は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組である。

平成19年6月に学校教育法が改正され、第42条において学校評価に関する根拠となる規定、第43条において学校の積極的な情報提供について規定が設けられている。

学校教育法第42条

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

これらの規定は、幼稚園（第28条）、中学校（第49条）、高等学校（第62条）、中等教育学校（第70条）、特別支援学校（第82条）、専修学校（第133条）及び各種学校（第134条第2項）で、それぞれ準用されている。

文部科学省が定める学校評価ガイドラインにおいて、学校評価は、以下の 3 つを目的として実施するとされている。

- | | |
|---|---|
| ① | 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。 |
| ② | 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。 |
| ③ | 各学校の設置者が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。 |

出典 : 文部科学省 学校評価ガイドライン 平成 28 年改訂]より抜粋)

また、学校評価ガイドラインにおいて、学校評価は下記 3 つの実施手法に整理されている。

自己評価	各学校の教職員が行う評価
学校関係者評価	保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価
第三者評価	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価

上記 3 つの実施手法のうち、自己評価は、その結果を公表することが「学校評価に係る学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について」（平成 19 年 11 月 8 日）において求められており、また、学校関係者評価についても、その結果を公表するよう努めることが同様に求められている。

なお、第三者評価については、必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課されていない。

(岡山県における取組)

岡山県においては、「岡山県立学校の管理運営に関する規則(平成13年03月23日教育委員会規則第2号)」において、第4条で「開かれた学校づくり」を明示し、第71条で「学校評価」の実施について規定している。

(開かれた学校づくり)

第4条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を、当該学校に関する保護者(幼児、児童及び生徒に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。)及び地域住民その他の関係者に積極的に提供するものとする。

2 校長は、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の意見を聞き、又はこれらの者と連携及び協力をして、学校の教育水準の向上に努めるものとする。

3 校長は、学校教育上支障がないと認める限り、学校の施設を社会教育のための利用に供するよう努めるものとする。

(学校評価)

第71条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、学校の実情に応じ、適切な項目を設定して自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた保護者その他の学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 校長は、第一項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、教育委員会が別に定める様式により教育委員会に報告するものとする。

岡山県教育委員会においても、平成20年3月31日付で『学校評価に係る「岡山県立学校の管理運営に関する規則」の一部改正について（通知）』を発出し、学校教育法の改正に対応して、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることを求めている。

具体的には、学校評価に関して、県立学校から教育委員会に報告すべき内容は以下のとおりである。

1. 自己評価		
評価結果	学校経営目標等	
	具体的計画	
	今年度の達成基準	
	自己評価（中間）	達成状況・評価
	自己評価（最終）	達成状況・評価・総合評価
分析・改善方策		
2. 学校関係者評価委員名		
3. 学校関係者評価		
4. 来年度の重点取組（学校評価を踏まえた今後の方向性）		

また、学校評価の実施にあたっては、「学校評価ガイドライン（文部科学省 平成28年改訂）」や、「学校評価事例集（岡山県教育庁指導課 平成20年3月）」を参考とすることを要請している。

(2) 実施した監査手続

往査した県立学校にて以下の手続を実施した。

- ・担当者に学校関係者評価の実施状況（スケジュール、参加者、会議の運営、報告書作成方法等）について、ヒアリングを実施するとともに、「学校関係者評価結果報告書」等の関係資料を閲覧した。
- ・担当者に学校関係者評価委員に対する謝金、旅費の支払いについて、ヒアリングを実施するとともに関係証憑を確認した。
- ・担当者に学校評価の目標の設定方法、目標に対する自己評価の実施方法、目標ごとの評価基準の設定方法について、ヒアリングを実施し状況を確認した。

(3) 指摘事項及び意見

【意見】 学校評価結果の公表方法について

(発見事項)

学校関係者評価の結果を公表していない県立学校があった（2校）。

また、自己評価のアンケート結果や学校関係者評価の結果を、学校誌には掲載して保護者には提供しているものの、学校評価の結果を学校のホームページで公表していない県立学校があった（1校）。

(問題点)

教育活動や学校経営にかかわる情報を学校から保護者や地域住民に提供することにより、保護者や地域住民の学校教育への理解が高まり、学校は保護者や地域住民から支援を得る機会にもなると考えられる。

しかし、特に地域住民は、学校教育の内容を知る機会は限定的であると考えられる。

この点、「学校評価ガイドライン」においては、「各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果について、それを踏まえた今後の改善施策と併せて、学校便りへの掲載や、PTA 総会等を活用した保護者等を対象とした説明会、学校のホームページや地域広報誌への掲載などの方法により広く保護者に周知する。」とされている。

また、「学校評価事例集」においても、「学校のホームページや地域広報誌への掲載等の方法により広く内容が周知されるようにする。」とされている。

(意見)

学校関係者評価の結果についても、保護者に周知することが望まれる。

その際、学校便りへの掲載や、PTA 総会等を活用した保護者等を対象とした説明会のみならず、学校教育の状況を保護者や地域住民により広く周知するため、学校のホームページで学校評価の結果を公表することが考えられる。

【意見】 自己評価の目標設定について

(発見事項)

自己評価において、設定した評価項目や指標等の達成状況を評価するにあたり、事前の定量的な達成基準の設定がなされていない県立学校があった。(2校)

また、自己評価の達成基準は、評価を客観的に示すことができる定量的指標が望ましいが、達成基準を教職員へのアンケート結果のみと個人の主観的な判断による指標としている県立学校があった。この教職員アンケートにおいて、例えば「私は、〇〇にかかる全体研修や担当者研修に1回以上参加し、基礎的な知識や技能を身に付けている。」という質問項目があったが、回答の選択肢は4つで、ア(よく当てはまる)、イ(やや当てはまる)、ウ(あまり当てはまらない)、エ(まったく当てはまらない)となっており、1回のみ参加した場合、回答者によっては、回答する選択肢が分かれるようなものとなっていた(1校)。

(問題点)

学校評価ガイドラインでは、「重点化された目標設定が自己評価の始まりであり、重点目標は学校の課題に即した具体的で明確なものとする」とされ、「評価項目の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するために必要な指標を設定する。必要に応じて、指標の達成状況等を把握・評価するための基準を設定する。」とされている。

この点、達成基準を事前に定められていない場合や、客観的な結果に基づく基準が一切設定されていない場合、目標に対する教員の取組状況に対する意識と、学校の現状が整合せず、適切に自己評価できない可能性がある。また、アンケート結果を達成基準に利用する場合でも、質問内容と回答の選択肢によっては、教職員の積極的な取組の実態が適切に評価結果に反映されない可能性がある。

(意見)

自己評価の目標設定については、教職員が目標に向かって達成すべきターゲットを明確に把握するために、また自己評価を適切に実施するために、事前に評価項目の達成基準を設定することが望まれる。

また、主観的なアンケート結果のみを達成基準として自己評価を行うのではなく、客観的な事実を達成基準のひとつとして設定することが望まれる。

さらに、アンケートを実施する場合は、教職員の取組状況を適切に評価できる質問項目、回答の選択肢を設定することが望まれる。なお、質問内容や回答の選択肢の記述を見直す場合は、毎年同じアンケートをすることで得られる経年変化の情報の要否について留意が必要である。

【意見】 学校関係者評価委員会の運営について

(発見事項)

往査した県立学校においては、いずれも学校関係者評価委員会が開催されているとのことであったが、一部の県立学校において、学校関係者評価委員会の議事録が作成されていなかった(2校)。

(問題点)

学校関係者評価委員会は、年に複数回開催され、委員は地域住民や青少年健全育成団体、学識経験者などから構成されるため、全員の参加が難しい面がある。

また、学校関係者評価は、最終的に学校評価書において、学校による自己評価や改善方針に対する評価結果や提案をまとめて報告されるが、報告書は簡潔に作成され、また非公表となる情報(例えば安全確保の面から問題となる情報)もある。

しかし、学校関係者評価委員会においては、報告書を取りまとめる過程で、学校による自己評価や結果に対する改善策、教育活動や学校経営の改善に向けた取組、さらに地域や保護者との関係等について意見交換がなされ、意見交換の過程で、学校運営の改善につながる気づきをもたらすケースもある。

(意見)

学校評価委員会の運営においては、意見交換の状況を記録するとともに、報告書作成に至る過程や公表する情報の検討状況を記録することが望まれる。また、欠席者を含めた全委員に決定事項と検討状況及び結果を共有するためにも、学校関係者評価委員会について議事録を作成することが望まれる。

【意見】 学校関係者評価委員への旅費支給について

(発見事項)

学校関係者評価委員のなかには、遠方から学校関係者評価委員会に出席する委員もいるが、旅費が支給されていなかった(2校)。

(問題点)

教育委員会によると、学校評価制度と類似する制度として学校評議員制度¹があるが、この学校評議員制度において学校評議員に旅費を支給していないこと、また、学校関係者評価は、上述のとおり法律上、努力義務であることから、規程が未整備となったとのことである。

学校評議員は地域から評議員を選出する前提のため、旅費の支給がないことにつき一定の合理性はあるものの、学校評議員に旅費支給がないことが学校関係者評価委員の旅費支給しない理由とはならない。実際に有識者等の意見を聞くために遠方に在住する委員を選任していることから、学校評議員と同様に学校関係者評価委員に旅費を支給しないとするのは問題がある。

(意見)

学校関係者評価委員による学校評価は、「岡山県立学校の管理運営に関する規則」に基づき実施している制度であることから、学校関係者評価委員会に出席する委員に対して旅費の実費相当を委員に支給することが望まれる。

¹ 学校評議員制度は、学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、平成12年4月より、地域住民の学校運営への参画の仕組みとして設けられた制度である。

12. 生涯学習センター

(1) 概要

生涯学習センターでも県立高校等と同様の財務に関する事務、具体的には物品の購入・管理、委託・工事等の事務処理、勤怠管理、職員の人事評価、情報関連機器等の管理、施設評価について監査を実施した。また、生涯学習センターではその運営を指定管理者へ委託しており、当該指定管理者が適切に施設管理を行っているかについての生涯学習センターのモニタリングについても監査範囲に含めている。

(2) 実施した監査手続

生涯学習センターにおいて、物品の購入・管理、委託・工事等、勤怠管理、職員の人事評価、情報関連機器等管理、施設評価の各財務事務について、各担当に管理方法等を質問するとともに、関連帳票及び原資証憑等を閲覧した。

合わせて、指定管理者の管理事務についても、担当者に質問するとともに、関連帳票等を閲覧した。

また、生涯学習センターの運営状況把握のため、同センターの施設状況全体を視察した。

(3) 指摘事項及び意見

【意見】 指定管理者との連絡協議

(発見事項)

指定管理者と月2回の連絡協議を実施しているが、議事メモ等の協議記録が作成されていない。

(問題点)

指定管理者と月2回の連絡協議を実施しているが、議事メモ等の協議記録が作成されていない場合、お互いの協議結果の認識齟齬等が発生し、業務運営上の非効率が発生する可能性がある。

(意見)

指定管理者と月2回の連絡協議において議事メモ等の協議記録が作成されていないが、協議記録を適切に作成し、相互の責任者等に回付することで協議結果を明確にすべきである。

【意見】 周辺ブロック塀の歪曲化

(発見事項)

生涯学習センター敷地の北側ブロック塀については通学路に隣接しているが歪曲化している状況である。

(問題点)

ブロック塀には危険である旨の貼り紙がされており、注意喚起はなされている。しかしながら、通学路に隣接しているブロック塀が災害時に崩れ、通行者が怪我等をってしまう可能性がある。

(意見)

北側の道路に面したブロック塀について、早期に崩落防止対応措置を実施すべきである。物理的な対応に時間がかかるとすれば、通学路変更の要請など他の方法による事故防止策も検討すべきである。

【意見】 備品の保管場所の備品整理簿への記載

(発見事項)

物品供用管理員ごとに作成される備品整理簿において、保管場所が具体的に記載されていない備品が多くあった。

(問題点)

備品整理簿において保管場所が具体的に記載されていない場合、現物確認が実施できなかつたり、現物確認の非効率化を招くおそれがある。

(意見)

生涯学習センターにおいては、物品供用管理員の管理エリアが広いため、保管場所を特定できるように、備品整理簿において保管場所の明記を徹底することが望まれる。

【意見】 定期的な備品等の現物確認の実施

(発見事項)

生涯学習センターにおいて備品整理簿と現物との照合を実施したところ、備品整理簿に記載されている物品の現物が、即座に確認できない事実が発見された。

(問題点)

重要物品については年に一度、出納局用度課より生涯学習センターに対して調査依頼があり、備品整理簿と現物との照合が実施されている。重要物品以外については、物品供用管理員が交代するときにその担当範囲について現物との照合が行われている。

重要物品以外の物品については、物品供用管理員の交代があるまでは台帳との照合を行う機会がなく、現物照合ができていない。この結果、備品整理簿が適時に更新されているかを確かめる機会に乏しく、台帳から現物をあたって、現物を確認できないということが生じている。

(意見)

備品整理簿にて管理を行っている物品については、生涯学習センターの運営において重要性を識別しているがゆえに管理しているものである。それゆえ備品整理簿は現物の所在・状態を直ちに確認できるように整備されていなければならない。

重要物品以外の物品であっても、最低でも一定額以上のものについては現物の所在を定期的な確認、備品整理簿の正確性を高めることが望ましい。

また、現状、岡山県では原則3万円以上の物品は備品整理簿に記載し、管理する必要があるが、それには一定の事務コストを要していると示唆される。他県ではその基準額を10万円以上としているところも複数あることから、現在3万円以上となっている基準額を例えば10万円程度に引き上げることを検討されることを望む。

【意見】 指定管理料による購入備品等の県備品出納簿等への登載

(発見事項)

「管理に関する包括協定書」第26条2項によると、「指定管理者は、指定管理料をもって備品等を購入したときは、当該備品等は甲（岡山県）に帰属するものとし、県備品等管理簿に登載するものとする。」とある。そこで平成29年度の指定管理料による指定管理者の備品購入の状況について確認したところ、把握できていないものがあつた。

(問題点)

指定管理料による購入備品の県備品出納簿等への登載が漏れている可能性がある。

(意見)

指定管理料による備品購入の有無や購入備品の内容について、指定管理者が、生涯学習センターに適時に報告する仕組みを設け、漏れなく県備品の管理をすることが望まれる。

【意見】 指定管理者が管理する備品等の範囲

(発見事項)

「管理に関する包括協定書」第26条4項によると、「指定管理者は、指定期間が満了し、引き続き指定管理者として指定されなかったとき又は指定管理者の指定を取り消されたとき（以下「指定終了時」という。）は、岡山県から借用した備品等及び県備品等管理簿に登載した備品等を岡山県に返還しなければならない」とある。

そこで、指定終了時に県に返還されるべき備品等の一覧を依頼したところ、一覧の更新が行われておらず、管理が不十分であることが判明した。

(問題点)

指定管理者が管理している岡山県備品等及び県備品出納簿等に登載した備品等のリストが更新されていない場合、または指定管理者において更新されていたとしてもこれらを調査していない場合、県備品等の適切な管理がなされず滅失や毀損があった場合でもこれらを看過する可能性がある。

(意見)

適切な資産管理の観点から、指定管理者が管理し、将来返還すべき備品等のリストを保有しているか、適時更新しているか等について適切に調査を実施し、県資産の保全に努めることが望まれる。

13. 県立図書館

(1) 概要

県立図書館でも県立高校等と同様の財務に関する事務、具体的には物品の購入・管理、委託・工事等の事務処理、勤怠管理、職員の人事評価、情報関連機器等の管理、徴収金管理について監査を実施した。また、県立図書館については管理業務の一部を指定管理者へ委託しており、当該指定管理者が適切に施設管理を行っているかについての県立図書館のモニタリングについても監査範囲に含めている。

(2) 実施した監査手続

県立図書館において、物品の購入・管理、委託・工事等、勤怠管理、職員の人事評価、情報関連機器等管理、徴収金、施設評価の各財務事務について、各担当に管理方法等を質問するとともに、関連帳票及び原資証憑等を閲覧した。

合わせて、指定管理者の管理事務についても、担当者に質問するとともに、関連帳票等を閲覧した。

また、県立図書館の運営状況把握のため、図書館施設状況を視察した。

(3) 指摘事項及び意見

県立図書館について、指摘事項及び意見はない。

第5 包括外部監査の結果（まとめ）

様々な社会環境の変化の下、岡山県において教育は重点戦略と位置付けられ、かつ教育費は県行政でも重要な歳出部門となっている。本年度の包括外部監査では、岡山県における教育委員会の財務事務の執行が法令等に準拠しているか、また、その事務が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨（住民福祉の増進、最少経費で最大効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成しているか、その管理運営の実態を監査した。

具体的には、県立学校等の財務事務管理（外郭団体としての公益財団法人岡山県育英会を含む）と生涯学習に係る財務事務管理を対象としている。

県立学校等の財務事務管理については、物品の購入・管理、委託・工事等の事務処理、勤怠管理、授業料管理、奨学金管理、情報関連機器等管理、学校徴収金管理についてそれぞれ指摘事項ないし意見があるが、定められた事務処理のそもそもの趣旨を正しく理解していないことに起因すると考えられる。

例えば、県立学校等の物品の購入・管理に関し、薬品の棚卸は実施されているが、その結果判明した帳簿数量と現物数量の差異についての調査が実施されていなかったり、棚卸結果についての学校長への報告が適切になされていないというケースがみられた。そもそも薬品の不適切な流出が生徒の生命にかかわる重大な事件につながりかねないからこそ厳格な管理が必要であるということを現場において理解できているならば、そのようなことにはならないはずである。

また、県立学校等の学校徴収金管理に関し、一部の部活動について会計担当業務の保護者への移譲が行われているという意見がある。出納が行われていないわけでも、決算が行われていないわけでもないが、そもそも部活動は学校の活動であるという理解にたてば、会計担当業務の責任は学校における部活動の担当教員等が行うべきである。

定められた事務処理はなぜ行うのか、誰が行うべきなのかという点についての趣旨を踏まえて実施することが肝要である。

県立学校等の学校評価については、いくつかの意見を述べている。教育行政の重要性に鑑みれば、地域に開かれた学校づくりは重要なテーマであり、学校評価はそのための手段である。各県立学校等において学校評価は実施されており、手続的な違反は発見されていないが、目標設定の方法や結果の公表方法についてはなお改善の余地があると考えられる。

生涯学習の財務事務管理については、生涯学習センターを対象として主に備品管理に関する意見を述べている。より効果的な管理体制を目指し、取り組まれることを期待したい。

以上

◎岡山県監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岡山県知事から平成二十九年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十一年三月二十六日

岡山県監査委員	太田正孝
岡山県監査委員	江本公一
岡山県監査委員	山本督憲
岡山県監査委員	佐藤由美子

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

平成29年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「公有財産の管理に関する事務の執行について」

監査の結果等（要約）	措置状況
第2 監査結果	
I 公有財産の事務手続に対する監査の結果	
1 公有財産台帳の記載不備（指摘事項）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政財産ではなく普通財産とするべきもの（未利用であるため） 勤労者いこいの村、農林水産総合センター公舎（農業試験場公舎）、高梁支局独身寮、勝英支局公舎（林野公舎） ・ 地番を正確に記載するべきもの 真庭支局土木倉庫 ・ 実態に即した記載とするべきもの（寮及び公舎の用地として一体となっているため） 真庭支局車庫 	<p>【勤労者いこいの村】 行政財産として管理が必要な大平山野鳥の森の区域を除き、平成31年度中に普通財産へ変更する。</p> <p>【農林水産総合センター公舎（農業試験場公舎）】 用途廃止手続を行い、普通財産への変更を行った。</p> <p>【高梁支局独身寮】 用途廃止手続を行い、普通財産への変更を行った。</p> <p>【勝英支局公舎（林野公舎）】 用途廃止手続を行い、普通財産への変更を行った。</p> <p>【真庭支局土木倉庫】 地番の誤記載について修正した。</p> <p>【真庭支局車庫】 実態に即し、台帳の記載を「公舎用地」に修正した。</p>
2 所属替えが望まれる財産（意見）	
<p>現況を踏まえると、台帳管理や現地確認など財産とそれに係る事務の効率化の観点から所属替えすることが望ましいと考えられる事案は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元用品倉庫：医療推進課へ ・ 旭川ダム残余地（建部）：旭川ダム統合管理事務所へ ・ 酪農大学校貸付地（西茅部・上福田）：畜産課へ ・ 環境省貸付地、休暇村蒜山高原貸付地：自然環境課へ <p>（いずれも現在は財産活用課所属）</p>	<p>【元用品倉庫】 今後の利用方法について検討を行い、平成31年度中に医療推進課へ所属替えを行う。</p> <p>【旭川ダム残余地（建部）】 河川課へ所属替えを行った。</p> <p>【酪農大学校貸付地（西茅部・上福田）】 平成30年度中に畜産課へ所属替えを行う。</p> <p>【環境省貸付地、休暇村蒜山高原貸付地】 平成30年度中に自然環境課へ所属替えを行う。</p>

3 貸付許可調の記載漏れ（意見）	
津島児童学院及び玉島学園の施設用地を社会福祉法人に対して無償で貸し付けしていることについて、監査資料の貸付許可調に記載が漏れていた。	【津島児童学院・玉島学園】 平成29年度監査資料より貸付許可調に記載した。
II 公有財産の状況把握に対する監査の結果	
1 未利用財産	
(1) 境界線の未確定のために有効利用や売却を妨げている財産（指摘事項）	
<p>将来の不法占拠の可能性があるか、土地利用のニーズがある場合には積極的に測量・境界確定を行っていく必要がある。不法占拠の可能性も低く、土地利用のニーズもない場合は、優先順位は落ちるが、予算の範囲内で、境界確定を行うべきである。</p> <p>特に紫竹川廃川地は、確認できる範囲では中学校のグラウンドの一部と思われることから、直ちに地元自治体との協議を実施し、解決を図るべきである。</p> <p>（その他該当する財産） 粟井県有地、元井原繊維指導所敷地、芳井町廃道敷、矢掛町廃道敷（下高末）、元失対事務所花木栽培用地、元久米地方事務所、旭川廃川地、旧県立おかやま福祉の郷実習地、真庭保健所</p>	<p>公図に記載がない財産は、具体的な場所が特定できないため、公図の訂正や境界確定が困難であるが、それ以外については土地利用のニーズを把握することなどにより、優先順位等を勘案しながら予算の範囲内で境界確定を行う。</p> <p>なお、個別の措置状況は以下のとおりである。</p> <p>【粟井県有地】 売却見込額に対して測量費用が過大となることから当面県で管理する。</p> <p>【紫竹川廃川地】 公図に記載されていない財産については、処分することが難しいため、県で引き続き管理する。</p> <p>【元井原繊維指導所敷地】 境界を確認したところ、現況が市管理の道路のため、井原市へ譲与した。</p> <p>【芳井町廃道敷】 公図に記載されていない財産については、処分することが難しいため、県で引き続き管理する。</p> <p>【矢掛町廃道敷（下高末）】 公図に記載されていない財産については、処分することが難しいため、県で引き続き管理する。</p> <p>【元失対事務所花木栽培用地】 未利用地情報をホームページにより広く一般に公開することにより、処分や利活用の促進を図り、予算の範囲内において境界確定を行う。</p> <p>【元久米地方事務所】 公図に記載されていない財産については、処分することが難しいため、県で引き続き管理する。</p> <p>【旭川廃川地】 台帳上は「岡山市平井地先」となっており具体的な地番の記載もないことから、登記や公図の確認ができない財産で</p>

	<p>あり、処分することが難しいため、県で引き続き管理する。</p> <p>【旧県立おかやま福祉の郷実習地】 現況が市管理の道路部分については岡山市への譲与に向け協議を進める。その他の部分については、売却見込額に対して測量費用が過大となることから当面県で管理する。</p> <p>【真庭保健所】 境界を確認したところ、現況が市管理の道路のため、真庭市へ譲与することとし、事務手続きを進めている。</p>
<p>(2) 法的制限の存在から有効利用や売却を妨げている財産（意見）</p>	
<p>【水島港玉島E地区】 水島港玉島E地区（北側埠頭用地）は「岡山県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」の適用により、民間に売却する場合には物流業等しか立地できないという制約がある。物流業等の倉庫用地として民間に売却するか、水島港湾事務所が管理する係留施設の駐車場とするかなど活用方法を検討しているが、現状のまま放置される恐れもあり、まずはそれらを決めることが必要であると考えている。</p> <p>なお、当該土地は海沿いの4区画の土地の内の1区画を普通財産としているものであり、残りの3区画は水島港湾事務所の行政財産となっている。同じ港湾の中で、ある区画が普通財産で、ある区画が行政財産という状態が、実態を表しているかどうか疑義が残る。港湾全体でのあるべき姿と有効利用の方法を議論することが望ましい。</p> <p>【外国人船員浴場】 外国人船員浴場は、現在は、未利用になっているものであるが、「岡山県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」の適用により、その土地の用途は限られる。新たな利用計画又は解体等、今後の在り方を検討することが望ましい。</p>	<p>【水島港玉島E地区】 水島港における野積場の利用に係る引き合いもあることから、ニーズを踏まえながら、平成31年度中を目途に有効利用の方法について結論が出るよう検討を行う。</p> <p>【外国人船員浴場】 建物は活用することが困難なため解体撤去し、跡地は緑地とした。</p>
<p>(3) 売却・貸付の相手方が制限され、有効利用や売却を妨げられている財産（意見）</p>	
<p>実質的には通路や水路となっており、単独での利用はできない等の物理的な制約がある上に、売却においても実質的に売却相手に制約がある。例えば隣接者の建替えや増築時など機会を見定めて、売却交渉を継続していくことが望ましい。</p> <p>（該当する財産） 庭瀬県有地、福島水路用地、北方廃堤敷、</p>	<p>【庭瀬県有地】 複数の隣接者が所有する敷地に存在する位置指定道路の一部であり、岡山市に譲与する場合には隣接地も含めた上で譲与する必要があるが、隣接地を市に寄附することについて、隣接地所有者の同意を得ることは困難なことから、引き続き県で管理する。</p>

<p>門田文化町県有地、兵団県有地、元津島地区開発事業用地残地</p>	<p>【福島水路用地】 狭長な形状であり単独利用が困難なことから、引き続き隣接者への売却を働きかける。</p> <p>【北方廃堤敷】 現況は不特定多数の者が道路として利用する土地であるため、売却困難であり、県で引き続き管理する。</p> <p>【門田文化町県有地】 現況が市管理の道路のため、岡山市へ譲与した。</p> <p>【兵団県有地】 隣接者のみが利用する通路であり、引き続き隣接者への売却を働きかける。</p> <p>【元津島地区開発事業用地残地】 隣接者の建替えや増築時など機会を見定めて岡山市への寄附等を検討する。</p>
<p>(4) ニーズのないロケーションや形状であるために有効利用や売却を妨げられている財産（意見）</p>	
<p>県の内部及び他の自治体において需要の調査を行っても何らかの需要がないものについては、売却が最適と考えられるものについては、県は売却を行っていく方針であるが、ここで検討すべき点として、2点考えられる。1点目は、需要がないと県が考えるものにつき、本当に需要がないのかという点、2点目は、売却の方針であるものの売却できる見込みがないような財産についてどのような対応が必要となるか、という点である。</p> <p>1点目について、需要の有無の決定の過程には、工夫する余地があると考え。現状、所管部署のみで検討がなされている場合もあり、それらを全庁的に広げる動きをすべきであるし、さらに門戸を広げて、未利用となった時点で、県民等の需要を把握する仕組みがあつてよいと考える。</p> <p>2点目について、購入需要がないかどうかについて、現地に売却財産である立て看板を立て、明示することも一つの方法と考える。また、他の自治体では、入札に参加登録をしたにも関わらず入札を取りやめた者というのは、比較的購入意欲が高いとして、入札が不調となった場合に、再度、購入希望を聴取するという取り組みをしているところもある。そういった取り組みの実施も望ましいと考える。</p> <p>処分可能性の低い財産においては、管理した上で、今後も保持していくことが求められると考えられるが、その場合には、管理</p>	<p>入札を行う財産についてはすでに看板を設置しているところであり、入札が不調となり、再度売却をする際には、入札参加の意思表示のあった者に対し、売却の案内も行っているところである。</p> <p>入札を行っていない未利用財産については、需要の有無を把握するため、新たに土地情報をホームページに掲載し、売却の促進を図る。</p> <p>また、維持管理費用については意見も踏まえながら極小化に努めていく。</p> <p>個別の措置状況については以下のとおりである。</p> <p>【新見市金谷県有地】 売却見込額に対して測量費用が過大であることや管理経費も不要であることから、当面県で管理する。</p> <p>【吉井川廃川地】 現況は市道であるが、登記がされていない財産であり、登記のための測量等に費用と日数を要することから市への譲与は困難である。引き続き市が管理する。</p> <p>【植松県有地】 現況は不特定多数の者が道路として利用する土地であるため、売却困難であり、県で引き続き管理する。</p> <p>【元津山保健所福渡支所犬処理用地】 売却見込額に対して測量費用が過大であることや管理経費も不要であることから、当面県で管理する。</p>

維持費用を極小化することは必要であると考える。土地の場合には、草刈り等の費用がかかるケースもあるが、地元住民に協力してもらえるのであれば、それが望ましいと考えられ、それが難しい場合でも、所管課を超えて集約し、管理維持費用が低減できるように努めることが望ましい。建物の場合でも管理維持費用が発生している場合は同様である。

(該当する財産)

新見市金谷県有地、吉井川廃川地、植松県有地、元津山保健所福渡支所犬処理用地、元酪農試験場、元美作畜犬舎敷地、津山市中北上県有地、真庭廃道敷、矢掛町廃道敷(東三成)、里庄町新庄県有地、元津山東高等学校(苫田分校)、神武天皇史跡地、笹ヶ瀬川廃川地(古新田)、御津地方事務所跡地、元岡山西警察署大窪駐在所、高梁川廃川地(連島)、元玉島警察署長尾宿舎、保健福祉課会議室・倉庫、勤労者いこいの村、元農業試験場、元水産試験場、元水産試験場公舎、元水産試験場場長公舎、北海道ももたろう温泉、元広域営農団地農道整備事業用地、農林水産総合センター公舎(農業試験場公舎)、元和牛試験場、備前保健所東備支所、東備保健所公舎、吉岡川粒江地内廃川地、高梁市局独身寮(奥万田寮)、勝英支局公舎(林野公舎)

【元酪農試験場】

未利用地情報をホームページにより広く一般に公開することにより、処分や利活用の促進を図る。

【元美作畜犬舎敷地】

すでに入札等を行っている物件であるが、買い受け希望がない。引き続きインターネット入札等を活用し、売却を行う。

【津山市中北上県有地】

売却見込額に対して測量費用が過大であることや管理経費も不要であることから、当面県で管理する。

【真庭廃道敷】

公図に記載されている土地については、未利用地情報をホームページにより広く一般に公開することにより、処分や利活用の促進を図る。

公図に記載されていない土地については、処分することが難しいことから、県で引き続き所有する。

【矢掛町廃道敷(東三成)】

現況が県管理の道路のため行政財産とした。

【里庄町新庄県有地】

未利用地情報をホームページにより広く一般に公開することにより、処分や利活用の促進を図る。

【元津山東高等学校(苫田分校)】

未利用地情報をホームページにより広く一般に公開することにより、処分や利活用の促進を図る。

【神武天皇史跡地】

離島にある神社に隣接した土地であり、敷地上に史跡が存在していることなどから県で引き続き管理を行う。

【笹ヶ瀬川廃川地(古新田)】

未利用地情報をホームページにより広く一般に公開することにより、処分や利活用の促進を図る。

【御津地方事務所跡地】

現況は不特定多数の者が道路として利用する土地であるため、売却困難であり、県で引き続き管理する。

【元岡山西警察署大窪駐在所】

現況が市管理の道路のため、岡山市へ譲与した。

【高梁川廃川地(連島)】

台帳上は「倉敷市連島町西之浦弁財天地先」として具体的な地番の記載もないことから登記や公図の確認ができない財産であり、処分することが難しいこと

から、県で引き続き管理する。

【元玉島警察署長尾宿舎】

現況は市管理の河川であるが、県の指定する砂防指定地でもあるため、管理主体について倉敷市と協議を行っているところである。

【保健福祉課会議室・倉庫】

現在、倉庫等として利用しているところであり、売却も含めた検討を行っているところである。

【勤労者いこいの村】

行政財産として管理が必要な大平山野鳥の森の区域を除き、平成31年度中に普通財産へ変更することとしており、手続き後に売却も含めた検討を行う。

【元農業試験場】

当該土地は、5筆に分かれている土地であるが、うち4筆については、赤磐市へ売却した。残る1筆についても利活用について同市と協議を行っているところである。

【元水産試験場】

瀬戸内市と利活用について協議を行っているところである。

【元水産試験場公舎】

瀬戸内市と利活用について協議を行っているところである。

【元水産試験場場長公舎】

瀬戸内市と利活用について協議を行っているところである。

【北海道ももたろう温泉】

県で活用予定がないことから、処分することとし、その方法等について検討を行っているところである。

【元広域営農団地農道整備事業用地】

井原市と利活用について協議を行っているところである。

【農林水産総合センター公舎（農業試験場公舎）】

施設を解体し、跡地は駐車場として利用する。

【元和牛試験場】

未利用地情報をホームページにより広く一般に公開することにより、処分や利活用の促進を図る。

【備前保健所東備支所】

入札を行い落札者へ売却した。

【東備保健所公舎】

すでに入札等を行っている物件であるが、買い受け希望がない。引き続きインターネット入札等を活用し、売却を行う。

	<p>【吉岡川粒江地内廃川地】 売却見込額に対して測量費用が過大であることや管理経費も不要であることから、当面県で管理する。</p> <p>【高梁支局独身寮（奥万田寮）】 すでに入札等を行っている物件であるが、買い受け希望がない。引き続きインターネット入札等を活用し、売却を行う。</p> <p>【勝英支局公舎（林野公舎）】 県で活用予定がないことから、処分することとする。その方法等について具体的に検討を進めており、平成31年度において用地測量等を実施することとしている。</p>
<p>(5) その他個別の原因により有効利用や売却を妨げられている財産</p>	
<p>①岡山市山崎廃道敷（意見） 道路であるか否か確定していないため、確定させる必要がある。このような状態を放置すべきではなく、地元自治体との協議を実施し、解決を図るべきである。</p> <p>②岡山空港ハギ山（指摘事項） 岡山空港自体は幾度も拡張工事がなされているものの、当該土地は取得後一度も利用されていない。また、ハギ山一体ではなく、接続道から離れた山中を中心に、不整形な形で取得されており、空港拡張用地として利用するにあたっては現状の状態のまま利用することは困難である。段階的な用地取得についての経緯や当時の取得計画について、本来あるべき記録が適切に残されていない結果、取得目的、取得完了予定時期等について不明となっている。</p> <p>③岡山空港ハギ山（意見） 当該土地の政策上の位置づけを整理し、未取得の周辺地を取得した上でハギ山一体として有効活用するか、未利用地として一般競争入札による売払いを行うなどの検討を行うことが望ましい。</p> <p>④元越畑キャンプ場（意見） 現在未利用だが、草刈り等の保守管理費用がかかっており、取り壊し等も含めて地元自治体と協議していくことが望まれる。</p>	<p>【岡山市山崎廃道敷】 現況が市管理の道路のため、岡山市へ譲与した。</p> <p>【岡山空港ハギ山】 今後は、長期間にわたる取組が必要な事業の経緯等が引き継がれるよう、事務管理を徹底する。</p> <p>【岡山空港ハギ山】 当面、具体的な計画策定は困難であるものの、空港に近接する貴重な県有地であることから、空港関連での活用を検討する。</p> <p>【元越畑キャンプ場】 取り壊し等も含めて地元自治体と協議を行っているところである。</p>

2 低利用財産（意見）

県公舎については職員数の減少及び施設の老朽化等により、入居率が低い状態が継続している物件が少なくない。

処分可能な物件については、周辺寮との統廃合の後に一般競争入札等の方法により既に民間への売払いが完了しているものもあるが、幹線道路への接続が良い物件や、住宅地に位置しており宅地への転用が見込まれる物件で低利用の状態が継続しているものもあるため、売払いに向けて今後も継続して検討を行なうことが望ましい。

（該当する財産）

倉敷地区職員住宅、井笠支局独身寮、高梁支局公舎（近似公舎）、新見支局公舎（元千屋ダム職員宿舎）

立地や建物の状態、利用ニーズ、防災・危機管理上のメリット等を勘案し、県公舎の存廃について検討を行った。

個別の措置状況は以下のとおりである。

【倉敷地区職員住宅】

入居者が退去したのち、速やかに用途廃止を行い、廃止後は売却を含め検討する。

【井笠支局独身寮】

当面は施設を継続することとし、予防保全を図りながら適切に管理していく。

【高梁支局公舎（近似公舎）】

当面は施設を継続することとし、予防保全を図りながら適切に管理していく。

【新見支局公舎（元千屋ダム職員宿舎）】

当面は施設を継続することとし、予防保全を図りながら適切に管理していく。

3 吉備高原都市の未利用財産・低利用財産

吉備高原都市については、個別の財産の状況というより、計画策定プロセスも含め、その都市計画全体の問題が強く影響していると考えられるため、その観点からの意見を述べている。

（該当する財産）

中小企業研究研修施設用地、元21世紀の森敷地、吉備高原都市住区分譲用地、吉備高原都市工場公園用地、吉備高原都市研究産業区

① 計画策定上の問題（意見）

ア 人口計画

吉備高原都市の計画人口は3万人である。前期区域の計画人口は5,700人であるが、実際の人口は後期Aゾーンと合わせても3,000人弱であり、ほぼ完売であるにも関わらず計画上の人口の半分程度の達成度となっている。また、吉備高原都市の前期計画区

① 計画策定上の問題

吉備高原都市は、保健・福祉、教育・文化など各領域にわたる高度の機能を備えた都市として建設を進め、現在は、平成14年に有識者や県民の意見を踏まえて定めた「吉備高原都市の今後の整備方針」により、整備済区域の活性化、高付加価値化を進めており、今後、整備済区域の熟度が高まった時点で、改めて整

域と後期 A ゾーンを合わせた計画人口(夜間)は7,000人であるのに対して、住宅の分譲区画数は855区画であり、計画人口(夜間)には住区に暮らす住民の他に医療・福祉施設の入居者が含まれているため単純に比較することは出来ないが、一世帯あたりの人口が考慮されていないか、見込みが甘かった事が推察される。

今後人口見込みを作成するにあたっては、計画する住戸数に対して、少子化や核家族化の進行を考慮した一世帯あたりの人口を加味することが望ましい。

イ 交通インフラの整備

岡山県民にとって自動車は依然重要な交通手段であることに変わりはないものの、今後都市計画を策定するにあたっては、人口と周辺都市との距離を考慮のうえ、高齢化や渋滞問題にも配慮した電車やバスなどの公共交通機関を中心とした交通インフラを整備することを前提とすることが望ましい。

ウ テクノポリス構想の採用

吉備高原地域テクノポリス指定を受け整備した吉備高原ニューサイエンス館は現在閉鎖され、ハイテク産業誘致のための後期 D ゾーン区域も再検討の対象となり、後には未利用地だけが残る結果となっている。

吉備高原都市は市街地からは離れた自然環境が豊かな吉備高原に建設されている。利便性が求められる先端産業を誘致するには、空港や県内の高速自動車のインターチェンジにほど近く既に誘致実績もある他の産業用地や県外の他のテクノポリスと比較した場合の優位性が乏しかったことが推察される。

今後の産業誘致にあたっては、企業ニーズを調査のうえ、既存の産業用地との明確な差別化を図った上で用地取得を行うことが望ましい。

② 先行取得した土地の有効活用(意見)

吉備高原都市の後期 B ゾーン以降の都市計画については一部の用地について先行取得されており、現在は岡山県土地開発基金が所有しているが、売払いの実績はなく、また、隣接地の所有者や自治体への売却交渉等も行われていないのが現状である。

企業用地及び住宅分譲用地が売出しから20年近く経過して売れ残っている現状を踏まえれば、今後は一般競争入札やインター

備方針の検討を行うこととしていることから、その際には監査人の意見も参考にしたい。

② 先行取得した土地の有効活用

住区分譲用地は、地価調査に基づく実勢価格で分譲しており、入札による売却には馴染まないため、平成31年度から、ハウスメーカー等の民間事業者や吉備中央町などの関係者と連携して、より効果的な販売促進活動を新たに実施する。

その他の用地の取扱いについては、整備方針に従い、分譲用地の売却が概ね完了し、整備済み区域の熟度が高まった時

ネット入札の対象に含める等、先行取得用地の売払いに向けてより積極的な取り組みを行うべきである。

③公共交通の整備（意見）

吉備高原都市の自動車を前提とした交通網の整備は、高齢者や障害者に優しい福祉の街には合致しておらず、公共交通の整備は当初の都市整備計画からの継続した課題であり、現在ある公共交通機関は民間事業者が運行するバスのみであり、路線数・便数共に少ないのが現状である。

また、現在都市内の移動は自動車が主となっているが、今後高齢化が進むにつれて運転人口が減少することが予想され、高齢者や障害者とその家族が快適に暮らすことが出来る福祉の街を実現する為には、公共交通機関のさらなる整備が必要であると考える。

吉備中央町が主体となって実施した町民への地域公共交通に関するアンケート調査結果を基に、平成29年度、同町が地域公共交通網形成計画を策定しており、当計画に基づき、まちづくりと一体となった効率的で利便性の高い公共交通体系が構築されることが望まれる。

点で、改めて検討する。

③公共交通の整備

平成29年度に吉備中央町が地域公共交通網形成計画を策定し、まちづくりと一体となった効率的で利便性の高い公共交通体系の構築に向けて取り組んでいることから、町の取組に対する助言や支援を適切に行っていく。

4 不法占拠（指摘事項）

公的に保有する財産において、不法占拠されている状態を放置するのは公平性の観点から問題があり、解消を目指すべきであると考えます。

解消に向けては、所管課が不法占拠対策に対応できる人員や能力を有しているとは限らず、その対応が効果的・効率的なものとならない可能性がある。したがって、専門的なチームを組成して、不法占拠案件を集約することにより対応する必要があると考える。法律の専門家への委託、又は有期雇用により対応することも検討すべきである。これにより、庁内に関連するノウハウが蓄積されると考える。

最後に、今後は適切な管理に努め、不法占拠をこれ以上発生させないように努めるべきである。

（該当する財産）

宿県有地、一日市県有地、福島三角地、百間川廃川地、若葉町県有地、水島県有地（福崎町）、旭川廃川敷地

不法占拠については公平性の観点から解消を目指すとともに、新たな不法占拠が生じないように努める。

個別の措置状況は以下のとおりである。

【宿県有地】

弁護士への委託等により、専門家の助言を得ながら個別対応を行っていく。

【一日市県有地】

弁護士への委託等により、専門家の助言を得ながら個別対応を行っていく。

【福島三角地】

不法占拠部分の売却を行った。

【百間川廃川地】

弁護士への委託等により、専門家の助言を得ながら個別対応を行っていく。

【若葉町県有地】

弁護士への委託等により、専門家の助言を得ながら個別対応を行っていく。

【水島県有地（福崎町）】

弁護士への委託等により、専門家の助言を得ながら個別対応を行っていく。

【旭川廃川敷地】

	<p>現在、売却に向けた交渉を行っており、引き続き交渉を行っていく。</p>
<p>5 使用料・貸付料</p>	
<p>①水島県有地（福崎町）、水島県有地（海岸通外）（意見） 企業誘致のインフラ整備のため、水島臨港鉄道株式会社を県が誘致したことから無償による貸付が行われているが、無償貸付の期限の取り決めは行われていない。誘致の際に無償期間を設定すべきであったと考える。今後、同鉄道会社の収支状態等を継続的にモニタリングし、有償化を検討することが望ましい。</p> <p>②酪農大学校に関する財産（意見） 県が誘致したものとして無償による貸付が行われているとのことであるが、無償貸付の期限の取り決めは行われておらず、誘致の際に無償期間を設定すべきであったと考える。今後、同大学校の収支状態等を継続的にモニタリングし、有償化に向けた交渉も検討することが望ましい。</p> <p>③藤ヶ鳴地区貸付地（意見） 岡山空港開発株式会社民事再生後の施設の運営を円滑に再開させる必要性から、貸付料については、当初は無償とされていた。その後、平成16年度の包括外部監査において有償化に向けた意見が出たことを受け、有償化に向けた交渉を開始し、平成23年度契約分より有償化が行われ現在に至っている。 有償化され、その金額も増額されており、一定の成果が認められるものの、県条例に基づき行政財産に準じて算出した貸付料の5分の1程度であり、また、国有林の使用料支払額と比較しても3割程度の単価となっているのが現状である。 今後、契約を更新する際には、貸付先の収支状態等を把握すると共に、国への支払い額を考慮し、さらなる増額に向けて交渉を行うべきである。</p> <p>④岡山県クレー射撃場（意見） 県は、岡山市が所有者から賃借した当該財産の土地を年間約6百万円で賃借し、当該財産と土地をNPO法人岡山県クレー射撃協会に賃貸している。賃貸当初の同協会の収支見込から継続的に貸付料を2百万円と</p>	<p>【水島県有地（福崎町）、水島県有地（海岸通外）】 相手方の経営状況も踏まえながら貸付財産の買い受けや有償貸付について相手方に要望していく。</p> <p>【酪農大学校】 県は出資団体の中心的役割を担っており、引き続き畜産振興を図る必要があることから、無償貸付を継続しつつ、経営状況をモニタリングしていく。</p> <p>【藤ヶ鳴地区貸付地】 貸付先の収支状態等を継続的に把握し、契約更新時には経営状況を踏まえ賃料に関する交渉を行っていく。</p> <p>【岡山県クレー射撃場】 適切な貸付料となるよう、貸付先の収支状況等を定期的にモニタリングしていく。</p>

しており、毎年約4百万円の賃料の差額は継続的に県が負担している。

県は、同法人の収支状態等を継続的にモニタリングしておらず、貸付料も当初から改訂されていないため、同法人の決算書を入力することなどにより、同法人の事業が継続可能で、かつ、適切な貸付料となるように、モニタリングするべきである。

⑤ 中央労働会館貸付地（意見）

貸付料算定にあたり、岡山県行政財産使用料徴収条例第5条1号における、他の地方公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときの規定を準用し、貸付料の100%減免を行なっている。一方、貸付先の岡山市は勤労者福祉センターの駐車場としており、駐車場利用者から使用料金を徴収している。福祉施設の駐車場として、一定の公共用途が認められるものの、貸付先が利用者より駐車場料金を徴収している実情を踏まえれば、条例等が規定する形式面にとらわれすぎることなく、貸付先の駐車場料金の徴収実績等を考慮した上で、有償化を検討するべきである。

⑥ 北海道桜野牧場（意見）

平成16年度の包括外部監査では、土地が農業生産法人へ無償で貸付（固定資産税相当額は収受）となっているものについて、貸付条件を見直すべきものとの意見があった。その後、何度か契約は更新されているが農業生産法人の経営は厳しく、また、県の畜産の発展に資するという理由から、無償貸付が継続している。

確かに農業生産法人の経営は厳しいが、民間企業への貸付であるため、公平性の観点から、貸付条件の検討は継続的に行っていくべきであり、少しでも有償にする努力をすることが望ましい。

⑦ 農地開発公社代物弁済取得用地に関する財産（意見）

岡山県農地開発公社の解散に伴い、代物弁済として取得した農地であり、岡山市や笠岡市、津山市などの県の各地に存在している。それらの土地を使用しての農業実施希望者に対して、売却をする目的で保有している。

これまでに売却できていない現在保有している農地の一部について、無償もしくは安価（年間1万円）で賃貸している。無償等の根拠は、過去からの引継ぎであり、判然と

【中央労働会館貸付地】

岡山市への有償貸付又は売却に向けて、引き続き交渉を行う。

【北海道桜野牧場】

（旧）岡山県畜産公社の牧場運営を平成12年に引き継いだ農業法人（有限会社桜野牧場）については、今日に至るまで、優良な乳用雌牛を県内に安定的に供給するなど公共育成牧場の機能を果たし、本県の畜産発展に多大な貢献をしてきた。当法人の経営状況にも配慮しながら、貸付条件の見直しについて検討する。

【農地開発公社代物弁済取得用地に関する財産】

条件が悪く、すぐには売却困難な農地を短期間貸し付けるものであり、草刈り等の管理費用が必要なくなることから無償又は安価で賃貸しているところである。引き続き、売却に向けた取組を行う。

<p>していないが、公社時代から継続している。 県は、現在の無償等の賃貸について、その根拠を整理し、必要に応じて見直しを行うことが望ましい。</p> <p>⑧宇野港宇野地区（意見） 「公共的団体が公益事業の用に供するとき」にあたるとして、貸付料について50%の減免が行われている土地において、民間事業者が営利目的で飲食店を営んでいる。また、駐車場や併設しているトイレ・ウッドデッキについても実質的には飲食店の客しか利用できない状態となっている。 玉野市の賑わい創出拠点の側面があるものの、実質的には民間事業者が営利目的で利用している面も否定しえないことから、今後は貸付先である玉野市から利用者の収支状態等入手した上で減免率について検討すべきである。</p>	<p>【宇野港宇野地区】 貸付先である玉野市に利用者の収支状態等について確認を行い減免率について検討する。</p>
<p>6 暫定利用（意見）</p>	
<p>県営住宅西大寺団地の土地の一部は、県営住宅の建替え用の土地として保有されているが、現在、暫定的にパーク&バスライド用地として、岡山市へ行政財産の使用許可を行っているが、県営住宅の建替えを含め今後の計画が決まっていないことから、岡山市への行政財産の使用許可が継続され、現在に至っている。 しかし、人口減少傾向の下、県営住宅の建替えに当該土地を利用する可能性は相当低いと考えられる。当該土地は利便性の良い場所でもあり、岡山市としてもパーク&バスライドを継続していく予定であれば、岡山市への売却の検討も含め、有効活用を図るため、より積極的に県営住宅の今後の計画を決定すべきであると考えます。 また、当該土地に隣接する土地についても県における今後の利用方針は未定となっている。現在は、団地自治会が管理し、団地内の行事等に利用しているとのことであるが、両方を合わせて、今後の方針を一体として検討し、有効利用すべきである。</p>	<p>【県営住宅西大寺団地】 当該用地については、岡山市の意見を聴きながら、売却なども視野に入れ、今後の方針を検討する。</p>
<p>7 その他</p>	
<p>①県営住宅 西大寺団地（指摘事項） 住民のものと考えられる複数の自動車が、駐車スペース以外に（時には駐車禁止と明示された場所にも）駐車されていた。</p>	<p>【県営住宅 西大寺団地】 駐車スペース以外へ駐車されていた放置車両については、所有者を特定し撤去させた。引き続き、巡回等により実態</p>

このような状態を放置することなく、定期的な巡回・警告等、違法駐車をなくすような対策を講じ、駐車場使用に関する公平性を確保すべきである。

② 県営住宅 西大寺団地（意見）

公営住宅法上、駐車スペースは家屋の付帯設備となっていることから、県営住宅では住民が希望すれば1世帯に自動車1台分の駐車スペースを借りることができるように住居戸数分と同じだけの駐車スペースを設けているが、2台目以降の駐車場を確保する場合は、民間の駐車場等を新たに借りる必要がある。

現状、各団地とも相当数の駐車スペースの空きがあり、その一部を今後の新規希望者用に確保し、その残りを貸し出せば新たな収入となる。県営住宅の駐車場を近隣相場による貸付料にて貸し付けることができないか検討することが望ましい。

③ 元用品倉庫（意見）

公益社団法人岡山県看護協会所有の看護研修センターの横の道路部分として利用されているものであるが、同センターは県施設として保有していたが、平成21年4月1日に岡山県看護協会に無償譲渡した際、敷地についても10年間無償で岡山県看護協会に貸し付けることとし、現在に至っている。

岡山県看護協会に無償貸付している敷地と隣接する土地に財産活用課所管の職員寮である若竹寮があり、同寮は平成30年度の廃止が予定されており、廃止後は売却を含めた検討を行うこととされている。廃止予定時期に上述の岡山県看護協会への無償貸付期限満了も重なる。これらの敷地を一体としてとらえることにより、財産価値が増すことも十分考えられることから、敷地の一体的利用も含め、財産活用課及び医療推進課が連携して今後の利用又は処分方法について検討することが望ましい。

④ 後楽園苗圃（意見）

県の観光名所である後楽園からの借景保全のため所有しているものであるが、花見等の行楽シーズンの際の臨時的な駐車場として賃貸等すれば県の財政収入の一助にもなる。園内からの眺望を損なわない範囲において、有効活用を検討することが望ましい。

把握し、貼り紙等で駐車しない旨を指導していく。

【県営住宅 西大寺団地】

本来の権利（1世帯につき1台）以上に使用させることは、管理上、入居者が増えた場合への対応等課題があることから困難である。

【元用品倉庫】

旧若竹寮等の敷地も含め今後の処分方法について検討する。

【後楽園苗圃】

本来の目的である借景保全のための緑地として良好な状態で維持するためには、樹木の周辺を舗装することや車両の乗り入れにより踏圧を加えることは望ましくない。

<p>Ⅲ 公有財産の管理（全体）</p>	
<p>1 公有財産の耐震化（指摘事項）</p>	
<p>岡山県耐震改修促進計画で定められた特定建築物のうち、災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物における公有財産の耐震化率は約80%となっており（平成28年度末時点）、県によると平成32年度末の目標である95%を達成することは困難な状況になっているとのことである。</p> <p>実際に震災が発生した場合、極めて重要な役割を果たすこととなるため、耐震化率の向上に努め、可能な限り目標値に近づけることが重要と考えられるが、計画の見直しについて議論されていない。</p> <p>防災拠点となる公共施設等のうち庁舎の耐震化率について、他の都道府県と比較した場合、全国平均が91.0%であるのに対して、岡山県は64.3%（全国45位）と低さが顕著であることから、これらを中心に計画の見直しを実施すべきである。</p>	<p>未耐震の県有施設について岡山県公共施設マネジメント方針に基づき決定された耐震化の対応方針の計画的な実施により目標の達成を目指す。</p>
<p>2 公有財産の将来負担（意見）</p>	
<p>県が公有財産の将来負担について、一定程度把握し、基本方針等を踏まえた行動により将来負担を減少させようとする取組は非常に評価されるものであり、今後、次の視点も取り入れてさらに有用なものとしていくべきである。</p> <p>① 試算額については、その後の実績額と乖離が生じるものであるため、比較分析によって試算の精度を高め修正していく仕組みを確立することが重要である。</p> <p>② 施設等の統合や廃止について、固有の施設は、ほぼ現状維持とされている。県の人口予測によれば、今後20年間で人口が約30万人減少することが見込まれ、税収や公有財産の利用度にも影響を及ぼすと考えられる。施設等の統廃合が必要となることは十分予想されることから、統廃合の選択が将来負担をどのように変化させるかを把握し、岡山県の将来の財政に及ぼす影響を検討することがより実態に促</p>	<p>個別施設計画の中で、施設ごとに必要な経費を算出しており、概ね5年を目途に取組状況についての評価を行い、改めて取組の効果を反映した試算を行っていく。</p> <p>個別施設計画の策定にあたっては、統廃合や将来負担も踏まえて方針を検討しているところであり、今後、計画を策定するものについても、そういった視点を踏まえながら進めていく。</p>

<p>したものと考えられるため、各所管課で連携し、施設等の統廃合と将来負担をセットで議論を進めていくべきである。</p>	
--	--

◎岡山県監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により実施した財政的援助団体等に係る平成三十年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十一年三月二十六日

岡山県監査委員	太	田	正	孝	
岡山県監査委員	江	本	公	一	
岡山県監査委員	山	本	督	憲	
岡山県監査委員	佐	藤	由	美	子

1 監査の概要

(1) 監査の対象年度 平成29年度

(2) 監査対象団体 83団体

県が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人、県が1千万円以上の補助金を交付している団体、県が5千万円以上の負担金又は交付金を交付している団体、県が1億円以上の貸付金を貸し付けている団体及び県が公の施設の管理を行わせている団体

(3) 監査実施団体 30団体

監査対象団体のうち、次の表に掲げる30団体について監査を実施した。

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数
出 資 団 体	28	14
補 助 金 交 付 団 体	34	10
負担金・交付金交付団体	8	3
貸 付 金 貸 付 団 体	1	1
指 定 管 理 者	29	11
合 計	100	39
() は実団体数	(83)	(30)

(4) 監査実施方法

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施団体のすべてに出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該団体の役職員から説明を聴取して調書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査 (15団体)

監査委員が、監査実施団体に出向き、①の調書の内容を踏まえ、当該団体の役職員から説明を聴取するとともに、当該団体から提出された監査資料等に基づいて監査を実施した。

イ 書面監査 (15団体)

監査委員が、①の調書の内容を踏まえ、当該団体から提出された監査資料等に基づいて監査を実施した。

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

2 監査の結果

(1) 総括的事項

- ① 監査を実施した30団体のうち、3団体について、是正や改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。
- ② 指摘事項に至らないが、4団体について、改善を要すると認められる事案（注意・指導事項）があった。
- ③ その他の23団体については、適正に処理されていると認められた。

(2) 個別的事項

① 実地監査分

監査実施団体	監 査 対 象 区 分	監査実施年月日	指摘事項
公立大学法人岡山県立大学	【出資団体】 出資総額 12,091,632,943円 県の出資額 12,091,632,943円 （出資比率100.0%） 【負担金・交付金交付団体】 公立大学法人岡山県立大学運営費交付金 2,034,836,000円	平成31年1月17日	無
一般財団法人岡山県国際交流協会	【出資団体】 出資総額 1,015,410,500円 県の出資額 600,000,000円 （出資比率59.1%） 【指定管理者】 岡山県岡山国際交流センター 38,100,000円	平成31年1月29日	無
公益財団法人岡山県郷土文化財団	【出資団体】 出資総額 856,728,890円 県の出資額 490,099,776円 （出資比率57.2%） 【指定管理者】 犬養木堂記念館 30,727,705円 岡崎嘉平太記念館 23,956,324円	平成31年2月5日	無
地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	【出資団体】 出資総額 1,202,336,883円 県の出資額 1,202,336,883円 （出資比率100.0%）	平成31年1月25日	無

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

	【負担金・交付金交付団体】 岡山県精神科医療センター運営 費負担金 721,489,000円		
公益財団法人岡山県動物愛護財団	【出資団体】 出資総額 100,000,000円 県の出資額 55,000,000円 (出資比率55.0%)	平成31年1月18日	無
岡山県中小企業団体中央会	【補助金交付団体】 岡山県中小企業団体中央会補助 金 115,023,000円	平成31年1月29日	無
公益社団法人おかやまの森整備公社	【補助金交付団体】 公社の森機能増進総合事業費補 助金 1,224,698,000円 【貸付金貸付団体】 おかやまの森整備公社経営改善 資金貸付金 40,232,000,000円	平成31年1月16日	無
公益財団法人岡山県林業振興基金	【出資団体】 出資総額 1,913,459,049円 県の出資額 1,650,000,000円 (出資比率86.2%) 【補助金交付団体】 林業担い手育成総合対策事業補 助金等 19,444,918円	平成31年1月25日	有
	(指摘事項) 財務諸表が、公益法人会計基準等に基づき、適正に作成されていない。		
岡山県土地開発公社	【出資団体】 出資総額 100,000,000円 県の出資額 100,000,000円 (出資比率100.0%)	平成31年2月5日	無
一般財団法人岡山県牛窓海洋スポーツ振興会	【指定管理者】 岡山県牛窓ヨットハーバー 利用料金制	平成31年2月7日	無
水島港国際物流センター株式会社	【出資団体】 出資総額 792,500,000円 県の出資額 300,000,000円 (出資比率37.9%)	平成31年1月18日	無

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

公益財団法人倉敷スポーツ公園	【出資団体】 出資総額 1,300,000,000円 県の出資額 650,000,000円 (出資比率50.0%) 【指定管理者】 岡山県倉敷スポーツ公園 174,813,844円	平成31年1月17日	無
公益財団法人岡山県下水道公社	【出資団体】 出資総額 30,000,000円 県の出資額 15,000,000円 (出資比率50.0%)	平成31年1月23日	無
公益財団法人岡山県育英会	【補助金交付団体】 岡山県育英事業費補助金 48,632,922円	平成31年1月23日	有
(指摘事項) 奨学金に係る未収償還金が、前年度末に比べ約3,740万円増加し、平成29年度末の残高は265,039,795円であり、多額となっている。			
公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会	【指定管理者】 岡山県青少年教育センター閑谷学校 80,562,000円 特別史跡旧閑谷学校 5,174,000円	平成31年2月7日	無

② 書面監査分

監査実施団体	監査対象区分	監査実施年月日	指摘事項
学校法人吉備高原学園	【出資団体】 出資総額 50,000,000円 県の出資額 27,500,000円 (出資比率55.0%)	平成31年1月15日	無
公益財団法人岡山県私学振興財団	【補助金交付団体】 岡山県私学振興財団補助金 133,039,320円	平成31年1月15日	無
公益社団法人岡山県バス協会	【補助金交付団体】 岡山県運輸事業振興助成補助金 25,241,000円	平成31年1月15日	無

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

中鉄北部バス株式会社	【補助金交付団体】 岡山県地域間幹線系統運行費補助金 25,850,000円	平成31年1月15日	無
北振バス株式会社	【補助金交付団体】 岡山県地域振興特定バス系統補助金 11,479,000円	平成31年1月15日	無
株式会社吉備高原都市サービス	【出資団体】 出資総額 150,000,000円 県の出資額 50,000,000円 (出資比率33.3%) 【指定管理者】 岡山県吉備高原都市センター区 広場 8,719,000円	平成31年1月15日	無
おかやまマラソン実行委員会	【負担金・交付金交付団体】 おかやまマラソン実行委員会負担金 82,414,125円	平成31年2月1日	無
岡山県民生委員児童委員協議会	【補助金交付団体】 地区民生委員協議会活動推進事業費等補助金 18,577,590円	平成30年12月18日	無
社会福祉法人健康の森学園	【出資団体】 出資総額 21,000,000円 県の出資額 21,000,000円 (出資比率100.0%) 【指定管理者】 岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設 3,005,700円	平成31年2月15日	無
一般財団法人吉井川水源地域対策基金	【出資団体】 出資総額 105,673,000円 県の出資額 51,780,000円 (出資比率49.0%)	平成31年1月22日	無
岡山港埠頭開発株式会社	【指定管理者】 岡山港福島・高島地区港湾施設 利用料金制	平成31年2月25日	無
一般社団法人岡山県総合協力事	【指定管理者】 岡山県総合グラウンド(岡山武	平成31年1月15日	無

業団	道館を除く。) 338,953,640円		
株式会社東急コミュニティ	【指定管理者】 県営住宅原尾島団地外27団地 503,455,000円	平成31年1月15日	無
岡山県中学校体育連盟	【補助金交付団体】 全国中学校体育大会選手強化費補助金等 14,995,000円	平成31年2月4日	無
渋川みらい創造プロジェクト	【指定管理者】 岡山県渋川青年の家 109,473,000円	平成31年2月15日	有
	(指摘事項) 指定管理者として、包括協定に規定のある区分経理が行われておらず、また、県に提出した事業報告書の中で、指定管理に係る収支決算書が適正に作成されていない。		

3 意見

(1) 適正な財務諸表の作成について

公益財団法人岡山県林業振興基金では、固定資産に記載すべき基本財産である出捐金の一部を流動資産に計上するなど、財務諸表が適正に作成されていなかった。

財務諸表は、団体の財政状態や経営成績を表す重要な書類として、正確性が求められるものであることから、今後は、公益法人会計基準等に基づき作成されるよう、公認会計士の指導を受けるなど、適切に対応されたい。

(2) 奨学金に係る未収償還金の縮減について

公益財団法人岡山県育英会では、奨学金に係る未収償還金について、回収と新たな発生防止に努めているものの、年度末の残高は累積的に増えており、今後、さらに増加していくことが危惧される。

このため、理事会及び評議員会において、こうした課題への対処について、十分な議論を行われたい。また、県の担当部局とも緊密な連携を図りながら、債権管理に万全を期し、新たな未収償還金の発生を防止するとともに、未収償還金の回収に向け、より一層、効果的な対策を講じられたい。

(3) 指定管理者の事務処理の適正化について

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

渋川みらい創造プロジェクトでは、「岡山県渋川青年の家の管理に係る包括協定」に規定している区分経理が行われておらず、また、県に提出した事業報告書の収支決算書の金額と、利用許可書のコリ額が一致しない事例が多数認められたところである。

公の施設の指定管理者としての責務を十分認識し、区分経理の実施と、それに基づく適正な収支決算書の作成について、公認会計士の指導を受けるなど、適切に対応されたい。

◎岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、平成二十九年年度分の監査の結果（平成三十年十二月二十五日公表）に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

平成三十一年三月二十六日

岡山県監査委員	太田正孝
岡山県監査委員	江本公一
岡山県監査委員	山本督憲
岡山県監査委員	佐藤由美子

平成31年3月26日 岡山県公報 第12079号

1 知事部局関係

事 務 所 名	監 査 実 施 年 月 日
---------	---------------

(知事直轄・総合政策局，総務部関係)

知事直轄・総合政策局・総務部	平成30年10月30日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納出納員が平成29年12月27日に領収した寄付金（132,000円）の金融機関への払込みが遅延（平成30年1月18日）しているものが認められた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県財務規則等の関係規程を遵守するとともに，調定及び収入金の払込処理に漏れがないか，複数の職員による確認を徹底し，適正な事務処理を行うよう努める。 	

(県民生活部関係)

県 民 生 活 部	平成30年11月2日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑入（生業・修学資金償還金等）の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。 <p>雑入（生業・修学資金償還金等）収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>53,532,013円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>45,007,607円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>△8,524,406円</td> </tr> </table>		平成28年度末	53,532,013円	平成29年度末	45,007,607円	比較増減	△8,524,406円
平成28年度末	53,532,013円						
平成29年度末	45,007,607円						
比較増減	△8,524,406円						
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書，電話による督促や，訪問による面談を行い，債務者の収入，資産の状況等に応じた対応を行うとともに，職員だけでは対応困難な事案については，弁護士への業務委託も活用し，債権の回収に取り組み，平成30年12月末現在で139名から2,748,830円（うち完済7名367,280円）を回収した。 また，免除（改正前の貸付金の返還免除に関する条例第2条）に該当した8 							

名2,475,600円は、返還免除の処理をした。
 今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額のさらなる縮減に努める。

(保健福祉部関係)

保 健 福 祉 部	平成30年10月26日・11月5日												
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 収入未済額について、母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額が減少しているものの、雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金等）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。 <p>雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金等）収入未済状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成28年度末</td> <td style="text-align: right;">5,785,230円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成29年度末</td> <td style="text-align: right;">7,604,370円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">比 較 増 減</td> <td style="text-align: right;">1,819,140円</td> </tr> </table> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成28年度末</td> <td style="text-align: right;">7,770,895円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成29年度末</td> <td style="text-align: right;">6,958,589円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">比 較 増 減</td> <td style="text-align: right;">△812,306円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 市町村に対する「子どものための教育・保育給付費県費負担金」に係る書類のうち、交付決定何等主務課が保管すべきものがすべて所在不明となっており、事務処理の状況が確認できないものが認められた。 <p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金等） 債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促のほか、債務者の状況に応じて、履行延期等を行っているところであり、債務額の一部（平成30年12月末現在729,000円）について償還があった。今後とも引き続き、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収 		平成28年度末	5,785,230円	平成29年度末	7,604,370円	比 較 増 減	1,819,140円	平成28年度末	7,770,895円	平成29年度末	6,958,589円	比 較 増 減	△812,306円
平成28年度末	5,785,230円												
平成29年度末	7,604,370円												
比 較 増 減	1,819,140円												
平成28年度末	7,770,895円												
平成29年度末	6,958,589円												
比 較 増 減	△812,306円												

納管理に努める。

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金

債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っているところであり、債務額の一部（平成30年12月末現在345,128円）について償還があった。今後とも引き続き、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理に努める。

- ・保管すべき書類が所在不明となっているもの

支払事務が繁雑となる時期の関係書類の管理が不十分であったものであり、特に年度初めにおいては関係書類の存在確認を確実にを行うなど、文書管理への意識の徹底を図り、再発防止に努める。

福祉相談センター

平成30年7月26日

監査結果（指摘事項）

- ・収入未済額について、児童保護弁償金については総額が減少しているものの、児童保護弁償金に係る延滞金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成28年度末	10,063,450円
平成29年度末	6,039,560円
比較増減	△4,023,890円

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

平成28年度末	592,900円
平成29年度末	1,482,000円
比較増減	889,100円

- ・障害者スポーツ教室開催等業務委託契約について、支出予定額を超えた金額で契約を締結しているものが認められた。

措置の内容

- ・児童保護弁償金

滞納者に対しては、事務担当者と担当の児童福祉司が連携し、文書、訪問、

電話等による督促を行っている。児童保護弁償金徴収強化月間を年3回実施しているほか、通年で訪問徴収を行うなど、督促強化に取り組んでいる。

また、新規滞納者の発生の未然防止を図るため、児童の施設入所に際して発生する費用とその負担についての説明用チラシを作成し、納入義務者に説明するなど、納期限内納付に向け取り組んでいる。

なお、延滞金は、児童保護弁償金の遅延納付に基づき発生するものであることから、児童保護弁償金の遅延納付が発生しないよう、児童保護弁償金の収入未済と同様に、事務担当者と担当児童福祉司との連携強化を図り、延滞金発生 of 未然防止に向けた納期限内納付の啓発に取り組んでいる。

平成30年度の未収金の回収状況（平成30年12月末時点）

- ・児童保護弁償金 46件 356,060円
- ・延滞金 0件 0円
- ・支出予定額を超えた金額で契約を締結しているもの

今後は、内部のチェック体制を強化し、支出予定額を超えた金額で契約を締結すること等がないよう適正な事務処理に努める。

倉 敷 児 童 相 談 所

平成30年7月26日

監査結果（指摘事項）

- ・児童保護弁償金及び児童保護弁償金に係る延滞金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成28年度末	10,277,810円
平成29年度末	9,348,070円
比較増減	△929,740円

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

平成28年度末	1,377,700円
平成29年度末	1,198,400円
比較増減	△179,300円

措置の内容

- ・新たな収入未済の発生防止のため、滞納者との面談時などに、納付の確実な履行を求めるとともに、口座振替による期限内納付を積極的に進めている。また、電話催告や文書催告に加えて、幅広く財産調査を行い、換価可能財産が判明したケースについては滞納処分を行うなど、適正な執行に努めている。同時に、生活困窮や行方不明等により納付の見込みがないケースについては、滞納処分の執行停止を行うなど、債権の整理も進めている。

平成30年12月末現在収入状況

・児童保護弁償金			
現年度分	19件	167,600円	
過年度分	70件	531,520円	
計	89件	699,120円	
・延滞金			
現年度分	10件	33,200円	
過年度分	3件	44,700円	
計	13件	77,900円	

津 山 児 童 相 談 所

平成30年7月30日

監査結果（指摘事項）

- ・児童保護弁償金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成28年度末	7,816,160円
平成29年度末	8,612,605円
比較増減	796,445円

措置の内容

- ・滞納者に対して、事務職員と児童福祉司が連携し、文書、電話及び訪問による督促を行っている。今後は児童保護弁償金徴収強化月間等により、さらなる収納未済額の縮減に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握し、状況に応じて滞納処分の執行停止を行うなど、適正な収納管理に努める。また、費用負担の必要性についての納入義務者への十分な説明、口座振替の利用促進、滞納の初期段階での積極的な督促などにより新たな収入未済の発

生防止に努める。

平成30年12月末現在収入状況

・児童保護弁償金

現年度分 4件 18,900円

過年度分 22件 162,235円

計 26件 181,135円

(産業労働部関係)

産 業 労 働 部	平成30年10月29日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産使用許可に係る土地使用料（電柱）について、調定手続を行わず、納入通知書も発行していないものが認められた。 ・県有財産の貸付に係る交付金相当額等の諸経費579,298円について、納入通知書の送付を失念し、9月上旬に平成29年7月31日納期限の納入通知書を送付し、納期限から50日後（9月19日）に納入されたものが認められた。 ・中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。 <p>中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成28年度末</td> <td style="text-align: center;">536,100,115円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成29年度末</td> <td style="text-align: center;">507,959,057円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">比 較 増 減</td> <td style="text-align: center;">△28,141,058円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山リサーチパーク内に設定した地上権に係る地代の支出（11,605,398円）において、検査調書を作成していないものが認められた。 ・E T C利用料金の支出において、請求書とE T C使用伺簿の照合を行わず、支払いをしているものが認められた。 ・岡山県企業サポートガイド印刷費の支出において、7月12日に納品及び請求書の提出があったが、請求書を紛失したため、支払いを失念し、相手方からの督促により12月27日に支払っているものが認められた。 		平成28年度末	536,100,115円	平成29年度末	507,959,057円	比 較 増 減	△28,141,058円
平成28年度末	536,100,115円						
平成29年度末	507,959,057円						
比 較 増 減	△28,141,058円						
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産使用許可に係る土地使用料 直ちに調定手続を行い、平成30年度の歳入として平成30年11月30日に収入 							

済みである。

今後は、人事異動に伴う事務引継の齟齬等により、同様の誤りが生じないよう、複数人での管理体制のもと、調定手続を行うように徹底する。

・ 県有財産の貸付に係る交付金相当額等の諸経費

岡山県財務規則及び会計事務取扱要綱に基づく手続に従い、速やかに納入通知書を送付することに改めている。

・ 中小企業支援資金貸付金

新たな収入未済の発生防止については、貸付組合等に対して定期的に運営診断を実施し、経営状況を把握して指導を行うことにより対応している。

現在、収入未済となっている貸付金については、貸付先及び連帯保証人等との交渉や督促により、早期回収に努めるとともに、債権回収会社のノウハウや交渉力を活用し、連携して連帯保証人等への督促を行っており、今年度の回収額は12月末時点で12,499,812円（高度化資金：12,268,152円、近代化資金：231,660円）となっている。

なお、自己破産等の法的整理や連帯保証人の行方不明などにより、回収の目処が立たないものについては、債権放棄等の不納欠損処分を行うこととしている。

・ 岡山リサーチパーク内に設定した地上権に係る地代

今後は、履行確認を証する検査調書を岡山県財務規則に基づき、適切に作成する。

・ ETC利用料金

岡山県財務規則及び会計事務取扱要綱に基づく手続に従い適正な事務処理に改め、請求書とETC使用伺簿の照合を行うように改めている。

・ 支払いが遅延しているもの

岡山県財務規則及び会計事務取扱要綱に基づく手続に従い、請求書を受理した後は速やかに支払を行うように改めている。

(農林水産部関係)

農 林 水 産 部	平成30年11月1日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有財産（県有農地）の貸付に係る土地貸付収入について、期限後に納付された収入金に係る延滞利息を徴収していないものが認められた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期限後に納付された収入金に係る延滞利息については、直ちに調定手続を行い、平成30年中に徴収済みである。 <p>また、関係職員に対して、契約内容及び延滞利息の徴収漏れがないかを再確認するよう周知するとともに、収入事務について複数の職員による確認を徹</p>	

底することで再発防止に努める。	
農 林 水 産 総 合 セ ン タ ー	平成30年8月22日～23日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の注意・指導事項のうち、検査（確認）が適正でないものについて、本年度の監査においても、ETCカードの使用において、使用伺が行われていないものが認められた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料道路利用による出張の際は、帰庁後直ちに使用伺簿に利用区間、利用料金等を記入し、担当者の確認を得るとともに、業者から送付される使用明細到達後、使用伺簿の記載内容との一致を確認した上で支払しており、引き続き適正な事務処理に努めてまいりたい。 	

（土木部関係）

土 木 部	平成30年11月5日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額について、土木使用料（住宅使用料）については総額が減少しているものの、雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）については総額に増減がない。また、総額に増減がない項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。 	
土木使用料（住宅使用料）収入未済状況	
平成28年度末	58,022,211円
平成29年度末	54,606,111円
比較増減	△3,416,100円
雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償）収入未済状況	
平成28年度末	9,881,826円
平成29年度末	9,881,826円
比較増減	0円

措置の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木使用料（住宅使用料） 指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、県職員を含めた戸別訪問による徴収などに加え、家屋明渡請求訴訟等の提起を行っている。また、債権回収会社及び弁護士への委託により、平成30年12月末現在、10件 812,949円を回収しており、今後一層の収入確保に努める。 ・ 雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償） 債務者である会社の実態が確認できず、将来事業を再開する見込みもなく、かつ、差し押さえることができる財産も確認できないことから、岡山県債権管理条例第9条第1号の規定により平成27年度に徴収停止を行っていたが、徴収停止から3年経過した後も状況が変わらないことから、同条例の規定に基づき平成31年1月23日付けで債権放棄し、不納欠損の処理を行った。 	
後 楽 園 事 務 所	平成30年7月18日
監査結果（指摘事項）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料公園施設使用許可申請に対する使用許可に際して、所属長による決裁手続が漏れているものが認められた。 	
措置の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請手続について、漏れなく所属長による決済手続が必要なことを事務所内で周知徹底し、適正な事務処理に努める。 	

（県民局及び地域事務所）

備 前 県 民 局	平成30年10月22日～10月23日
監査結果（指摘事項）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額について、県税等、雑入（生活保護費返還金）、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については総額が減少しているものの、土木使用料（河川占用料等）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。 	
県税等収入未済状況	
平成28年度末	2,318,972,766円

平成29年度末	2,063,863,328円
比較増減	△255,109,438円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成28年度末	5,407,029円
平成29年度末	4,308,333円
比較増減	△1,098,696円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	9,606,060円
平成29年度末	9,333,697円
比較増減	△272,363円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	33,306,655円
平成29年度末	30,260,238円
比較増減	△3,046,417円

土木使用料（河川占用料等）収入未済状況

平成28年度末	6,634,739円
平成29年度末	6,718,138円
比較増減	83,399円

措置の内容

- ・ 県税等

滞納案件については、幅広い財産調査を行い、財産を発見した場合は、迅

速かつ効果的に差押を行う等、案件の早期解決に取り組んでいる。また、捜索やタイヤロック等の強化月間を設け、大口・困難案件の財産発見に努め、不動産、自動車、動産等の公売等により、収入未済額の縮減に努めるとともに財産調査により担税力を喪失していると認められる者については、徴収の緩和措置を講じて滞納繰越額の縮減を行うこととしている。

特に7割以上を占める個人県民税については、賦課徴収事務を行っている市町との連携が不可欠であることから、市町からの徴取引継や徴収担当職員の研修会開催等の支援を行うなどにより、収入未済額の縮減に努めている。

また、平成28年度に全県一斉実施した個人住民税特別徴収の徹底について、その定着を積極的に支援している。

・雑入（生活保護費返還金）

保護費の返還金・徴収金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を行い、平成30年12月末現在で、12名から274,030円（うち完済3名57,561円）を回収した。

また、滞納者が死亡し、相続人に対して継続的に償還指導を行っていた事案について、相手方の経済状況を勘案し、1件983,386円を不納欠損として処理した。

引き続き、訪問等による償還指導を行い、収入未済の削減を進めていく。

・母子父子寡婦福祉資金貸付金

滞納者に対して家庭訪問や文書・電話による償還指導を繰り返し行うとともに、生活状況に応じて分割納入等の指導を行った。併せて、連帯保証人に滞納状況を通知するなど償還指導に努めた結果、平成30年12月末現在で、61件750,034円を償還させ、28件250,989円を履行延期した。

新規の貸付に当たり、借主、連帯借主及び連帯保証人への面接を行い、償還意識醸成の徹底を図ることにより、新たな滞納の発生予防に努めている。

・農業改良資金貸付金

農業普及指導センターの指導により経営の安定化を図るとともに、償還計画を作成させ計画的な償還を促している。

償還が滞る場合は、借受者や連帯保証人との面談、電話連絡等により償還を求めている。

平成30年12月末現在で、1,225,000円が納付された。

・土木使用料（河川占用料等）

河川占用料及び港湾占用料については、文書及び電話による催告に加え、占用状況の現地確認を行うとともに債務者の状況把握を進めている。また、故人については相続状況の調査を行っている。

ボートパーク等施設使用料については、電話及び文書催告、訪問により回収に努めているが、一括納付が困難な場合は、分納による納付も促している。

これらの取組により、平成30年12月末現在の収入未済額は、384,911円減少し、引き続き収入未済額の縮減に努めている。

備 中 県 民 局

平成30年10月18日～10月19日

監査結果（指摘事項）

- ・行政財産使用許可に係る使用料の調定や納入通知が行われていないものが見受けられた。
- ・県税等，雑入（生活保護費返還金），母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

県税等収入未済状況

平成28年度末	1,262,032,240円
平成29年度末	1,079,230,552円
比較増減	△182,801,688円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成28年度末	6,532,438円
平成29年度末	6,042,387円
比較増減	△490,051円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	7,401,368円
平成29年度末	5,600,766円
比較増減	△1,800,602円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	21,343,525円
平成29年度末	19,215,991円
比較増減	△2,127,534円

措置の内容

- ・行政財産使用許可に係る使用料

指摘事項のあった許可に対して調定を行い、収入した。調定漏れを防止するため、収入の起案を再度確認し 調定が漏れていないかを確認した。

今後は、起案が決裁となった後は、速やかに調定決議を行うよう徹底するとともに、定期的に起案を確認し、調定漏れを防止する。

- ・県税等

広報等により納期内納付の推進を図るとともに、滞納事案については、財産調査の徹底と迅速・厳正な差押え並びに公売及び取立に努めるなど、収入未済額の縮減に努めている。

また、県税収入未済の9割を占め、市町が賦課徴収している個人県民税については、岡山県滞納整理推進機構の有効活用、及び市町への県職員併任派遣や滞納整理に係る助言等により、管内市町の徴収事務を支援し、収入未済額の縮減に努めている。

- ・雑入（生活保護費返還金）

保護受給中の者については、毎月の保護費支給のタイミングで面接し、計画的な徴収等を行っている。また、保護廃止済の者については、世帯状況を確認し返還可能額について協議するなどその徴収等に努めている。他方、返納が可能であるにもかかわらず誠意ある対応がみられない者に対しては、個別の状況を勘案の上滞納処分の例により強制的な徴収を行った。引き続き、世帯状況も勘案しながら、文書や訪問による納付指導を行うとともに、返納が可能であるにもかかわらず誠意ある対応がみられない者に対する法的手段による徴収も併せ、収入未済の削減に努める。

なお、新たな返還金・徴収金の未然発生防止のため、保護受給世帯に対しては、収入申告義務について繰り返し説明することで正しい申告を求めるとともに、課税調査の実施や資産申告書を毎年度徴収するなど世帯状況の確認に努めている。

平成30年12月末時点収入状況

生活保護費返還金・徴収金

現年度分	1件	3,000円
過年度分	3件	162,663円
計	4件	165,663円

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金

滞納者（借主及び連帯借主並びに連帯保証人）に対して、電話や文書、さらに訪問により償還指導を行った。特に、償還が滞り始めた初期の段階において、市町担当者等関係者と連携を密にして情報収集するとともに、滞納者に対し電話や文書による償還指導を開始することで滞納の固定化・多額化を防止している。

また、返納中の滞納者が遅延した場合には、継続して納付するよう連絡を入れるとともに必要に応じて訪問し、世帯状況の確認や返納方法見直しの相談に当たるなど丁寧で償還につながる指導を行った。

さらに、連絡が取れない滞納者の居所確認のため住民票等調査や、困難な事例に関する専門的知識や助言を得るため本庁担当課や嘱託弁護士への相談を行った。

今後も引き続き収入未済の削減に努める。

平成30年12月末時点収入状況

元利金

現年度分	20件	200,137円
過年度分	75件	698,623円
計	95件	898,760円

違約金

現年度分	5件	17,400円
過年度分	29件	181,229円
計	34件	198,629円

合計 129件 1,097,389円

・農業改良資金貸付金

農業改良資金貸付金の滞納事案については、すべて履行延期の特約承認を行っており、新たな償還計画に沿った計画的な償還が行われている。

必要に応じて、電話連絡等により滞納者の経営状況や家計状況等を把握するとともに、年度末には、滞納者及び連帯保証人に対し、文書による残高通知と計画的な償還指導を行っている。

引き続き、滞納者等の返済状況を注視しながら、計画的な償還が行われるよう指導し、収入未済の解消に努める。

平成30年12月末時点収入状況

収入済	840,000円
残	18,375,991円 (28件)

井 笠 地 域 事 務 所	平成30年10月18日～10月19日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ICT・省力・低コスト技術等実証事業」に係る委託契約において、契約予定者からの見積額が支出予定額を超えていたにもかかわらず、見積額を下回る支出予定額で契約を締結しているものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の締結に当たっては、地方自治法等関係法令及び岡山県財務規則に定める所定の手続により行うとともに、事業担当者及び経理担当者の複数職員で確認するよう徹底し、再発の防止に努める。 	

新見地域事務所	平成30年10月18日～10月19日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に道路工事現場へ行くために使用している公用車1台について、車検の有効期間が満了していたことに気づかず、車検切れの状態で使用していたものが見受けられた。 							
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事案発覚後は該当車を直ちに使用禁止とし、車検を受検した。また、新見地域管理課等で管理している車両について、新見地域総務課で車検時期を確認するなど情報を共有し、点検整備計画を複数の職員で確認することを徹底するとともに、鍵収納ケースに車検時期を明示し、使用者もその都度目視により確認を行うようにした。 							
水島港湾事務所	平成30年10月18日～10月19日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木使用料（港湾占用料等）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。 <p>土木使用料（港湾占用料等）収入未済状況</p> <table border="1" data-bbox="328 1220 812 1489"> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>831,049円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>1,532,902円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>701,853円</td> </tr> </table>		平成28年度末	831,049円	平成29年度末	1,532,902円	比較増減	701,853円
平成28年度末	831,049円						
平成29年度末	1,532,902円						
比較増減	701,853円						
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現年度分の港湾占用料8件については、平成30年9月5日に収入済みであり、過年度分の港湾使用料10件中8件分（545,119円）についても、平成30年7月31日債権差押により収入した。今後の納付については、電話、訪問等により継続して催告するとともに、滞納処分手続も進める。 							
美作県民局	平成30年10月11日～10月12日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額について、雑入（スラッジ撤去処理処分費負担金）、県税等及び 							

母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額が減少しているものの、雑入(生活保護費返還金)及び農業改良資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入(スラッジ撤去処理処分費負担金等)収入未済状況

平成28年度末	136,500,323円
平成29年度末	2,212,000円
比較増減	△134,288,323円

県税等収入未済状況

平成28年度末	218,986,016円
平成29年度末	191,930,684円
比較増減	△27,055,332円

雑入(生活保護費返還金)収入未済状況

平成28年度末	4,401,599円
平成29年度末	5,556,332円
比較増減	1,154,733円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	4,984,802円
平成29年度末	3,729,740円
比較増減	△1,255,062円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成28年度末	3,372,352円
---------	------------

平成29年度末	4,352,567円
比較増減	980,215円

- 平成25年度から28年度までにおいて支出していた造林事業補助金等について、一部について不正な交付申請に基づく交付決定が認められたことから、当該補助金を返還させるとともに、当該補助金の受領から返還までの期間に応じた加算金を納付させたものが見受けられた。

措置の内容

- 雑入（スラッジ撤去処理処分費負担金）

スラッジ撤去処理処分費負担金については、債務者に対し電話や自宅訪問等により督促を行うとともに、本人の生活状況及び資産状況の把握に努めているところである。

今後も債務者に対し、面談、電話等による督促を継続し、収入の確保に努める。
- 県税等

滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与など、早期に現金化できる債権を中心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒を赤色にする送達の工夫等、収入未済額の縮減に努めている。

県税の収入未済総額の約75%を占めている市町村が賦課徴収する個人県民税については、大口・困難事案等の岡山県滞納整理推進機構や県民局への引継、県職員を講師に実務的な滞納整理手法の研修等、市町村の徴収強化のための支援を実施している。

また、平成28年度からは、給与からの特別徴収を徹底する取組を市町村と連携して推進し、個人県民税の収入率向上を図っている。

今後も、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により税収の確保に努める。
- 雑入（生活保護費返還金）

生活保護費返還金・徴収金については、文書及び電話連絡による督促を実施、県内居住者については、訪問による督促を実施した結果、債務額の一部（12月末現在397,691円）について償還があった。今後とも督促を行い、収入確保に努めるとともに、収入申告義務について繰り返し説明するなど、収入未済の発生防止に努める。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、滞納者に対して督促状や催告書の送付及び電話・自宅訪問による償還指導等の結果、債務額の一部（12月末現在1,067,664円）について償還があった。

今後も、これらの取組を継続して行うとともに、新たに償還が開始される場合は、借主のみでなく連帯借主や連帯保証人へも償還開始の通知を行って償還への自覚を促すなど、新たな収入未済の発生防止に努める。

・農業改良資金貸付金

県が貸付けを行った農業改良資金で、現在、滞納となっている3者のうち、2者からは、一定額の償還が継続実行されている。

残り1者については、平成29年度中、全く償還が行われなかったが、粘り強い交渉の結果、平成30年6月から一定額の償還が再開され、12月末まで毎月定期的に償還が実行されている。

引き続き、本人及び家族と面談を実施し、生活状況を把握、継続的な償還に向けた指導を行い、収入の確保に努める。

・補助金等交付事務が適正でないもの

造林事業補助金等については、岡山県造林事業調査要領に基づき、無作為に抽出した森林所有者に直接架電して施業同意の本人確認を行うなど検査を厳格化することにより、再発防止の徹底を図った。

森林整備地域活動支援交付金については、「森林整備地域活動支援交付金の交付事務に係るガイドライン」に基づき、着手前・中間の定期的な実施状況の把握、合意形成状況の抽出調査など市町村・県の指導強化と検査を厳格化することにより、再発防止の徹底を図った。

2 企業局関係

事 務 所 名	監 査 実 施 年 月 日
企 業 局 (工 業 用 水 道 事 業)	平成30年7月13日
監査結果（指摘事項） ・営業未収金（給水料金）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。 営業未収金（給水料金）収入未済状況	
平成28年度末	65,520,768円
平成29年度末	74,328,021円
比 較 増 減	8,807,253円
措置の内容	

- ・平成29年3月に抵当権を設定，平成30年3月に残高確認書を徴し，債権の確保を図っているところであり，また，経営再建中の企業のものであることから，当該企業に対し，まずは滞納額の累増を防止するよう指示し，平成29年7月分以降の給水料金に係る滞納は発生していないところである。

3 教育委員会関係

事 務 所 名	監 査 実 施 年 月 日
教 育 庁	平成30年10月30日

監査結果（指摘事項）

- ・高等学校貸付奨学金，高等学校等奨学金貸付金及び大学奨学金貸付金の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

高等学校貸付奨学金収入未済状況

平成28年度末	46,931,246円
平成29年度末	24,573,086円
比 較 増 減	△22,358,160円

高等学校等奨学金貸付金収入未済状況

平成28年度末	282,630,834円
平成29年度末	192,393,052円
比 較 増 減	△90,237,782円

大学奨学金貸付金収入未済状況

平成28年度末	153,644,147円
平成29年度末	105,260,621円
比 較 増 減	△48,383,526円

<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校貸付奨学金 <p>滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連帯保証人・保証人にも督促を行い、全ての債務者に状況を認識させている。</p> <p>新たな収入未済の発生防止のため、早い段階から電話や訪問による督促を実施するとともに、猶予制度の活用についても促している。</p> <p>また、繰り返しの督促に応じないなどの債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の強化を行っている。</p> <p>これらの取組により、平成30年12月末現在で、683件6,908,262円の納付があった。</p> ・高等学校等奨学金貸付金及び大学奨学金貸付金 <p>滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。</p> <p>新たな収入未済の発生防止のため、市町村教育委員会とも連携し、経済的に困窮している場合には返還免除制度の周知等を行っている。</p> <p>また、繰り返しの督促にも応じないなどの債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の強化を行っている。</p> <p>これらの取組により、平成30年12月末現在で、高等学校等奨学金分3,306件26,530,792円、大学奨学金分726件13,741,093円の納付があった。</p> 	
生涯学習センター	平成30年7月20日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の注意・指導事項のうち、検査（確認）が適正でないものについて、本年度の監査においても、「パソコン教室2」機器の賃貸借契約期間終了後、無償譲渡されることとなっている当該機器の寄附受入手続を行っていないものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令に則り、適正な事務処理を行うよう努める。 	
県立図書館	平成30年8月20日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県立図書館中央監視装置更新委託業務において、契約金額が100万円以上であるにもかかわらず、履行確認を行った際、検査調書を作成していなか 	

<p>ったものが見受けられた。</p>	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行確認の考え方を再確認し、財務規則等の関係法令を正しく理解し、適正な事務処理を行うよう職員に周知した。 	
西大寺高等学校	平成30年11月5日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製氷機（備品）の購入について、831,600円で契約しているが、請書を徴していないものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請書の徴収を漏らすことがないように、財務規則等の関係法令を正しく理解し、複数の職員による確認の徹底を行い、適正な事務処理を行うよう努める。 	
瀬戸南高等学校	平成30年11月5日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納出納員が収納した生産物売払収入金を出納員へ引き継がず、自ら保管していたものが見受けられた。 ・生産物売払収入金を果樹収納調整室の施錠していないスチールロッカー内に保管されていた小型耐火金庫に保管していたものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産物売払収入金の引継ぎ <p>収納出納員を5名から13名に増員し、各経営部2名以上の職員で、収入金の引継ぎが行えるよう業務の分散化を図った。また農場会議において、収納出納員に対し、収入金を当日中に出納員へ引き継ぐよう指導徹底するとともに、事務室への販売実習の事前連絡を義務付けた。</p> <p>出納員及び収入事務担当者は、販売日をカレンダーに記入し、事務室内の複数の職員で情報を共有するとともに、随時、農場と引継ぎの状況を確認することとした。</p> ・生産物売払収入金の保管 <p>引継ぎを受けた収入金を含め、校内の現金は、機械警備のある事務室の耐火金庫においてのみ保管することを、全教職員に周知徹底した。</p> 	
倉敷中央高等学校	平成30年10月16日
<p>監査結果（指摘事項）</p>	

- ・授業料の収入未済について、滞納金整理票が作成されず、延滞金の調定手続もなされていないものが見受けられた。
- ・納入通知書を紛失した生徒が授業料を窓口を持参した際に、出納員が公金領収票による領収を行わず、収納出納員でない職員が現金を受領し、再発行手続をせず納入通知書（手書用）を発行し、金融機関へ払い込みを行っているものが見受けられた。

措置の内容

- ・収入未済に対する措置が適正でないもの
 - 督促状送付時に滞納金整理票の作成・回覧をし、複数の職員で確認の徹底を行い、適正な事務処理を行っている。
 - 督促状送付の起案時に、延滞金発生日を算出し発生時期を複数の職員で情報共有することとしている。
 - 再発防止対策として、収入簿回覧時に、授業料システムの最新の未納一覧表を添付し、未納額を複数人での確認の徹底を行い、適正な事務処理を行っている。
- ・現金の窓口受領
 - 窓口納入のものについては、すべて出納員領収を行い、金融機関に納付するよう徹底した。また、紛失などによる納入通知書の再発行の申し出があった場合には、納入通知書再発行簿による決裁手続き後に再発行するよう徹底した。

玉 島 高 等 学 校

平成30年11月5日

監査結果（指摘事項）

- ・ALT（外国語指導助手）の報酬に関しては、1年目が月28万円、2年目は月30万円とされており、平成29年7月分の報酬に関しては、25日以降の報酬は月額30万円を計算基礎として支給すべきところ、月額28万円のまま支給しているものが見受けられた。

措置の内容

- ・関係要領を正しく理解し、複数の職員による確認の徹底を行い、適正な事務処理を行うよう努める。また、通知内容の解釈について疑義がある場合は、関係者と十分に確認する。

総 社 南 高 等 学 校

平成30年11月5日

監査結果（指摘事項）

- ・物品要求票には郵券等出納簿記載済みとされているが、郵券出納簿に出納が記載されていないものが見受けられた。

<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿の記帳及び郵券枚数の確認は複数の職員で行うよう徹底する。 また、郵券の出納を減らすため、郵便物は可能な限り料金後納で取り扱うこととした。 	
高 梁 城 南 高 等 学 校	平成30年7月13日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書再発行簿が整備されていないものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書再発行に際しては、納入通知書再発行簿を複数人で確認するとともに、納入通知書に公印を押す際には、公印担当者が、調定決議書、納入通知書再発行簿等と照合して押印する。 	
新 見 高 等 学 校	平成30年11月5日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の農業高校実習経営費の支出において誤って正当債権者でない者に支出していたが、平成29年度になって誤支出であることが判明したため、正当債権者への支出及び誤払いに係る返納（雑入）を行っているものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出決議書の回覧時、内容に相違がないか事務室全体でチェックする体制を再度確認し、誤払いの未然防止に努めるよう周知した。 	
鴨 方 高 等 学 校	平成30年11月5日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月分から就学支援金の支給が認定され授業料の納付がなくなった生徒について、授業料システムの入力を誤り、納付が必要な6月分授業料について金融機関での口座振替ができなかったが、誤りに気付くのが遅れ、納入通知書を平成30年1月10日に作成及び送付し、同月12日に納入されたものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金支給認定後の授業料システム入力結果の確認、授業料口座振替前には口座振替依頼データの確認を複数人で確認する等、授業料徴収事務が適 	

正に行われるよう、徹底を図った。	
岡 山 西 支 援 学 校	平成30年7月31日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「給食委託業務」及び「体育館ステージ吊物一式」の備品購入に係る一般競争入札（条件付）において、支出予定額（積算額）を超えた予定価格を設定しているものが見受けられた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格書を作成する際には、事業実施何で決定した支出予定額（積算額）を正確に所属長に示し、所属長が適正な価格を記載できるよう入札担当職員による確認の徹底を行う。 	

4 公安委員会関係

事 務 所 名	監 査 実 施 年 月 日						
警 察 本 部	平成30年11月1日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置違反金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。 <p>放置違反金収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>6,599,064円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>5,997,564円</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>△601,500円</td> </tr> </table>		平成28年度末	6,599,064円	平成29年度末	5,997,564円	比 較 増 減	△601,500円
平成28年度末	6,599,064円						
平成29年度末	5,997,564円						
比 較 増 減	△601,500円						
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな収入未済の発生を抑止するため、滞納者に対し電話連絡及び訪問による早期催促を行い、それでもなお任意納付に応じない者については預貯金の差押等の滞納処分を実施している。 また、放置違反金等徴収強化期間を設定し、集中的に訪問催促活動を実施するとともに、総務部財政課が委託している債権回収会社に、県外に居住する滞納者の所在調査を依頼するなど一層の収入確保に努めている。 							

その結果、平成30年12月末現在の収入未済は、当該現年度分の延滞金は4件59,800円に、放置違反金は66件1,009,000円に圧縮された。

また、当該過年度分の延滞金は22件205,700円に、放置違反金は161件2,512,564円に圧縮された。

今後も各種取組を推進しながら、回収に臨み、収入未済の更なる圧縮に努めていく。

津 山 警 察 署

平成30年8月3日

監査結果（指摘事項）

- ・本来、減免対象であるにもかかわらず、減免手続が漏れていた職員駐車場使用料について、納付者へ減免額の還付手続をとらずにその後の使用料と相殺し、調定及び歳入戻出手続を行わなかったものが見受けられた。

措置の内容

- ・駐車場使用料に限らず、収入額の過誤が判明した場合には、関係規程をよく確認し、調定変更、歳入戻出等の正規の手続を確実にとるよう指導を徹底した。

◎岡山県監査公表第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項の規定により、平成三十年度の行政監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成三十一年三月二十六日

岡山県監査委員	太田正孝
岡山県監査委員	江本公一
岡山県監査委員	山本督憲
岡山県監査委員	佐藤由美子

平成30年度行政監査結果

〔 平成31年3月26日
岡山県監査公表第5号 〕

岡山県監査委員

目 次

第1	監査のテーマ及び目的	
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
第2	監査の実施概要	
1	監査の対象業務	1
2	監査の対象機関	1
3	監査の実施期間	2
4	監査の実施方法	2
5	監査の着眼点	3
第3	生産物売払業務の概要	
1	監査対象機関別の主な売払生産物	3
2	監査対象機関別の生産物売払額	4
第4	県立学校生徒による商品開発，販売の概要	5
第5	監査の結果及び意見	
I	生産物売払業務	6
1	現金の取扱いについて	6
2	生産物の価格決定について	9
3	生産物や原材料の管理について	15
4	売却方法や販路開拓について	19
5	関係法令等による許可・届出等について	24
6	売払活動の場の活用・売払活動の成果について	24
7	生産物の売払いに係る創意工夫等について	26
II	県立学校生徒による商品開発，販売	28
1	実施校の状況	29
第6	最後に	30
	[参考資料] コラボによる商品開発等の実施概要	32
	[参考資料] 模擬会社による商品販売の概要	45

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

生産物の売払業務に関する事務について

2 監査の目的

平成29年度に生産物売払収入に係る現金亡失事案が発生し、不適切な会計処理がなされていることが判明した。このため、生産物の売払いに関して、売払代金の取扱いのみならず、生産物の管理や売払価格の決定等を含めた一連の事務について、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下、「規則」という。）及び岡山県会計事務取扱要綱（金銭会計）（昭和61年3月20日会第295号。以下、「要綱」という。）に則った事務処理が行われているかを確認するとともに、3E（経済性、効率性及び有効性）の観点から同事務の執行状況を監査し、今後の業務改善に資することを目的とする。

第2 監査の実施概要

1 監査の対象業務

原則として、平成29年度に生産された生産物（生産品、収穫物及び動物）の売払業務を対象とした。（一部、過年度生産分を含む。）

なお、生産品とは、材料等を加工して利用できる状態にした物品を、収穫物とは、農業、林業又は水産業により収穫し、市場に出荷できる状態にした物品を、また、動物とは、獣類、鳥類、魚類等を育成し、市場に出荷できる状態にしたものをいう。

また、生産物の売払業務に類似するものとして、県立学校の一部において実施されている生徒と企業等とのコラボレーションによる商品開発及び販売（以下、「コラボによる商品開発等」という。）や生徒の模擬会社設立による商品販売（以下、「模擬会社による商品販売」という。）の活動について、その実施体制及び会計処理についても対象とした。

2 監査の対象機関

生産物の売払業務については、財務監査の事前調査時の聞き取りや監査資料に基づき、生産物の売払実績のある機関を把握した上で、年間10万円以上の売払収入のあった15機関を選定した。この15機関のうち、農林水産総合センターについては、組織構成が多岐にわたることから、4部門（「普及連携部・農業研究所・農業大学校」（以下、「本所」という。）、「畜産研究所」、「森林研究所」、「水産研究所」）に区分して、それぞれ別個に調査したため、監査対象機関数は18機関と整理している。

（〔表1〕のとおり）

また、コラボによる商品開発等及び模擬会社による商品販売（以下、「県立学校生徒による商品開発、販売」という。）については、中学校を除く県立学校（51高等学校、1中等教育学校、14特別支援学校）を対象に調査を行い、実施していると回答のあった学校（コラボによる商品開発等については19高等学校、模擬会社による商品販売については4高等学校及び1特別支援学校）を監査対象とした。（〔表

4] (P5~P6) のとおり)

[表1] 生産物の売払業務に係る監査対象機関一覧表 (18機関)

No.	部局名	監査対象機関名	備考	
01	知事部局	産業労働部	工業技術センター	
02			南部高等技術専門校	※
03			北部高等技術専門校	※
04			北部高等技術専門校美作校	
05	農林水産部	耕地課		
06		農林水産総合センター(本所)	※	
07		農林水産総合センター(畜産研究所)	※	
08		農林水産総合センター(森林研究所)		
09		農林水産総合センター(水産研究所)		
10	土木部	後楽園事務所	※	
11	教育委員会	高松農業高等学校	※	
12		興陽高等学校	※	
13		瀬戸南高等学校		
14		井原高等学校		
15		高梁城南高等学校		
16		新見高等学校		
17		真庭高等学校		
18		勝間田高等学校	※	

(注) 備考欄の「※」は現地調査の対象機関 8機関

後楽園事務所は(公財)岡山県郷土文化財団へ収納事務を委任している。

3 監査の実施期間

平成30年12月から平成31年3月まで

4 監査の実施方法

(1) 生産物の売払業務に係る事務

① 書面調査

監査対象機関から調書の提出を受け、書面調査を行った。

② 現地調査

書面調査結果を踏まえ、売払生産物の種類、金額等を考慮して対象機関(8機関)を抽出し、公金の取扱状況等について現地調査を行った。([表1]のとおり)

(2) 県立学校生徒による商品開発、販売

① 書面調査

監査対象機関から調書の提出を受け、書面調査を行った。

5 監査の着眼点

(1) 生産物の売払業務に係る事務

- ① 生産物の管理は適正か。
- ② 事務処理及び売払形態が適切かつ効率的であるか。
- ③ 売払価格の設定は適切か。
- ④ 売払代金の取扱いは適正に行われているか。
- ⑤ 売払結果としての住民の声を反映した取組を行っているか。

(2) 県立学校生徒による商品開発，販売

- ① 生徒と企業と学校の役割分担は適切か。
- ② 学校の実施部門の責任範囲は適切か。
- ③ 学校の費用負担は適切か。
- ④ 現金の取扱いは適切か。
- ⑤ 適正な会計処理を行うための工夫を行っているか。

第3 生産物売払業務の概要

1 監査対象機関別の主な売払生産物

監査対象機関別の主な売払生産物は，〔表2〕のとおりである。

〔表2〕 監査対象機関別売払生産物一覧表

No.	監査対象機関名	主な売払生産物	
		事業者対象	消費者対象
01	工業技術センター		備前焼
02	南部高等技術専門学校	本立て，キュポラ（铸造設備）部品	バッグ，エプロン，バーベキューコンロ
03	北部高等技術専門学校	CLT材で製作した「ドーナツベンチ」	テーブル，椅子，ペン立て
04	北部高等技術専門学校美術校		焼肉用鉄板，文鎮，ちりとり
05	耕地課	混播牧草，アルファルファ	
06	農林水産総合センター（本所）	米，水稻原種，麦原種	米，黒大豆，桃
07	農林水産総合センター（畜産研究所）	家畜（牛），生乳，家畜（豚）	
08	農林水産総合センター（森林研究所）	少花粉スギの種子，少花粉ヒノキの種子，抵抗性アカマツの種子	
09	農林水産総合センター（水産研究所）	アユ種苗，ガザミ種苗，モクズガニ種苗	

10	後楽園事務所	茶葉, 梅の実, 餅米	梅の枝
11	高松農業高等学校	ジャム (イチゴ, 白桃, キウイ), トマト, 原乳 (牛乳)	ジャム (イチゴ, 白桃, キウイ), 米 (玄米, 白米), 鶏卵
12	興陽高等学校	米, 鶏卵, 野菜	米, 鶏卵, 野菜
13	瀬戸南高等学校	鶏卵, 草花苗, 野菜・野菜苗	鶏卵, シクラメン, 苗物
14	井原高等学校	サルビア, マリーゴールド, ナデシコ	ペチュニア, パンジー キュウリ苗
15	高梁城南高等学校		ヒラタケ, 葉ボタン, パンジー・ビオラ
16	新見高等学校		野菜苗, 野菜, シイタケ
17	真庭高等学校	野菜苗, タマネギ苗, 草花苗	野菜類 (トマト・キャベツ等), 苗類 (花・タマネギ苗・野菜苗), 加工品 (パン・ハム)
18	勝間田高等学校	ビオラ, シロタエギク, サイネリア	肉味噌, 味噌, ジャム

2 監査対象機関別の生産物売払額

生産物売払額 (過去3年間) は, [表3] のとおりであり, どの機関も年度による増減はさほど大きくない状況である。(耕地課は, 笠岡湾干拓地の粗飼料基地の土地について, 干拓地内の農畜産業の振興及び活性化を図るため, 平成29年度から農業法人等に貸し付けることとしたため, 牧草の売払収入は皆減となった。)

[表3] 監査対象機関別生産物売払額一覧表

(単位: 円)

No.	監査対象機関名	生産物売払額			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度比 (%)
01	工業技術センター	247,200	252,700	322,000	127.4
02	南部高等技術専門校	124,700	170,000	110,200	64.8
03	北部高等技術専門校	814,000	648,300	733,500	113.2
04	北部高等技術専門校美作校	130,400	123,100	116,500	94.6
05	耕地課	31,409,664	29,840,260	—	0.0
06	農林水産総合センター (本所)	40,266,834	40,480,999	45,935,047	113.5
07	農林水産総合センター (畜産研究所)	174,931,904	189,434,982	186,660,996	98.5

08	農林水産総合センター (森林研究所)	1,559,413	1,228,943	1,161,867	94.5
09	農林水産総合センター (水産研究所)	8,586,000	8,540,640	8,540,640	100.0
10	後樂園事務所	136,065	172,113	114,600	66.6
11	高松農業高等学校	31,692,020	32,752,076	32,922,991	100.5
12	興陽高等学校	25,878,763	26,370,777	31,423,567	119.2
13	瀬戸南高等学校	27,302,964	23,793,300	25,854,309	108.7
14	井原高等学校	6,835,440	6,513,570	6,556,510	100.7
15	高梁城南高等学校	804,580	733,430	742,510	101.2
16	新見高等学校	10,334,227	9,000,450	10,280,474	114.2
17	真庭高等学校	10,705,764	10,880,350	11,757,987	108.1
18	勝間田高等学校	6,946,550	6,773,575	5,685,313	83.9
	計	378,706,488	387,709,565	368,919,011	95.2
(内訳)					
	農林漁業生産物	253,920,564	259,458,724	233,645,520	90.1
	畜産生産物	104,636,328	112,142,337	116,049,050	103.5
	加工生産物	20,149,596	16,108,504	19,224,441	119.3

第4 県立学校生徒による商品開発、販売の概要

県立学校において、コラボによる商品開発等を実施していると回答した学校は19校（全て高等学校）であった。また、模擬会社による商品販売を実施していると回答した学校は5校（内訳：高等学校4校、特別支援学校1校）であった。

各校の実施概要は〔表4〕のとおりである。

〔表4〕 県立学校生徒による商品開発、販売等の実施概要

区分	県立学校名	実施概要
コ ラ ボ に よ る 商 品 開 発	西大寺高等学校	「笹の葉せんべい」のコラボ商品の開発・販売
	高松農業高等学校	香草の6次産業化，トマトゼリーの商品開発
	興陽高等学校	酒造会社と連携した酒米「雄町米」の栽培，酒造体験
	瀬戸南高等学校	もち米・味噌を材料とした「おかき」の商品開発，販売
	岡山東商業高等学校	「桃太郎トマトたれ」等を開発，東商デパート等で販売
	岡山南高等学校	食用い草粉末を用いた「極畳おかき」を商品開発
	倉敷鷺羽高等学校	児島地区の新たなご当地グルメの考案，レシピ提供
	倉敷商業高等学校	アイデア等で商品化に協力し，倉敷三斎市等で販売実習
	玉島商業高等学校	地元特産品を使った商品のパッケージデザイン等
	津山東高等学校	出汁と地域食材を組み合わせた地産地消レシピの考案
	津山商業高等学校	農商工連携推進団体と連携した特産品の商品開発
	笠岡商業高等学校	ギフト商品の企画，観光プランの企画
	高梁高等学校	「らぶっせ」（地紅茶，米粉を用いたブッセ）の販売

	高梁城南高等学校	高梁市の特産品を用いた観光弁当の開発
	勝山高等学校	開発商品を販売する店舗のデザインの考案
	真庭高等学校	酒造会社と連携した酒米の生産、収穫、清酒の製造実習
	和気閑谷高等学校	藤の花等を使用した化粧品の商品開発、販売
	矢掛高等学校	地域の名産品を利用したオリジナル商品の開発
	勝間田高等学校	ドラゴンフルーツを使用したジャムの開発
模商 擬品 会販 社売	高松農業高等学校	トマトゼリーの商品開発、カフェ店の不定期実践(校内)
	瀬戸南高等学校	栽培した草花を利用した加工品の製造・販売
	岡山東商業高等学校	仕入れから販売までを体験する「東商デパート」を実施
	倉敷鷺羽高等学校	「たこピン」(タコの揚げ物)などの商品開発・販売
	誕生寺支援学校	JR弓削駅に「アンテナショップ」を開設し、販売実習

第5 監査の結果及び意見

I 生産物売払業務

1 現金の取扱いについて

規則第51条の規定に基づき、出納員又は収納出納員が収入金の納付を受けたときには、公金領収書を発行して収入金を収納する。また、規則第53条及び要綱第53条関係の規定に基づき、収納出納員が収入金を収納したときは、公金領収書の副本に現金を添えて、収納した日、又は出納員の承認を受けたときはその翌日(翌日が休日のときはその翌日)までに出納員に引き継がなければならない。(ただし、出納員に引き継ぐことが困難なときは、収納出納員は、直接、最寄りの指定金融機関等に払い込むことができる。この場合、収納出納員は、速やかに公金領収書副本を出納員に提出(郵送も可)しなければならない。)

平成29年度に発生した生産物売払収入に係る現金亡失事案においては、収納出納員が収納した日に出納員への引継ぎが可能であったにも関わらず、最大7日間引継ぎを行っていなかったこと、また、収納した現金の保管に関しては、盗難防止のための必要な措置を講じて適切に保管すべきところ、これを怠ったことが、当該亡失事案の発生につながったものと判断された。

このため、生産物の売払いに係る収入金を指定金融機関等へ払い込むまでの保管状況や収納出納員から出納員への収入金の引継状況を含む現金の取扱状況について、調査を実施した。

(1) 売上代金の収入方法

収入金は、規則第41条で前納が原則とされ、納入の通知は、規則第46条第1項により、納入通知書の送付によるものとされているが、同項ただし書の規定により、納入通知書によらない納付の通知方法として口頭による納入の通知が認められており、前納とされているもので、かつ即納させる場合、納入通知書を発行するいとまがない収入金については、納入義務者に対して納入すべき金額その他納入に関し必要な事項を口頭で通知し、直ちに現金により出納員等が領収することが可能である。(口頭、掲示による納入通知の範囲について(昭和43年3月25日

第77号総務部長，出納長通知)

調査対象18機関の収入方法は，「納入通知書の送付のみ」5機関，「納入通知書の送付と公金領収票（規則第51条様式第27号。以下，同様）による受領の両方」11機関，「公金領収票による受領のみ」2機関となっている。（〔表5〕のとおり）

「納入通知書の送付のみ」の5機関は，売払先が「事業者等のみ」である4機関（耕地課，農林水産総合センター（畜産研究所），同（森林研究所），同（水産研究所））と収納事務を委託している1機関（後楽園事務所）である。

「納入通知書の送付と公金領収票による受領の両方」とする11機関においては，農業協同組合等の事業者に対しては納入通知書を送付し，イベント開催時等の消費者への売払いには公金領収票を用いるという使い分けがなされている。

また，売払先が消費者のみである2機関（北部高等技術専門校美作校，高梁城南高等学校）は，「公金領収票による受領のみ」となっている。

このように，予め契約書を交わして取引を行う事業者等に対しては納入通知書の送付を行い，イベント等での消費者への売払いなど納入通知書を発行するいとまがない取引に際しては公金領収票を用いるという使い分けは，取引実態を踏まえた上で，財務規則に則して適切に取り扱っているものと認められる。

〔表5〕売払代金の収入方法

区 分	機関数	平成29年度売払額（千円）
①納入通知書の送付のみ	5	196,478
②納入通知書の送付と公金領収票による受領の両方	11	171,582
③公金領収票による受領のみ	2	859

(2) 公金領収票による収入金の受領者及び領収書

出納員等が公金領収票で受領している13機関では，出納員のみが受領している機関が3機関，出納員と収納出納員の両方が受領している機関が2機関，収納出納員のみが受領している機関が8機関であった。（〔表6〕のとおり）

なお，県立学校では，学校や地域のイベントで農産物等を消費者に販売しているため，全8機関で，収納出納員（2人～23人）を設置している。

〔表6〕売払代金の収入方法

区 分	機関数	機関名
①出納員のみが受領	3	工業技術センター，北部高等技術専門校，北部高等技術専門校美作校
②出納員と収納出納員の両方が受領	2	高松農業高等学校，瀬戸南高等学校
③収納出納員のみが受領	8	南部高等技術専門校，農林水産総合センター（本所），興陽高等学校，井原高等学校，高梁城南高等学校，新見高等学校，真庭高

等学校，勝間田高等学校

(注) 下線は，レジスター方式による公金領収票様式を用いている機関。

公金領収票については，生産物等を不特定多数の人へ販売する場合，事務処理の効率化を図るため，要綱第51条関係により知事の承認を得て，別の様式によることができるが，農林水産総合センター（本所），南部高等技術専門校，北部高等技術専門校及び県立高校8校の計11機関において，知事の承認を得て別様式を使用している。

そのうち，農林水産総合センター（本所），興陽高等学校，瀬戸南高等学校，井原高等学校の4機関では，レジスター方式の様式を使用している。

レジスター方式を用いている4機関のうち2機関（農林水産総合センター（本所），興陽高等学校）を対象にレジスターの使用状況等について，現地調査を実施した。

・農林水産総合センター（本所）

米，水稻原種，麦原種，黒大豆などを主な売払生産物として取り扱っており，平成29年度の生産物売払額は45,935千円となっている。うち約4割がレジスター方式によるものである。現在はバーコードシステムを用いないレジスターを使用しているが，夏の桃のシーズンなどには大量販売があることから，新たにバーコードシステムの導入も検討しているとのことであった。

・興陽高等学校

米，鶏卵，野菜などを主たる生産売払物として取り扱っており，平成29年度の生産物売払額は31,424千円となっている。うち約7割がレジスター方式によるものである。レジスターとバーコードを併用することで，出荷と売上を一致させることができ，間違いが少なく，手間も省けている。ただし，持ち運びは不便で，電源の確保も必要なため，使用場所に制約があるとのことであった。

また，レジスターを保有しているものの，使用していなかった2機関（勝間田高等学校，高松農業高等学校）からレジスターの使用に係る意向を現地調査した。勝間田高等学校では，レジスターは以前から導入されていたものの，使い方が難しく，これまでは使われていなかったが，基本的な機能のみを活用して，平成30年度から使用するようにした。高松農業高等学校では，レジスターは以前から導入されているが，行商のような販売方法が多いため，電源の必要なレジスターは持ち歩けないことから，使用していない。

(3) 収納出納員から出納員への収入金の引継ぎ及び夜間，休日の現金保管

収納出納員による領収実績がある10機関のうち，9機関は収入金を全て出納員へ引き継いでいる。1機関が，通常は，出納員に引き継ぐが，出納員の出張，休暇等により引き継げない場合に限っては，直接，指定金融機関へ払い込むこともあるという状況であった。

10機関のうち，5機関（南部高等技術専門校，農林水産総合センター（本所），

高松農業高等学校，興陽高等学校，勝間田高等学校）を対象に，現地調査を実施したところ，収納出納員から出納員への引継ぎは，いずれも原則として収納した日に実施されていることが認められた。例外的に，午後遅くまで売払いがあつて出納員へ引継ぎができない場合に，出納員の承認を得て，経理員に金額を確認してもらった上で，事務室内の金庫へ保管してもらい，翌日，出納員に引き継いでいる事案もあった。なお，引継ぎを受けた出納員は，収納した現金を収納した日の翌日までに指定金融機関等へ払い込んでいることが認められた。

夜間，休日の現金保管については，出納員等が公金領収票で受領している13機関の全てが金庫において保管していると回答した。この13機関のうち6機関（南部高等技術専門校，北部高等技術専門校，農林水産総合センター（本所），高松農業高等学校，興陽高等学校，勝間田高等学校）を対象に，現地調査を実施したところ，いずれの機関においても，夜間機械警備対象の建物内の施錠された事務室内において，施錠された据え置き型の金庫内に保管されており，盗難等を防止するための管理が徹底されていることが認められた。

(4) 管理運営委託先の現金の取扱い

後楽園の管理運営委託先である（公財）岡山県郷土文化財団における現金の取扱いについて，県後楽園事務所を対象に現地調査を実施したところ，委託業務処理要領において，「生産物売払を含む収入金は，帳簿に記録整理した上で，速やかに，金融機関へ預金するなど適正に保管すること」とされており，同要領のとおり処理されていることが認められた。また，金融機関等の休日，夜間は，機械警備の対象の施錠された建物内に設置した同財団の金庫で保管されているとのことであった。

○ 監査の意見

試験・研究や実習等で生産された生産物の売払収入は，平成29年度で約3億7千万円と，県の貴重な収入となっており，また，直接，現金を領収する機会が多いため，その取扱いのリスクを可能な限り低減させる必要がある。

各機関とも，現金の取扱いについては，細心の注意を払っている状況が認められたところであるが，生産物売払収入に係る現金亡失事案が発生しないよう，全ての機関において，今後も現金の適切な管理体制の維持・継続に努められたい。

管理運営委託先が生産物の売払業務に係る現金を取り扱う場合においては，委託業務仕様書等に基づいた事務処理が適切に行われるよう引き続き厳正に監督されたい。

なお，レジスターは，操作方法の周知，運搬，電源確保等の課題はあるものの，生産物を不特定多数に販売する場合，正確性，迅速性の面で優れ，事務処理の効率化を図る上で有効な機器であると思料されることから，イベント等での活用について検討されたい。

2 生産物の価格決定について

県の機関において、公的な活動によって生産された生産物は、売り払う際にも公正妥当な対価を得て行うことが要請されることから、価格決定に至る意思決定過程の妥当性について、確認を行うこととした。

このため、「収入に係る年度計画及び収入目標額の設定」、「価格の決定手続」、「価格の根拠」及び「算定した単価の変更」という4点について、計画性、客観性及び透明性の観点から、価格決定が適切に行われているか、検証を行った。

(1) 収入に係る年度計画及び収入目標額の設定

年度計画を策定している機関は14機関である。年度計画を策定していない機関は4機関あるが、全ての機関において収入額の見込みが立てられている。〔表7〕のとおり

〔表7〕年度計画及び目標額の設定

区 分	機関数
①収入に係る年度計画を策定している。	14
・年度の収入目標額を設定している。	(13)
・年に3～4回、年度計画の時点修正を実施。	(1)
②収入に係る年度計画は策定していない。	4
・予算編成時に前年度までの実績や在庫状況から収入を見込む。	(1)
・前年度を参考にしている。	(1)
・原材料費を賄うため、相当額に応じた収入額を達成すること。	(1)
・植栽管理の副産物として見込んでいる。	(1)

(注) 表中、機関数の()は各区分ごとの機関数の内数である。(以下、同様)

監査対象機関18機関の全てにおいて、収入に係る年度計画又は収入見込額を設定しており、いずれの機関においても、計画的ないしは安定的な収入確保を念頭に置いて、計画的に業務を遂行しているものと認められた。

(2) 価格決定手続（要領等の策定及び価格設定委員会の設置・諮問）

価格決定手続を定めた要領等を策定している機関は、高等技術専門校3機関、高等学校8機関の計11機関あり、いずれも価格設定委員会を設置し、価格設定を行っている。価格決定手続を定めた要領等を策定していない機関は7機関であった。〔表8〕のとおり

〔表8〕要領等の策定及び委員会の設置・諮問

区 分	機関数
①価格決定手続を定めた要領等を策定している。	11
・価格決定委員会を設置し、諮問している	(11)
②価格決定手続等を定めた要領等を策定していない。	7
・価格設定委員会の定めた価格の設定原則に従う。	(1)

・市場価格を基準とし、輸入飼料や品質等を勘案	(1)
・生産経費の積み上げにより当該年度毎に価格決定	(1)
・樹種別売払単価積算表により算出	(1)
・家畜は競り売り，生乳は統一単価による。	(1)
・在庫品のみで，基本的に毎年同じ単価	(1)
・過去の売却単価等を参考に年度ごとに伺い定め	(1)

価格決定手続を定めた要領等を策定していると回答のあった11機関のうち2機関（南部高等技術専門校，北部高等技術専門校）を対象に，要領等の策定状況及び同要領等に基づく事務の執行状況に係る現地調査を実施した。

両機関とも，岡山県訓令として定められた「岡山県立職業能力開発校職業訓練製作品等取扱規程」及び「訓練生の製作品等の譲渡金額等決定要領」に規定された手順に則して，生産物の内容決定から価格決定までの手続を行っているが，価格決定に際しては，同要領に定められた「市価×出来ばえ率×消費税±調整額＝譲渡金額」という算式に基づいて積算している。「市価」については「所在地または近傍における製作品と同一規格の物品の市場販売価格のうち，比較的低廉であると認められるものの価格」と規定されており，どの金額を採択するかは，担当教員の意見を聞きながら価格設定委員会で決定（書面決議）している。「出来ばえ率」については同要領において4区分が設けられており，どの区分を用いるか，また，率をいくりにするかは，「市価」と同様に担当教員の意見を聞きながら価格設定委員会で決定（書面決議）している。

現地調査を行った2機関においては，県訓令に定めたルールに則して生産物の価格決定手続が行われており，客観性及び透明性が担保されているものと認められた。

また，両機関を含め，価格決定手続を定めた要領等を策定している11機関は全て価格設定委員会を設置しており，要領には基づかないものの委員会で価格設定の原則を定めている1機関と，せり売り等によっている1機関を含めた13機関においては，複数の視点から価格の妥当性を高めるよう配慮がなされているものと認められた。なお，他の5機関においても，市場価格や原材料費の積み上げなどに基づいた価格決定の手続がなされているものと認められた。

(3) 価格の根拠

価格を決定する根拠としては，14機関が「市場価格」を参照して算定しており，生産物の種類としては，野菜，果樹，鶏卵などが対象となっている。また，8機関が「原材料費」等の費用をもとに算定しており，ジャム，カステラ，肉味噌などの加工品が対象となっている。なお，7機関が「過去の売却単価や売却状況」等を参照して算定しており，茶葉，梅の実，餅米などが対象になっている。（〔表9〕のとおり）

〔表9〕 価格の根拠

(複数回答)

区 分	機関数	主な生産物の種類
①市場価格（近隣の商店等の販売価格，卸売市場価格等）を参照して算定している。	14	野菜，果樹，鶏卵
②原材料費（材料購入費等）等の費用をもとに算定している。	8	ジャム，カステラ，肉味噌
③過去の売却単価，売却状況等を参照して算定している。	7	茶葉，梅の実，餅米
④生産物受入時には，既に，材料費，市場価格とのバランス，生産物のグレード等を勘案した価格が設定されていたもの。基本的には，毎年同じ単価。売り払いを促進するため，生産物の品位を損ねない程度に価格改定を行うことも検討。	1	備前焼
⑤訓練生の製作品等の譲渡金額等決定要領により算定している。	1	バッグ，エプロン，バーベキューコンロ
⑥出来映えを考慮している。	1	焼肉用鉄板，文鎮，ちりとり
⑦市場価格を基準とし，輸入飼料の市況や品質等を勘案しながら算定していた。	1	混播牧草，アルファルファ
⑧家畜は市場における競り，生乳は全国で統一された価格	1	家畜（牛），生乳，家畜（豚）
⑨県内他校の販売価格を参考にしている。	1	米，鶏卵，野菜

価格の決定に当たり，市場価格（近隣の商店等の販売価格，卸売市場価格等）を参照して単価を算定していると回答した14機関のうち3機関（高松農業高等学校，興陽高等学校，勝間田高等学校）を対象に市場価格を参照した単価の算定方法について現地調査を実施した。

・高松農業高等学校

野菜や果樹について，近隣の農協店舗の一角に当校の生産品コーナーを設けてもらっており，その商店における一般の単価を参照している。プロが生産したものではないことから，他事業者の生産した商品よりも若干安い単価で販売している。なお，当校が消費者へ直接販売するのではなく，当校から商店が仕入れて，商店が消費者へ販売するという方式である。

・興陽高等学校

中央卸売市場の価格を参考にしている。他に地元新聞や農業新聞からも情報を入手している。

・勝間田高等学校

花や野菜について，近隣の商店の単価を参照している。出来映えや大きさなどの要素を加えて単価設定している。

現地調査を実施した3機関とも、市場価格の動向に留意して、客観性のある価格での販売を指向していると認められた。

また、原材料費の積み上げを根拠としている8機関は、高等技術専門校1機関、高等学校5機関、研究所2機関であり、高等技術専門校及び高等学校においては製造実習による生産物を販売するもの、また、研究所においては計画生産した種苗等を販売するものであった。

なお、その他の機関では、過去の売却単価、売却状況等を参照して算定（森林研究所）、競り売り等（畜産研究所）、備前陶芸センターにおいて市場価格等を勘案して決定した価格を引き継いだもの（工業技術センター）であり、いずれも生産物に応じた妥当な根拠により単価が決定されている。

(参考)

・家畜の競り

岡山県子牛公正取引条例（昭和23年岡山県条例第69号）において、「競り売りに掛けたものでなければ、これを売買し、又は交換することができない。」と定められており、原則として、競り売り以外の方法での子牛の売買又は交換は禁じられている。岡山県の子牛市場は、真庭市の総合家畜市場において、年9回開設されており、子牛の市場への出荷・販売を例にとると、成牛への種付け、妊娠鑑定、放牧／舎飼、分娩を経て出産された子牛について、哺育期（0～3か月）、育成期（4～8か月）を経て、子牛市場へ出荷することになる。同市場への上場に際しては、予め、直近の子牛市場成績に基づくキロ単価と体重に基づいて売却予定価格を積算し、子牛の処分に係る決裁を得た上で、上場している。競りは、競り人が上場された子牛の体重等を説明した後、売買参加人が机に設置されたボタンを押して金額を競うことにより行われる。最高額までボタンを押し続けた者が競り落とすことになる。競争による価格決定という面から見ると極めて透明性の高い制度である。

・生乳の統一価格

生乳の販売は、酪農家（農林水産総合センター（畜産研究所））→酪農協（おかやま酪農業協同組合）→指定団体（中国生乳販売協業協同組合連合会）→乳業会社→卸・小売→消費者という経路で行われる。指定団体と各乳業会社との価格交渉は、個々の乳業会社ごとに行われるため、価格は不統一であるが、指定団体において、プール方式により調整を行い、月ごとの統一単価が定められる。酪農協経由で酪農家へ統一単価がフィードバックされ、その際、酪農家ごとに乳脂肪率等の品質を踏まえて、単価の加減が行われる。農林水産総合センター（畜産研究所）は、酪農協との間で牛乳販売に係る委託契約を締結し、集乳を委託するとともに、販売手数料を支払っている。センターは乳業各社と個別に価格交渉する必要がなく、酪農協経由で提示される統一単価での取引となるため、事務処理上の負担は大幅に軽減されている。

(4) 算定した価格の変更

算定した価格の変更についての考え方は、〔表10〕のとおりである。

〔表10〕 価格変更についての考え方

(複数回答)

区 分	機関数	主な生産物の種類
①売払いの都度、単価を算定している。	7	野菜，果樹，林木種子，魚類種苗
②毎月1度、単価を算定している。	2	野菜，草花
③四半期ごとに単価を見直している。	1	鶏卵
④年度に1回、単価を算定しているが、市場価格の変動を反映して機械的に変更するルールを設けている。	1	鶏卵
⑤年度に1回、単価を算定しているが、市場価格が大幅に変動した場合には、所定の手続きを経て、変更している。	4	加工品(パン，ハム)
⑥年度に1回、単価を算定しており、変更は行っていない。	7	加工品(ジャム，カステラ，肉味噌)
⑦家畜は市場における競り、生乳は全国で統一された価格	1	家畜(牛)，生乳，家畜(豚)

年度に1回、単価を算定しているが、市場価格が変動した場合に、所定の手続きを経て変更していると回答のあった5機関(上の表の④、⑤)のうち2機関(高松農業高等学校、勝間田高等学校)を対象に現地調査を実施した。

・高松農業高等学校

野菜や果樹は出荷する時期の市場価格に連動させて単価を変更する。ジャムやカステラなどは市場価格も参照するが、主に原価計算を行って価格を決定している。鶏卵は市況(地元新聞の地方経済欄の市況)を参照しており、変動があれば連動させて変更する。(月に2回程度)

・勝間田高等学校

加工品関係は原価計算を行って価格を算定しているが、野菜などは時期によって市場価格(近隣の商店の店頭価格)が変動するので、それに合わせて変更している。(高校で当初決定した価格に約3割程度の変動があった場合に不定期に変更している。)

現地調査を行った2機関とも、生産物の種類に応じた単価設定が行われており、市場価格を踏まえた価格決定を行う生産物に関しては、市場価格の変動に合わせて価格の変更を行っていることが認められた。

書面調査の結果からも、価格が原材料費に基づき決定されるジャム、カステラ、肉味噌などの加工品においては、価格の変更が行われない傾向にあるが、市場価

格を参照して価格を算定しているもので、年間、複数回販売されている生産物については、市場価格を反映させ、適切に価格変更しているものと認められた。

○ 監査の意見

生産物の価格決定に関し、「収入に係る年度計画及び収入目標額の設定」、「価格の決定手続」、「価格の根拠」及び「算定した価格の変更」という4点について、計画性、客観性及び透明性の観点から検証を行ったところ、いずれも、各機関固有の事情を踏まえて、原材料費等の積み上げ、市場価格の反映等の根拠に基づき、定められた手続に則って、適切な業務執行が行われているものと認められた。各機関においては、引き続き、他機関の取扱いも参考としながら、一層公正妥当な価格となるよう努められたい。

3 生産物や原材料の管理について

生産物の売却処分に至る原材料の調達、生産物の生産及び生産物や原材料の管理・保管等の業務が行われるが、これら一連の業務が生産目的に沿って、計画的、経済的、安全に行われることが必要であることから、「生産」、「保管」、「処分」の3つのプロセスについて、執行状況を検証した。

(1) 生産

「生産」のプロセスに関して、「生産の主な目的及び生産計画等」、「生産数量の決定方法」、「原材料の調達方法」、「生産物、原材料の数量管理」の4点を調査した。

① 生産の主な目的及び生産計画等

生産の主な目的は、〔表11〕のとおりである。また、生産計画、年間収支見通しの策定状況は、〔表12〕のとおりである。なお、18機関のうち1機関は生産は終了し売払いのみを行っており、生産計画又は年間収支見通しを策定していないとした2機関は、いずれも年間の生産物売払額が80万円未満の小規模な機関であった。

〔表11〕 生産の主な目的

(複数回答)

区 分	機関数
①実習授業を通して生徒等が生産技術を修得するため	11
②試験研究のため	6
③その他	6
・ 地域の方々への職業訓練生の成果披露、理解の促進	(1)
・ 笠岡湾干拓地及び周辺地域の畜産農家への粗飼料供給	(1)
・ 優良な林業種苗の供給確保、適正な流通維持、造林の促進	(1)
・ 漁業基本計画に基づく種苗放流、内水面漁業の振興	(1)
・ 庭園の景観を保つための植栽の副産物として生産	(1)

・販売実習等を通じた地域を担う産業人としての意識の育成	(1)
-----------------------------	-----

〔表12〕生産計画又は年間収支見通し

区 分	機関数
①策定している。	15
②策定していない。	2
・訓練生の習得技量の程度に差があり、生産計画の策定は困難	(1)
・庭園の景観のための植栽の副産物として生産されているため	(1)

② 生産数量の決定方法

生産数量の決定方法は、〔表13〕のとおりである。

〔表13〕生産数量の決定方法

(複数回答)

区 分	機関数	生産物の種類
①過去の販売実績	12	ナス, 桃, ブドウ, ナシ, キャベツ, 白菜, イチゴ
②過去の生産実績	11	ナス, 桃, ブドウ, ナシ, キャベツ, 白菜, イチゴ
③生徒等の技量, 施設, 設備機器の制約等の生産能力	11	ペン立て, 小抽斗, 花台, 額縁, ベンチ, 椅子, 机
④購入者を対象としたアンケート等の結果	1	米, 鶏卵, 野菜
⑤他県・他校の先進事例	1	米, 鶏卵, 野菜
⑥その他	6	—
・試験研究計画・原種事業計画	(2)	米, 黒大豆, 家畜
・訓練生がどういうものをつくりたいか等に依存	(1)	木工製品
・岡山県山林種苗需給調整会議の協議による。	(1)	少花粉スギの種子
・基本計画の種苗放流計画及び委員会の定めた計画による。	(1)	アユ種苗, ガザミ種苗
・岡山後楽園保存管理計画に基づき, 植栽・植生を決定	(1)	茶葉, 梅の実, 餅米

③ 原材料の調達方法

原材料の調達方法は、〔表14〕のとおりである。

〔表14〕原材料の調達方法

(複数回答)

区 分	機関数
①生産計画に基づいて計画的に購入している。	12
②必要が生じた都度購入している。	7

③事務所（学校等）で生産した原材料（農産物等）を使用している。	6
④その他	3
・生産や管理の委託先が購入している。	(2)
・試験の実施により生産された物が原材料となる。	(1)

④ 生産物，原材料の数量管理

生産物，原材料の数量の管理は規則及び岡山県物品関係事務取扱要項に定める帳簿等に基づいて行うこととされているが，これを補完するための帳簿等の使用状況については，〔表15〕のとおりである。

〔表15〕生産物，原材料の数量管理

（内訳は複数回答）

区 分	機関数
①教育庁などの関係機関が策定した要領等に基づく帳簿等を使用している。	11
②所属独自に策定した要領等に基づく帳簿等を使用している。	2
③その他	3
後楽園の管理運営委託先が，業務の中で生産数量を管理	(1)
定期的な米の在庫確認のために米在庫確認表を作成している。	(1)
ホワイトボードを利用して数量管理している。	(1)

生産に関しては，生産の主な目的である教育，訓練，研究などについて，監査対象の18機関のうち15機関が生産計画又は年間収支見通しを立てており，計画的に生産活動を実施し，生産の目的が達成されていることが認められた。

生産物の種別，数量の決定に当たっては，「販売実績」，「生産実績」，「生産能力」の3つが主要な決定要因となっており，生産数量と使用・販売数量の均衡を図る堅実な運用がなされている。

原材料の調達方法についても，必要量の購入となるよう配慮されており，購入に関して，農場会議において定期的に収支状況について関係職員間の情報共有を図り，部門間での原材料や資材の重複購入を避け，無駄な支出を抑制している事例があった。

生産物，原材料等の数量管理については，規則等で定める生産品・製作品出納簿や原材料出納簿などの様式のほかに，知事の承認を得て，教育庁などの関係機関が定めた様式が使用される事例があり，適切に対応がなされていると認められた。

また，エクセルによるPOSシステムを販売管理に使用している機関において，レジスターで出力されたものを手で入力して，在庫管理に使用している事例があった。

(2) 保管

「生産物又は原材料の保管場所」及び「保管場所の施錠」の2点について，検

証を行った。

① 保管場所

生産物又は原材料の保管は、倉庫、実習場、空教室、乾燥収納庫、ライスセンター、種子庫、畜舎、冷蔵冷凍室、作物実習室、ビニールハウス、加工室、管理室など屋内の施設のほか、生乳専用冷蔵庫、種子保存用冷凍庫、水槽、冷凍庫、冷蔵庫、ショーケースなど屋内の設備において、各機関の実情に応じて、保管されている。

② 施錠等

保管場所の機械警備又は施錠の状況は、〔表16〕のとおりである。

〔表16〕 保管場所の施錠 (複数回答)

区 分	機関数
①機械警備対象の建物内で管理している。	7
②機械警備対象外の建物内で施錠管理している。	12
③その他	6
・倉庫、ショーケースのカギについては、機械警備対象の建物内で管理	(1)
・家畜飼育ゾーンについてはフェンスで隔離、牛乳処理室は施錠管理	(1)
・閉園時には、門を施錠している。	(1)
・平成31年度から米保管庫2室について、機械警備対象とするよう検討中。	(1)
・作物収納調整実習室と加工室は警備対象。その他は機械警備対象外の建物内で施錠管理している。	(1)
・加工用木材は学校敷地内に保管し、校門を施錠管理している。	(1)
④施錠していない。(原乳)	1

保管については、各機関の実情に応じて適切な管理が行われている。なお、施錠していないと回答のあった原乳については、搾乳を依頼している事業者が搾乳後直ちに搬出を行っている。

(3) 処分

① 売却以外の処分方法

売却以外の処分方法は、〔表17〕のとおりである。

〔表17〕 売却以外の処分方法 (複数回答)

区 分	機関数
①教材用	8
②試験研究用	7

③加工用	4
④飼料用	3
⑤種子用	3
⑥その他	5
・記念品や副賞などとして県事業で活用する場合は、無償譲渡	(1)
・使用、販売に耐えない未熟な製作品は廃棄	(1)
・廃棄（農薬関係試験分）	(1)
・他県との種苗交換用、生産余剰分は海、川へ直接放流	(1)
・地元小学校の田植え体験時に生産物の一部を学校に無償譲渡	(1)
⑦売払いのみ	5

○ 監査の意見

生産に関しては、各機関の生産目的に沿って、過去の生産・販売実績等も踏まえ、生産物の種別、数量が堅実に決定されるとともに、必要量に基づいた原材料の調達により、計画的に生産活動が行われ、数量管理にも独自の工夫が見られるなど、適切に処理されていると認められた。また、保管に関しても各機関の個別の事情に即した施設等により、適切な管理がなされているものと認められた。売払い以外にも教材用や試験研究用など多様な用途に活用されていることが認められた。引き続き、効率的な生産に努めるとともに、生産物や原材料の保管を行う機関においては、生産品や原材料の盗難等のリスクを低減させるよう、今後も管理体制の維持・継続に努められたい。

4 売却方法や販路開拓について

売却の方法については、法規性の観点及び、競争性を確保することにより、さらに有利な売却条件が得られないか、また、販路開拓については、生産物の売払先が継続的かつ安定的に、さらには、発展的に確保できるような販路確保の取組がなされているかという観点から検証を行った。

(1) 売払方法等

① 事業者等への売払い

18機関中、14機関が事業者等への売払いを特命随意契約で行っており、うち2機関では、2人以上の者から見積書を徴して行う随意契約（以下、「競争随意契約」という。）を併用しており、売払先は〔表18〕のとおりである。

〔表18〕 売払先等

(複数回答)

区 分	機関数	備考
①小売事業者	2	
②卸売事業者	3	
③その他の民間事業者	4	<競> 2
④農業協同組合等の法人	11	

⑤市町村等の地方公共団体	3	
⑥その他	3	
内訳（要約）	—	
・H29年度に（一社）日本CLT協会に随意契約により販売した。同協会はCLT材の普及啓発のために購入したもので、現在は農林水産省で展示している。	(1)	
・加工業者（酒造会社、茶葉生産組合、ジャム加工会社など）	(1)	
・地元小中学校・保育園・幼稚園	(1)	

※＜競＞は、競争随意契約…くず米の売払い

事業者等への売払いを行った14機関のうち、7機関を対象に現地調査を実施した。

このうち、農林水産総合センター（本所）及び興陽高等学校においては、くず米について、見積書を2者以上から徴し、競争随意契約を行っている。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「施行令」という。）第167条の2第1項第1号（以下、「施行令第1号」という。）「普通地方公共団体の規則で定める額（50万円）を超えないものをするとき」を適用。）

また、農林水産総合センター（本所）では、主食用米を地元農業協同組合（以下、「農協」という。）を通して、市場価格で販売してもらう契約を、年度当初に締結しており、特命随意契約の理由は、試験栽培する100種を超える作物について、センターで保管場所を確保する等の必要のない随時引取り及び検査から販売まで一貫して行うことによる経費削減のメリット、さらには、センターの水利や営農指導等への協力への配慮の必要性などを総合的に勘案している。（施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用。）なお、売払いによるセンターの収入は、周辺農家と同条件で、市場価格を適正に反映したものとなっている。

他の5機関のうち4機関においては、生産物の売払いの予定価格が10万円未満であり、施行令第1号及び要綱第151条関係第1項（1）ア「予定価格が10万円未満であるとき。」に該当することから、特命随意契約を行っている。

残りの1機関については、事業者からの受注により売払いを行っているものであった。（施行令第167条の2第1項第2号適用）

② 消費者への売払い

消費者への売払いは18機関中14機関で行われており、イベント等の開催時などに売り払っている。（〔表19〕のとおり）

うち10機関では、自校の生徒の保護者、自校の教職員等も対象としている。

〔表19〕 消費者への売払方法 (複数回答)

区 分	機関数
-----	-----

① イベント等の開催時に売り払っている。	13
・ 事業所（学校等）のイベント（学校祭等）	(13)
・ 地域のイベント（地産地消マルシェなどの農業祭り，夏祭り等）	(8)
・ 地域の販売所（農産物直販所，小売店等）	(5)
・ 市役所等の官公庁での販売実習	(1)
② 購入希望者の来訪時に随時売り払っている。	8
③ 事業所（学校等）内で定期的に売り払っている。	7

消費者への売払いについては、いずれも施行令第1号に該当し、随意契約を行っており、要綱第151条関係第1項（2）オ「生産品を売り払う場合で、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき」に該当するため、見積書は徴さず、売払いを行っている。

③ 売れ残った生産物の処分方法

売れ残った生産物の処分方法は、〔表20〕のとおりである。

〔表20〕 売れ残った生産物の処分方法 (複数回答)

区 分	機関数
① 事業関係者（職員，教員，生徒，生徒の家族等）が有償購入している。	7
② 翌年度へ繰り越している。	7
③ 売れ残ることはない。	6
④ 他用途へ転用している。（草花を校内美化用に，肉を肉味噌用に）	2
⑤ 廃棄している。（草花の苗）	1

売れ残った生産物については、職員，教員，生徒，生徒の家族等の有償購入，翌年度への繰り越し，他用途転用等により活用が図られていたが，他に，売れ残った草花の苗について廃棄が1例あった。

(2) 販売促進・PR

販売促進・PR方法は、〔表21〕のとおりである。

〔表21〕 販売促進・PR (複数回答)

区 分	機関数
① 事業所ホームページ，案内板等を活用して情報発信している。	9
② 地元の広報紙，回覧板等を活用して情報発信している。	4
③ 新たなイベント情報を入手し，新規に参加している。	2
④ センター内の案内看板のみで表示	1
⑤ 美作校の技能祭（即売会）に出品	1
⑥ 新聞への折込広告の実施	1

⑦生産者の販売イベントに定期的に参加し、販売実習を実施	1
⑧シクラメン祭などのイベントで、横断幕や新聞折込広告	1
⑨近隣の学校等への注文FAXの送信	1
⑩実施していない。(米、家畜・生乳、種子、種苗)	5

販売促進・PR方法について現地調査を行った機関の状況は、次のとおりであった。

・南部高等技術専門学校

県立工業高校からの依頼を受け、キュポラ（鑄造設備）部品を製作するなど、各種関係団体との連携には配慮している。製作活動は訓練の一環であり、訓練生に機械を触らせてみることを重要視している。

・北部高等技術専門学校

訓練生作品展販売会（ものづくり in 津山）の開催に当たり、地元町内会を巡回して回覧板による周知を依頼している。

・勝間田高等学校

学校や町役場から注文を受けて生産・販売を行うことがある。生徒も他校に行って交流体験を行うことはよい経験になる。勝央町の広報紙に当校のコーナーを設けてもらっており、文化祭の開催時には広報チラシも入れてもらっている。また、イベント開催時には町の無線で告知放送を流してもらっている。他に津山ケーブルテレビも告知放送をしてくれている。

各機関とも、自校の生徒の保護者や教職員、他の学校、町内会、行政等の様々な広報チャンネルを確保し、PR活動を展開しているものと見受けられた。

(3) 購入者のニーズ把握・活用

① 意見把握方法

消費者等の意見把握方法は、〔表22〕のとおりである。

〔表22〕消費者等の意見把握方法

(複数回答)

区 分	機関数
①生産物の売払結果（品目、数量、金額等）を整理して分析している。	10
②関係者（地域住民等）を対象に要望等のアンケート調査を実施している。	3
③生産品売却時に購入者を対象に意見、感想等のアンケート調査を実施している。	2
④その他	2
・売払時に意見を聞いている。	(1)
・売却相手方等、漁業関係者との協議による。	(1)

② 活用方法

売払結果や消費者等の意見の活用方法は、〔表23〕のとおりである。

〔表23〕 活用方法		(複数回答)
区 分		機関数
①次期生産計画の策定等に活用している。		9
・次年度の品種や生産数の増減を行っている。		(1)
・等級が低下した場合などは、原因を探り、生産計画に反映		(1)
・漁業関係者、市町等の意見を聞いて、次期生産計画に反映		(1)
・生産技術習得のため、生産品の計画の増減に活用している。		(1)
・生産物の種類や量、作型調整		(1)
・販売状況により生産品の調整を行っている。		(1)
・次期の栽培品種の決定や生産数量の検討に活用		(1)
・生産物・加工品の生産量を調整している。		(1)
・需要に応じて生産品目を変更する。		(1)
②生徒の教育に活用している。		7
・アンケート意見結果の傾聴		(1)
・課題研究等で、どのような生産品が消費者に求められているのかを考えさせ、新商品の開発などに役立てている。		(1)
・消費者のニーズを販売を通して掴んでいる。		(1)
・課題研究やプロジェクト学習において作目を決定している。		(1)
・消費者を意識した栽培や加工の大切さを考えたり、消費者のニーズに対応した商品開発を考える教材としている。		(1)
・生徒の接客やコミュニケーションの練習		(1)
・需要の変動やその理由などを考えさせる。改善点の検討		(1)
③試験研究に活用している。		3
・実験農場での生産にフィードバックしている。		(1)
・材料の分量割合を変えるとといった商品の改良に反映させている。		(1)
・課題研究やプロジェクト学習において作目を決定している。		(1)
④その他		3
・売り払い結果から、ショーケースの陳列品目を変更する。		(1)
・訓練成果としての製品の販売であるため、数量・金額のみに反映させている。		(1)
・加工種別の検討（煎茶と和紅茶）		(1)

消費者等の意見の把握方法としてアンケート調査を実施している3機関のうち、北部高等技術専門校を対象に現地調査を実施した。

・北部高等技術専門校

作品展示販売会来場者のうち209人にアンケート用紙を配布、94人から回収。イベントを知った広報媒体や作品の出来映え等について意見を聞いており、寄せられた意見・感想は、作品の製作に反映させているほか、広報活動を行う町

内会の範囲を拡大するなどイベントの広報活動の展開にも活用している。

○ 監査の意見

生産物の売払方法については、各機関において、生産物の種類、売払額、売払先などに応じて、規則等に基づき、適切な契約方法が選択されていると認められた。

引き続き、他機関の取組事例も参照し、アンケート等を通じた的確なニーズ把握に基づく生産や、広報PRによる販売促進に努めていただきたい。

5 関係法令等による許可・届出等について

関係法令等による許可・届出等に関して、食品加工品の製造・販売を行う場合に、食品衛生法に基づく惣菜製造業等の営業許可及び食品衛生管理者の届出の手続を行う必要があるが、食品加工品を生産する各機関においては、いずれも生産品に応じた必要な手続がなされていた。

6 売払活動の場の活用・売払活動の成果について

生産物の売払いは、単なる収入確保の場だけでなく、教育機関においては生徒の実習教育の場であると同時に、全ての機関において県事業や学校活動等のPRの場ともなることから、各機関において、どのような工夫を凝らして取り組んでいるのか、また、生産物の売払活動全般の成果をどう考えているのかを調査した。

(1) 生産物の売払活動の場の活用状況

高等技術専門校3校、農林水産総合センター（本所）、後楽園事務所、高等学校7校の計12機関から回答があり、その概要は、〔表24〕のとおりである。

〔表24〕生産物の売払活動の場の活用状況

活用状況	機関数
・美作校の技能祭で展示・販売。各訓練科のPRポスターや写真パネルを展示	1
・年1回の訓練生作品展示販売会開催時にて学校紹介、PR、模擬店なども実施	1
・技能祭には他の2高等技術専門校も参加、各校が紹介コーナーを設け活動内容をPR	1
・センターフェア販売時に、ポスターや研究結果の掲示を実施。研究所の理解を促進	1
・売払活動と同時に行事（梅の枝の剪定）を実施し、後楽園をPR	1
・生徒募集のPRのためのリーフレットを配布している。	1
・地域に出向いての販売実習	1
・学校HP、新聞折込広告、町広報紙等に生産物の販売期日、イベント内容等を掲載し、合わせて、学校の活動を広報している。	5

北部高等技術専門校び農林水産総合センター（本所）を対象に、現地調査を実施した。

・北部高等技術専門校

同校で実施する訓練生作品展示販売会においては、展示販売品の売払いや模擬店の出店のほか、展示コーナーを設けて、CLT材を用いた家具を展示したり、訓練風景のパネル展示や職業訓練紹介コーナーを設けている。

・農林水産総合センター（本所）

センターフェアでの販売時にポスターや研究成果の掲示を実施している。

(2) 売払活動の成果

高等技術専門校3校，後楽園事務所，高等学校8校の計12機関が何らかの成果があったとしており，具体的には〔表25〕のとおりである。

〔表25〕 売払活動の成果

売払活動の成果	機関数
・訓練生の製作意欲が向上し，訓練意欲が上がっている。	1
・本校の地域開放，地域の方々への周知，PR	1
・地域へ職業訓練校の活動内容のPRを行うことができた。	1
・季節を感じられるイベントとして来園者に喜ばれる。後楽園ファン獲得につながる。	1
・生徒の現場実習の場となっている。地域連携が強まり，学校への期待度が増していると実感している。安全・安心をいかに消費者が望んでいるかを直接知ることができる。	1
・生産だけでなく販売実習をすることにより，言語活動の充実やマナーの向上につながっている。外部での販売を通して交流を図り，最終的には農業法人への就職に繋がることもあった。	1
・生産技術や接客マナーのスキルが向上した。	1
・地域貢献（活性化，交流の場の提供），販売実習による生徒のコミュニケーション力の向上，生産意欲，品質向上への取り組み等	1
・地域への学校教育活動のアピールになる。生徒のコミュニケーション能力や対応力の向上。自分たちの生産物を喜んでもらえることで，生徒の自信につながる。	1
・消費者の視点に立った農産物の生産を意識することができ，生産技術の向上やマーケティングに対する意識が高まる。また，生徒の学習として単なる生産技術だけでなく農業経営の視点での教育ができる。	1
・生徒の販売のコミュニケーション能力が育った。	1
・生徒は生産物の販売状況を見て，学習内容に自信を持てるようになっている。	1

- ・ 訓練生の製作意欲・訓練意欲の向上や地域に対する訓練校の活動内容のPR等の成果があった。(高等技術専門校(3校))
- ・ 梅の枝の剪定・販売のイベントが季節を感じられるイベントとして後樂園ファンの獲得につながる。(後樂園事務所)
- ・ 生徒のコミュニケーション能力の向上, マナーの充実, 生産技術や生産意欲の向上, 就職への貢献などの成果があった。(高等学校(8校))

○ 監査の意見

生産物の売払いの場は各機関にとって, 事業者や県民と直接ふれあう貴重な機会でもあり, 機関や事業のPRを積極的に行うとともに, 購入者からのフィードバック等を強く意識して企画することが重要である。他機関における売払活動の活用例や購入者のニーズ把握とその活用方法等も参考に, 今後の取組を積極的に進めていただきたい。

7 生産物の売払いに係る創意工夫等について

その他, 生産物売払業務に係る創意工夫の状況と今後の展開に関する考え方について調査した。

(1) 創意工夫の状況

各機関における創意工夫について, 回答のあった9機関の状況は, [表26]のとおりである。

[表26] 創意工夫の状況

創意工夫の状況	機関名
・ 県の職業能力開発協会に加盟している関連団体からの依頼により, ものづくりフェアでの子供向けのものづくり体験用(塗装体験)の本立てを作成した。また, 県立の工業高校から依頼を受け, キュポラ(鑄造設備)部品を製作した。このように, 各種関係団体との連携に配慮している。	南部高等技術専門校
・ 事前に会議等を開催し, 技能祭当日の役割分担について職員に徹底している。	北部高等技術専門校 美作校
・ 後樂園のオリジナル商品として, 毎年販売開始時にプレス発表するとともに, 公式ホームページや旅行会社等へ配布するチラシ等へ掲載するなどPRを図っている。	後樂園事務所
・ イベントの開催日や学校行事から逆算して, 生産物の製作・製造計画を立てている。	高松農業高等学校
・ 生産だけでなく販売をすることにより, 生徒がより成長している実績がある。本校では生產品の販売のため	興陽高等学校

にレジスター，POSシステムを導入しており，会計的なミスがほとんどない。	
・定期販売会や地域イベントへ積極的に参加している。	瀬戸南高等学校
・昨年度途中から委託販売を導入したことにより，生産物のより安定した販売につながり，生産管理がしやすくなった。	井原高等学校
・事務担当者から定期的（ほぼ四半期ごと）に収支状況を報告してもらい，農場会議においてその内容を検討し，収支状況について関係職員間の情報共有を図っている。これにより，部門間での原材料や資材の重複購入を避け，無駄な支出の抑制につながっている。	新見高等学校
・会計事務担当者が使用している予算管理のファイルを事務室だけがアクセスできるサーバーに保存するのではなく，全教職員がアクセスできるサーバーに保存し，常に事務担当者・農業経営実習費担当教員が予算執行状況が分かるようにしている。 ・地元農業協同組合等の農業者団体との情報交換。 ・市，市の外郭団体（地域興し関係）との情報交換。	真庭高等学校
・学校で伝統のあった米味噌の製造を発展させて，平成13年度から肉味噌の製造を開始しており，販売直後に売り切れるなど高い評価を得ている。	勝間田高等学校

生産物の売払業務について創意工夫している点について，後楽園事務所と勝間田高等学校を対象に現地調査を実施した。

・後楽園事務所

後楽園で収穫された生産物を観光面で有効に活用する方策について，委託先の（公財）岡山県郷土文化財団や地元企業と連携して，平成17年度から商品開発を進めている。茶葉を使用した新茶「お庭そだち」と和紅茶「お庭そだち」，餅米を使用した「おかき」などについて，県はプレス発表を通じて広くPR活動を実施している。生産物の売払い自体は主目的ではないが，観光資源としての後楽園の魅力のPRを行い，集客につなげるという主目的を達成することに貢献している。

・勝間田高等学校

食品科学科の総合実習で生産している「肉味噌」は，味わいのよさから人気が高く，販売直後に売り切れるなど，特産品的な売れ行きを示している。生産量の確保に努めているが，授業の一環として製造しているため，製造時間及び予算の制約があり，年間約1,120kg程度の生産が限界である。また，いちごジャムなどの加工品も人気が高い。

(2) 今後の展開

各機関において、今後の生産物売払業務について、検討している事項は、〔表27〕のとおりである。

〔表27〕 今後の展開に関する検討事項

検討している事項	機関名
・具体的な構想はまだないが、委託販売を増やせないか検討している。	高松農業高等学校
・休日に販売した売上については担当者が翌日の引継ぎまで管理責任を負う現状がある。負担軽減のため、販売イベントの精選が必要であると考え。その他販売方法については現在のシステムをうまく活用すれば十分であると考え。	興陽高等学校
・野菜・果物・米・チキンに加え、シクラメン・寄せ植えについても保護者・生徒に対する販売機会を拡大する。	瀬戸南高等学校
・委託販売については、委託先から売上状況をメール配信サービスにより把握するなど、販売調整の向上に努めている。販売実習については、授業時間内という活動制限、販売場所の限定などの課題と向き合っている。	井原高等学校
・GAP（農業生産工程管理）への対応 ・生徒数減に伴う実習規模の見直し	真庭高等学校
・既存のレジスターの積極的活用(平成30年度より開始) ・レジスター使用マニュアルの策定 ・公金取扱要領の策定	勝間田高等学校

今後の課題として、生産物の売払業務に伴う負担の軽減に向けた省力化や効率化の面では、高松農業高等学校や井原高等学校が委託販売の導入・拡大を挙げている。また、売払先の拡大という面では、瀬戸南高等学校が自校の生徒の保護者、自校の教職員等への販売機会の拡大を挙げている。

○ 監査の意見

生産物の売払いについては、プロダクトアウト（生産者側の発想に基づく商品開発）に終始せず、マーケットイン（消費者側の意見・ニーズに基づく商品開発）の視点も欠かすことはできないと考える。各機関においては、他機関の取組を参考にして、生産物の売払業務に係る新たな商品開発、効果的なPR活動、効率的な事務処理方法等について、様々な創意工夫を重ねるとともに、今後の展開として、生産物の売払業務の負担軽減も必要であり、省力化や効率化の方策を検討していただきたい。

II 県立学校生徒による商品開発，販売

1 実施校の状況

県立学校生徒の企業等とのコラボレーションによる商品開発や販売等について、実施していると回答のあった県立学校19校における実施体制及び会計処理の状況は〔参考資料〕(P32～P45)のとおりである。

また、県立学校生徒の模擬会社設立による商品開発について、実施していると回答のあった県立学校5校における商品販売の実施体制及び会計処理の状況は〔参考資料〕(P45～P49)のとおりである。

実施校のうち、コラボによる商品開発等と模擬会社による商品販売の両方の取組を実施しているのは4校(高松農業高等学校、瀬戸南高等学校、岡山東商業高等学校、倉敷鷺羽高等学校)であり、このうち、岡山東商業高等学校について、書面調査を踏まえ、電話で補足調査を行った結果は、以下のとおりである。

(1) コラボによる商品開発

「地域連携、地域活性化、キャリア教育」をテーマとして取組を進めており、オリジナル商品の開発という実体験をとおして、主体性、計画性、問題解決能力を育成することを目指して、平成15年度から開始している。現在は、3年生の「課題研究」と「商品開発」の2つの授業で、企業と連携した取組を行っており、平成29年度の「課題研究」においては、「ベンチャービジネス講座」でタルト、ムース、プリン、もなかを、「地域連携講座」で桃太郎トマトたれを、「商品開発」においては、弁当を開発しており、コラボ企業は洋菓子店等6社である。販売活動は、授業の中で行っており、ええじゃないか大誓文払い(2回)、東商デパート、ファジアーノ岡山高校生イベント、UNO I C H I(2回)、岡山イノベーションコンテストなど計19回実施している。販売は商業科会計で教員が経理しており、開発商品を企業から仕入れ、売上金を仕入代金や販売促進に関わる消耗品、生徒の交通費等の費用に充てている。実施体制は、授業において、生徒が考えた商品アイデアを企業に提案し、生徒と企業が打合せを行いながら試作、検討を繰り返し企業が商品化するもので、製造に関する責任及び費用負担は全て企業側にあり、学校の費用負担はなく、開発商品を販売した売上金から仕入代金を支払い、生徒の交通費や販売促進に関わる消耗品等の費用を捻出している。なお、商業科会計は、県教委の「学校による生産加工品販売要領、現金管理についての基本方針」(以下、「販売要領等」という。)に基づいて現金や預金の管理を行っており、年度末に決算報告をしている。(平成29年度売上げ1,673,900円、経費1,614,387円、繰越59,513円)

(2) 模擬会社設立による商品販売

「地域連携、地域活性化、キャリア教育」をテーマとして取組を進めており、平成5年「開かれた東商、魅力ある学校づくり事業」の一環として、仕入れから販売までを生徒自らが経営する総合体験学習である「東商デパート」を開始した。毎年特色ある店舗や催し物を工夫しながら継続し、平成29年度には第24回を迎えた。一連の業務をとおして学習成果を検証し、自主性、責任感、企画力、コミュニケーション力や勤労観、職業観の育成を目指している。平成29年度には、平成

29年11月18日（土）に岡山ドームで開催し、全生徒（25クラス）が参加した。店舗数は37店舗（各クラス店舗，起業実践店舗，課題研究店舗）で，来場者数6,800名であった。単なる販売実習で終わらせないため，模擬会社を設立し，生徒に商品提案・企画・販売まで担わせるとともに，その一環として会社訪問や仕入れ先企業との交渉など起業実践を経験させている。参加企業は東商卒業生が就職した実績のある企業であるため，就職を希望する生徒にとって，有意義な体験となっている。また，進学希望の生徒においても，商品提案等の経験は入試の面接の際に自己PRの材料となっている。全体の運営は，代表生徒（取締役）が教員との役割分担により行っており，生徒と企業と学校の役割分担は，学校にて，協力企業と生徒との打ち合わせ会を2回実施し，店舗運営の具体的な計画を立て，企業の指導を受けながら，仕入計画，価格設定，販売促進活動等を生徒主体で行っている。また，学校の費用負担はなく，商品を販売した売上金から仕入代金を支払い，店舗設営のための費用や，販売促進用の消耗品等の費用を捻出している。模擬会社の会社組織について，株主は生徒全員で1年生時に生徒1人当たり1,000円を出資してもらい，卒業時には返還する。資本金は，平成29年11月時点で988,000円。株主総会を翌年1月に開催し，決算報告や各種アンケートを実施し，各部門（販売促進部，管理部，サービス部等）により，次年度に向けた反省点等を報告してもらい，総括をしている。現金の管理等について，「東商デパート」実施当日，生徒は商品の販売等を行うが，売場レジの管理は業者の職員が行う。また，当日の売上金は各業者が持ち帰り，商品売上金として「東商デパート」の口座へ入金してもらい，後日，仕入額を業者へ支払うようにしている。なお，模擬会社の会計処理は，販売要領等に基づいて実施され，現金の支払い等は，商業担当教員が行い，通帳は事務室で保管・管理している。

（平成29年度収支の状況 売上11,993,434円，売上原価10,069,288円，販売費及び一般管理費1,927,445円，営業外利益(預金利息)6円，当期純利益△3,293円）

○ 監査の意見

県立学校の生徒による商品開発，販売等の取組については，「コラボによる商品開発等」と「模擬会社設立による商品販売」の2つについて，実施各校の取組状況を調査したが，各校とも教育目的に沿った，個性を生かした特色ある取組を実践しているものと見受けられた。また，生徒と学校と企業との役割分担は適切に行われており，現金の取扱いについても，販売要領等に基づいた取扱いを徹底するなど，適正に事業が実施されていると認められた。

第6 最後に

生産物の売払業務に関しては，平成29年度に売払代金の現金亡失事案が発生し，不適切な会計処理がなされていたことが判明したところであるが，現時点では，規則，要綱等に基づき，適切な公金の取扱いがなされていると認められた。また，生産から売払いまでの一連の業務が規則等に則って適切に執行されていると認められたところであり，引き続き，3E（経済性，効率性及び有効性）の観点から，業務

改善に努められたい。さらに、生産物の売払いの場は、県民と直接ふれあい、県の施策や機関に対する理解を促進する貴重な機会でもあり、有意義なものとなるよう、他の機関の取組も参考にしながら、創意工夫を重ね、業務を進めていただくことを期待するものである。

〔参考資料〕 コラボによる商品開発等の実施概要

番号	事 項	内 容
1	学 校 名	西大寺高等学校
	開 始 時 期	平成22年度
	テ ー マ	食品（開発商品）のトレーサビリティ
	実 施 概 要	3年商業科「課題研究」の講座（商品開発）にて実施している。地域の和菓子店に協力をしていただいて、西大寺名物の「笹の葉せんべい」について、様々な味のコラボ商品を開発している。年2回の地域のイベントで、本校生徒が販売も行う。
	生徒と企業と学校の役割分担	生徒：商品開発（試作）から企業との渉外，イベントでの販売を行う 企業：商品開発の協力と商品製造を行う。 学校：生徒を指導監督する。
	学校の実施部門及び責任範囲	企業には，イベント販売用に必要数を製造してもらい，在庫は抱えないようにしている。 学校はイベント会場への生徒引率を行い，安全に留意する。
	学校の費用負担	「売上金」を「商品開発の材料代」と「販売商品の仕入れ代」等に充てている。
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	通帳で管理している。
	適正な会計処理の工夫	月に一度，通帳と出納簿を照合している。
2	学 校 名	高松農業高等学校
	開 始 時 期	平成23年度
	テ ー マ	農業6次化の実践的学習の推進
	実 施 概 要	<園芸科学科におけるコラボレーション> 香草（ハーブ）の6次産業化の実践 <合同会社とのコラボレーション> ・販売 ・他県の高等学校との連携事業（平成29年度末で終了） ・商品開発（トマトゼリー） ・エフカ・ド・カフェの実践
生徒と企業と学校の役割分担	生徒：販売，商品開発 企業：販売や商品開発の場の提供 学校：成分などの分析，製造	

学校の実施部門及び責任範囲	試作や成分分析などの試験を教員立ち会いのもと実施している。	
学校の費用負担	特になし	
現金の取扱いの有無	ある。	
現金の取扱方法	<p><園芸科学科におけるコラボレーション> 実習経営費として取り扱っている。 即日、金融機関に納付する。即日納付できない場合は事務室耐火金庫に保管し、翌営業日に納付する。</p> <p><合同会社とのコラボレーション> 専用の通帳を作成し、現金の入出金を行っている。</p>	
適正な会計処理の工夫	<p><園芸科学科におけるコラボレーション> 実習経営費として校長及び出納員の決裁を受けて会計処理をしている。</p> <p><合同会社とのコラボレーション> 税理士による点検を受けて、決算報告書を作成している。</p>	
3	学 校 名	興陽高等学校
	開 始 時 期	平成16年度
	テ ー マ	学校間連携プロジェクト（酒米「雄町」の共同田植えと稲刈り）
	実 施 概 要	<p>農業科3年生の課題研究にて毎週3時間、実施している。担当生徒は4名である。</p> <p>企業との連携のきっかけとして、真庭市の酒造会社とは平成16年度から始まり、真庭高校と興陽高校との共同学習として田植えや稲刈りを経て、収穫後の酒造体験学習の機会を提供いただいた。平成23年度からは両校の共同田植え、稲刈りは継続しているが、真庭市の酒造会社での体験学習は真庭高校のみで実施している。倉敷市の酒造会社とは企業側からの申し出により、平成20年から興陽高校が単独で連携を始め、酒造体験学習の場を提供していただいている。</p>
	生徒と企業と学校の役割分担	<p>生徒（学校）は酒米「雄町」の栽培を担当している。</p> <p>収穫後に、全量、真庭市の酒造会社及び倉敷の酒造会社が買い上げ、製品化し、販売している。よって、製品化された酒については、学校名が入っているものの、売り上げはすべて、両酒造会社の収益となる。</p>
	学校の実施部門及び責任範囲	<p>学校の実施部門については、農業科作物部で栽培管理をしており、水田圃場14.5ヘクタールのうち、今年度は1.2ヘクタールに「雄町」の作付けをした。生徒4名で主立った管理を行った。</p> <p>稲作は自然が相手であり、「雄町」の特徴である稈長（茎）が長いことや穂が長く重たいことで倒伏（収穫前にイネが倒れる）しやすいため、栽培管理が難しい品種で、単価は高いが、決して安定したものではない。</p> <p>酒販売については、すべて両酒造会社が責任を持って対応している。製品化した酒は学校のイベント（農産物販売会や文化祭）で販売しており、学校側は販売実習としては関わっているが、収益</p>

		はすべて酒造会社となっている。
	学校の費用負担	文化祭等の販売イベント時の経費は、全て業者負担であるため、学校の費用負担はない。
	現金の取扱いの有無	ない。
	現金の取扱方法	—
	適正な会計処理の工夫	—
4 (1)	学 校 名	瀬戸南高等学校（1）
	開 始 時 期	平成28年度
	テ ー マ	攻めの農業経営「6次産業化」
	実 施 概 要	2年生のプロジェクトチームによる放課後を中心とした活動である。本校で生産した餅米・味噌を材料に「おかき」の開発を行った。製造に係る技術・設備の問題を解決するために製菓会社に製造を依頼した。特徴を出すために地域にある岡山パクチーを利用した商品も開発した。現在は1・2年生をメンバーに加え活動している。
	生徒と企業と学校の役割分担	原材料の生産（餅米・味噌・パクチー粉末）を学校で生徒が生産し、企業がおかきを製造、学校で生徒がラベルを貼ってイベント等で販売している。
	学校の実施部門及び責任範囲	実施はプロジェクトチームで行い、商品の責任は企業（製造者）が負う。
	学校の費用負担	開発や発表に係る費用を学校が負担。（県費）
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	売上金を通帳で管理している。
	適正な会計処理の工夫	商品の数量と売上金を担当教員と複数の生徒でチェックしている。売上金は銀行口座で管理している。
4 (2)	学 校 名	瀬戸南高等学校（2）
	開 始 時 期	平成29年度
	テ ー マ	瀬戸南高校のブドウをスイーツに「リセS.M」プロジェクト
	実 施 概 要	生徒が管理した生産物（ブドウ）を校内販売だけではなく、地域洋菓子店へ卸し、スイーツ開発して地域活性化と学校PRのために活動を始めた。対象は園芸科学科果樹園芸類型数名。
	生徒と企業と学	企業のスイーツ開発の参考になるかと考え、スイーツ図案や生産

	校の役割分担	者としてのメッセージを企業へ伝え、生産する意識づけにしよう心がけている。
	学校の実施部門及び責任範囲	課題研究という授業の範囲内で実施するように計画している。それ以外は放課後に活動している。
	学校の費用負担	費用負担なし
	現金の取扱いの有無	ない。
	現金の取扱方法	—
	適正な会計処理の工夫	—
5	学 校 名	岡山東商業高等学校
	開 始 時 期	平成15年度
	テ ー マ	地域連携，地域活性化，キャリア教育
	実 施 概 要	<p>商業科目「課題研究」の講座で、オリジナル商品の開発という実体験をとおして、主体性、計画性、問題解決能力を育成することを目指して、平成15年度に「アントレプレナーシップ」講座を開設したのが始まりである。現在は、「課題研究」に加え「商品開発」の授業でも、企業と連携した商品開発の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象学年：3年生「課題研究」，「商品開発」 ・開発商品：「課題研究」 ベンチャービジネス講座・・・タルト，ムース，プリン，もなか 地域連携講座・・・桃太郎トマトたれ 「商品開発」・・・弁当 ・販売活動：ええじゃないか大誓文払い(2回)，東商デパート，UNO I C H I (2回)，ファジアーノ岡山高校生イベント，岡山イノベーションコンテストなど
	生徒と企業と学校の役割分担	授業において、生徒が考えた商品アイデアを企業に提案し、生徒と企業が打合せを行いながら試作、検討を繰り返し、企業が商品化している。
	学校の実施部門及び責任範囲	商業科目「課題研究」，「商品開発」の授業の取組は、各授業担当教員が企業（外部機関）との窓口となって行っている。また、製造に関する責任は、全て企業側としている。
	学校の費用負担	学校としての費用負担はない。 開発商品を販売した売上金から仕入代金を支払い、生徒の交通費や販売促進に関わる消耗品等の費用を捻出している。
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	毎回の販売活動後、売上金から仕入代金を支払い、残金は次の

		釣り銭用に金庫に保管している。 定額を超えると預金口座に入金することになっている。
	適正な会計処理の工夫	毎回の販売活動後、売上表(売上金計算)と現金出納帳に記録し、年度末に決算報告書を作成している。
6	学 校 名	岡山南高等学校
	開 始 時 期	平成24年度
	テ ー マ	岡山い草文化継承を目指しての商品開発と地域連携活動
	実 施 概 要	商業学科3年生が選択履修する「課題研究」の「トップマネジメント講座」で実施。 つくば商工会から「早島特産品アイデアコンテスト」の募集要項が送られてきたことに「なぜ、い草で有名な早島が新しい特産品を募集するのか」という疑問を持ったことがきっかけとなる。 い草生産が消失していることから地域文化の衰退を懸念し、今一度、県民に「い草」に関心を寄せてもらい、文化継承に繋げることを目標に、食用い草粉末を活用した「極畳(ごくじょう)おかき」の開発や、早島町内でイベントを開催した。
	生徒と企業と学校の役割分担	おかき製造は赤磐市の製菓会社に委託しており、製造元・販売元とも、事業所に担当していただいている状況。 学校では、「販売実習」として、生徒が各種イベントに出店する際に、仕入計画を立てて販売を行う。小売店での常設販売については学校は関与しない。
	学校の実施部門及び責任範囲	生徒が販売実習を行う際に取り扱う商品のみを学校の管理下に置く。万一、不良品による事故などが起きた場合も、製造元・販売元は事業所であり、商品の保険もそちらで加入しているので学校は保障等の責任は負わない。
	学校の費用負担	生徒が販売実習を行う商品のみ、仕入れを行う。定価の7～8割程度の高い価格で仕入れており、収益金は、生徒がPOP広告を制作する文具費や売残り商品の買取りに充てる。
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	口座を開設しており、毎月の活動費や、イベントごとの売上金を分けて全て口座を介して管理している。
	適正な会計処理の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・口座を正式に開設し、金銭の動きがあるたびに口座を介し、口座と同じ帳簿を付けている。 ・年度末に、商業学科長と商業管理職による監査を受けている。 ・数年前に公認会計士として新日本監査法人で働く卒業生に帳簿を見てもらい、アドバイスを仰いだ。
7	学 校 名	倉敷鷺羽高等学校
	開 始 時 期	平成29年度
	テ ー マ	児島地区の新たなご当地グルメの開発

	実施概要	児島商工会議所青年部より考案を依頼され、授業でコンペを行いレシピを提供した。完成品は児島駅前での飲食イベントで無料配布され、本校生徒もスタッフとして参加した。
	生徒と企業と学校の役割分担	生徒・学校側は商品開発の案を提供し、製造や広報等は商工会議所で行う。
	学校の実施部門及び責任範囲	原則、授業担当者の責任で行っている。
	学校の費用負担	イベント引率に係る教員の出張旅費
	現金の取扱いの有無	ない。
	現金の取扱方法	—
	適正な会計処理の工夫	—
8	学 校 名	倉敷商業高等学校
	開 始 時 期	平成17年度
	テ ー マ	29年度は未実施 通年テーマ「地産地消による地域の活性化」
	実施概要	部活動（商業研究部）による販売実習 ・倉敷三斎市（毎月）、百貨店、地域イベント出店（さん太マルシェ、岡山シーガルズ公式戦等）
	生徒と企業と学校の役割分担	部活動の一環として、生徒がアイデアを出し、企業が実際に商品化を行い、学校は生徒の販売実習の機会として現場に生徒を参加させている。
	学校の実施部門及び責任範囲	部活動で参加、運営をして開発・販売商品に関する責任は企業補償となっている。
	学校の費用負担	負担なし（但し、出店料等が発生するが売上収益より支払っている。）
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	頻繁な出し入れと、販売時の釣銭の金種の用意が必要なため金庫保管としている。ただし、釣銭を除いて3万円以上の残金がある場合には入金する体制を作っているが、釣銭さえ不足する状況なので残ることはない。
	適正な会計処理の工夫	・在庫を抱える商品は扱わない。また、在庫を持たないように販売当日、売切り、または処分として売上金額を明確にしている。 ・利益が残った場合、釣り銭分（3万円分）を除いて、次年度へ繰り越しとしないよう販売促進用品を購入して調整している。

		・会計証拠書類を作成して管理職に提出し、その都度検査を受けている。
9	学 校 名	玉島商業高等学校
	開 始 時 期	平成20年度
	テ ー マ	地元特産品を使った商品開発
	実 施 概 要	3年生「課題研究」の授業の一環（課外活動も含め）として、パッケージデザイン、商品のネーミング、販売及び販売促進活動を担当。協力企業は、地元玉島で地元の特産品（果物）を使った商品開発をしている企業。
	生徒と企業と学校の役割分担	パッケージデザイン、商品のネーミング、販売及び販売促進活動を学校が行っている。
	学校の実施部門及び責任範囲	全て協力企業による。
	学校の費用負担	費用負担なし
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	売上金は、鍵のかかる手提げ金庫に入れて、それを更に職員室内の耐火金庫で保管している。
	適正な会計処理の工夫	—
10	学 校 名	津山東高等学校
	開 始 時 期	平成27年度
	テ ー マ	だし活
	実 施 概 要	平成25年12月に「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産登録を契機に、若者の出汁離れを危惧し、地元行政（津山市）、地元企業、地元大学、大手出汁メーカーと協同して、本校食物調理科2年生を中心に、食育の一環として調理の授業において、出汁についての知識を深め、あわせて食品の授業において地元特産の食材への関心と知識を深める。 さらに出汁と地域食材を組み合わせた地産地消レシピを考え、その普及に向けて、将来「食」に携わる者としての使命を考えさせることを目的とする。
	生徒と企業と学校の役割分担	生徒はレシピ開発及び試作、企業はレシピ開発に係る費用負担、優秀レシピの商品化、学校はレシピ開発に関する指導及び試作・レシピコンテスト会場提供をおこなっている。
学校の実施部門及び責任範囲	本校食物調理科を中心に実施している。 学校の責任範囲はレシピの提供まで、それ以降は協同企業側となる。	

	学校の費用負担	原則、費用負担なし ただし、試作品作成のための食材購入時に一時立替払あり
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	協同企業からレシピ開発に伴う試作品作成費用の実費についての受領のみであるが、受領後は、複数教員で提出したレシート控えと受領金額を確認し、確認後は各生徒グループへ速やかに返金処理を行うよう徹底している。
	適正な会計処理の工夫	生徒へ協同企業での購入と対象外商品の購入に注意し、レシートを紛失しないよう指導し、購入後、速やかにレシートを学校へ提出させている。協同企業からの試作実費額受領後は、複数で確認し、各生徒グループへ速やかに返金処理を行うよう徹底している。現金の管理は機械警備対象の教務室金庫でおこなっている。
1 1	学 校 名	津山商業高等学校
	開 始 時 期	平成18年度
	テ ー マ	つやまFネット（津山市の農商工連携推進団体）と連携した商品開発
	実 施 概 要	地域特産品を知り、商品開発することで地域や産業を知るため、3年生商品開発選択者が、つやまFネットを通し、商品開発に適した企業の紹介をしてもらい、商品開発を行う。
	生徒と企業と学校の役割分担	8月中に生徒が開発商品を提案し、Fネットより企業の紹介を受け、協力しながら商品を開発し、11月に鏡野町夢広場味覚祭で販売する。
	学校の実施部門及び責任範囲	商業科教員の商品開発担当者が開発商品等のプラン作成を企業とやりとりをし、実際の試作や製造は企業が行う。
	学校の費用負担	開発商品のラベル作成等を学校経営予算で支出。
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	釣銭用として5万円程度、金庫に保管している。
	適正な会計処理の工夫	諸帳簿作成後、複数人で検査する。
1 2	学 校 名	笠岡商業高等学校
	開 始 時 期	平成13年度
	テ ー マ	商品開発班：ギフトとして扱える商品の企画 観光班：観光ツアーの実施
	実 施 概 要	商業科3年生課題研究の講座、起業家精神入門「笠SHOP」の

	<p>一環としての位置付けで行っており、商品開発班と観光班の2班に分かれて活動している。この講座のねらいは、地域をテーマにした様々な活動を通じて、①課題解決力、②創造性・チャレンジ精神・責任感、③コミュニケーション力、④商品・サービスについての価値観を育成することである。</p> <p>○商品開発班 地元企業とコラボレーションし、高校生の視点から商品開発・研究・販売を行っている。企業の知名度を高めるきっかけを作り、地元企業の発展及び地元のPRに貢献する。</p> <p>○観光班 平成28年度から新たに観光班を設け、観光ツアーの実施を行っている。観光ツアーでは、「かさおかブランド協議会」の全面的な協力を得ながら実施し、代金の回収・支払いについては旅行法の関係から旅行業者をお願いしている。</p>
<p>生徒と企業と学校の役割分担</p>	<p>○商品開発班 生徒：商品アイデアの提供、ラッピングのデザイン及びラッピング、販売 企業：商品の試作から完成、ラッピングへの助言 学校：商品の運送（企業から学校まで）、通帳の保管、現金の出納</p> <p>○観光班 生徒：現地に行き調査研究を行い、観光プランを作成する。旅行当日のアテンド。 笠岡ブランド協議会：アドバイス及び資金の提供 旅行業者：旅行の申込み受付及び支払い</p>
<p>学校の実施部門及び責任範囲</p>	<p>○商品開発班 商業科課題研究の授業の一環で実施している。生徒がイベントでの商品販売等で特に生の食材を扱うときには保険に加入している。</p> <p>○観光班 学校は観光プランの企画はしているが、旅行会社の商品として販売しているため、申込みや苦情受付などは旅行業者が行っている。保険についてはお客様と生徒が加入している。</p>
<p>学校の費用負担</p>	<p>○商品開発班 売上金から試作の材料及び消耗品購入の費用、商品の仕入れ費用、イベント出店料を負担している。</p> <p>○観光班 県費の学校経営予算から旅行会社への委託手数料、現地への調査研究費（船チャーター代、ジャンボタクシー代など）を支出。企画料及び販売手数料から数名での現地調査、試食、消耗品購入費用を支出。 発表会への生徒旅費などは学校後援会会計の地域連携費から支出。</p>
<p>現金の取扱いの有無</p>	<p>ある。</p>
<p>現金の取扱方法</p>	<p>○商品開発班 販売の都度、教員の目が届くところで、生徒2名に現金の確認をさせ、帳簿をつけて現金過不足等がないかを確認させる。現金は通帳で管理している。通帳は金庫で保管し、払出時には教</p>

		<p>頭の印が必要。 ○観光班 現金（2万円程度：企画料・販売手数料）を事務室金庫に保管して、必要時に払出している。帳簿に記入して領収書とともにファイルにまとめている。</p>
	適正な会計処理の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・現金を扱う時は必ず複数で確認を行う。 ・年度末に決算報告を行っている。 ・教頭が監査を行う。
13	学 校 名	高梁高等学校
	開 始 時 期	平成26年度
	テ ー マ	なし
	実 施 概 要	平成26年度家政科2年次生が地元企業とコラボレーションして商品開発をした商品「らぶっせ」を継続して地域イベント（備中たかはし町家通りの雛まつり等）で販売している。
	生徒と企業と学校の役割分担	<p>学校：必要数を発注 企業：製造 生徒：地域イベントでの販売</p>
	学校の実施部門及び責任範囲	商品表のラベルのデザインは、本校生徒作であり本校と企業とのコラボ商品であることがわかるものになっている。 また、裏のラベルは原材料や製造者等が記載されており、こちらは企業側が責任をもつことになっている。
	学校の費用負担	費用負担なし
	現金の取扱いの有無	ある。
	現金の取扱方法	売上金は全て、企業に渡している。
	適正な会計処理の工夫	地域イベントでのコラボ商品の販売は生徒の学びの一環としてとらえ、販売手数料などはもらっていない。
14	学 校 名	高梁城南高等学校
	開 始 時 期	平成23年度
	テ ー マ	高梁市の特産品と高梁城南高校の農産物を用いた観光弁当の開発
	実 施 概 要	<p>今までの商品開発のノウハウの蓄積や地域企業との連携の実績があるため、地域との連携は取りやすい。今回は高梁市産業観光課、高梁市観光協会とも協力している。商品開発に関わってくださっている仕出し屋さんには5年前から環境科学科3年生生活環境コースに、生衛業体験教室として無償で料理を教えに来ていただいている方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境科学科生活環境コース3年生 お弁当のレシピ開発、イベント等での商品販売

		<ul style="list-style-type: none"> ・環境科学科生物環境コース3年生 高梁城南高産の農産物を材料提供，使いやすい加工品の研究 ・デザイン科2年生 ネーミング考案，包装紙・ポスター・チラシ等の製作
生徒と企業と学校の役割分担	生徒：レシピ開発，包装紙のデザイン，商品の販売，PR活動（ポスター・チラシのデザイン，研究発表会での発表等） 企業：レシピ開発への指導助言，商品製造	
学校の実施部門及び責任範囲	製造は企業にしている。イベントの際には保健所に企画書を提出。食中毒等の問題が起こったときには企業が責任を負うが、文書は交わしていない。	
学校の費用負担	開発に係る原材料費の一部は学校経営予算で負担している。	
現金の取扱いの有無	ある。 (開発した弁当を学校のイベント等の際、販売しているため)	
現金の取扱方法	請求書で購入。販売後数日中に現金支払い。領収書をいただいて、主の販売担当である家庭科で領収書保管。(仕入れ額=支払額 利益なし)	
適正な会計処理の工夫	環境科学科（主に家庭科）で販売価格で仕入れ、同価格で販売しているため、利益はない。利益が無くても、生徒が調理した場合の時間，危険性，衛生的配慮等のリスクがない上、生徒は自分達の考えたレシピで商品化されているので達成感是十分に感じることが出来るというお金に替わるメリットがたくさんあると考えている。	
15	学 校 名	勝山高等学校
	開 始 時 期	平成27年度
	テ ー マ	地場産品で地域の活性化に貢献
	実 施 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の位置付け 商業科目，課題研究 ・企業連携のきっかけ 生徒から自分たちのアイデアによる商品開発で地元活性化に貢献したいという提案があり，地元企業に相談を持ちかけたところから ・対象学年 第3学年 ・平成29年度は、開発商品等を販売する店舗のデザインを考案
	生徒と企業と学校の役割分担	生徒：新商品のレシピの提案，販売実習 企業：商品化へのアドバイスと商品の製造 学校：生徒の指導及び企業との連絡調整
	学校の実施部門及び責任範囲	実施部門は，ビジネス科 責任範囲は，製造については企業，販売者については，学校の責任とし，その旨を商品に明記している。
	学校の費用負担	試作や販売に係る経費を支出している。(学校徴収金)
	現金の取扱いの有無	ある。

	有無	
	現金の取扱方法	出納簿を作成し、専用の銀行通帳で入金・出金をしている。
	適正な会計処理の工夫	通帳は、事務室で管理しており、また学校長印での支出としている。
16	学 校 名	真庭高等学校
	開 始 時 期	平成23年度
	テ ー マ	清酒実習
	実 施 概 要	清酒実習は、食品科学科2年農業クラブ役員が中心となって、酒米「雄町」の生産から収穫までを興陽高校と合同で行っている。収穫した雄町を使って、真庭市の酒造会社で清酒の製造実習を体験している。
	生徒と企業と学校の役割分担	清酒の仕込みから瓶詰めを酒造会社で体験させてもらっている。販売は学校のふれあい市・文化祭で酒造会社の方と一緒に販売している。
	学校の実施部門及び責任範囲	原料の雄町米のみ興陽高校で生産しているが、興陽高校の酒米を酒造会社が買取りをしている。清酒の製造については、一部を体験させてもらっている。
	学校の費用負担	なし
	現金の取扱いの有無	ない。
	現金の取扱方法	—
	適正な会計処理の工夫	—
17	学 校 名	和気閑谷高等学校
	開 始 時 期	平成29年度
	テ ー マ	和気町をアピールする化粧品開発
	実 施 概 要	<p>①活動の位置付け 「総合的な学習の時間」（本校では「閑谷學」）において、探究学習のテーマとして活動を行った。</p> <p>②企業等との連携のきっかけ 平成28年度「閑谷學」の探究学習で、化粧水開発の企画を地元企業に提案したことが連携のきっかけである。平成29年度には、和気町「観光特産品開発促進事業」に地元企業と本校で参画した。</p> <p>③対象学年 2年次</p> <p>④商品開発・販売の経緯 「和気町を県内外へアピールできる商品をつくる」というテ</p>

		マを設定して、「藤の花」、「りんご」、「お米」を使用した化粧品を企画した。どの年代にも使用できる商品を考え、ハンドクリームを製作した。商品デザインや商品名の提案、ポスター・ちらしの作成、価格の設定をしていった。販売は、東京や岡山県内で行っている。また、和気町商工会議所の和気町ブランドにも選定していただき、県内外のイベントなどで商品の販売を行っていただけるようになった。
生徒と企業と学校の役割分担		生徒：化粧品の企画，デザイン企画，価格設定，販売 企業：化粧品の企画・デザイン補助，価格設定の助言，製品作成 学校：生徒の企画補助，販売企画，企業との調整，商品販売，商品管理
学校の実施部門及び責任範囲		実施部門 閑谷学コラボチーム 生徒8名，指導者3名 計11名 (指導者の内訳：教諭1名，支援職員1名・町職員1名(いずれも地域おこし協力隊員)) 責任範囲 ①企業との契約遵守，②商品管理
学校の費用負担		商品開発費用については，和気町「観光特産品開発促進事業補助金」事業を活用，PR活動の経費は商品売却代金を充当している。
現金の取扱いの有無		ある。
現金の取扱方法		商品売却代金は，預金通帳で管理している。
適正な会計処理の工夫		<ul style="list-style-type: none"> ・収入及び支出に関する調書の作成 ・金銭出納簿の作成 ・保護者による関係監査の実施
18	学 校 名	矢掛高等学校
	開 始 時 期	平成21年度
	テ ー マ	地元企業と連携し，地域の名産品を利用したオリジナル商品の開発
	実 施 概 要	地域ビジネス科2年生が商業科目「課題研究」の一環として，毎年11月に行われる矢掛宿場まつり（大名行列）での発売に合わせた開発を進めている。 地元企業との連携による地域ビジネスへの理解促進と岡山県高等学校商業教育協会が主催していた「一校一品運動」への参加がきっかけである。
	生徒と企業と学校の役割分担	生徒は企業に開発商品に関する企画を提案し，企業が商品化する。学校は，「課題研究」担当者がその監修をしている。
	学校の実施部門及び責任範囲	「課題研究」の授業で行っているため，担当者及び商業科教員全員が責任を持って行う。
	学校の費用負担	岡山県高等学校商業教育協会の補助金から，事業開始当初にかかる費用を負担している。県費での負担はない。
	現金の取扱いの有無	ある。

	有無	
	現金の取扱方法	校長名義の預金口座で入出金管理をしており、通帳は職員室の金庫、印鑑は事務室の金庫でそれぞれ管理している。収支の管理については、会計年度ごとに金銭出納簿を作成し、収支金額及び会計年度間の繰越金額を明確に記入している。執行管理では案件ごとに支出調書を作成し、保存している。
	適正な会計処理の工夫	年度末に管理職が、金銭出納簿、支出調書、現金(預金)の照合確認の監査を行っている。
19	学 校 名	勝間田高等学校
	開 始 時 期	平成29年度
	テ ー マ	ドラゴンフルーツジャムの開発
	実 施 概 要	企業からの依頼により、ドラゴンフルーツを使用したジャムの開発。対象学年1～3年
	生徒と企業と学校の役割分担	学校で試作、企業が販売を行う。
	学校の実施部門及び責任範囲	学校は試作・レシピの作成に携わっているのみ、実際の販売や製造については企業が行うため責任範囲は全て企業側。
	学校の費用負担	費用負担なし
	現金の取扱いの有無	ない。
	現金の取扱方法	—
	適正な会計処理の工夫	—

〔参考資料〕 模擬会社による商品販売の概要

番号	事 項	内 容
1	学 校 名	高松農業高等学校
	開 始 時 期	平成27年度
	テ ー マ	農業6次化の実践的学習の推進
	実 施 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・販売 ・他県の高等学校との連携事業(平成29年度末で終了) ・商品開発(トマトゼリー) ・エフカ・ド・カフェの実践
	生徒と企業と学校の役割分担	生徒：販売、商品開発 企業：販売や商品開発の場の提供

		学校：成分などの分析，製造
	学校の費用負担	特になし
	現金の取扱方法	合同会社の通帳にて管理している。
	適正な会計処理の工夫	税理士による点検を受けて，決算報告書を作成している。
	備考	同校においては，模擬会社ではなく，合同会社を設立して商品販売等の活動を実践している。
2	学 校 名	瀬戸南高等学校
	開 始 時 期	平成29年度
	テ ー マ	草花の6次産業化(栽培した草花を利用した加工品の製造・販売)
	実 施 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸科学科草花類型2年生「草花A」の授業内で実施した。 ・本校の教育課程では，生物生産科には「農業経営」の授業があるが，園芸科学科には経営的な学習をする授業がなかった。平成30年度入学生から3年次に「農業経営」を導入するが，該当しない現2・3年生に経営的な学習をさせるため，また，授業導入前の試行として，平成29年度と平成30年度限定で模擬会社活動に取り組むこととした。
	生徒と企業と学校の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が模擬会社の社員となり，授業担当教員が顧問として模擬会社の活動に携わる。株式を教職員に販売することで，教職員が株主として経営に関わる。 ・民間企業とのコラボレーションは行わない。
	学校の費用負担	株式販売による資本（5万円）で経営している。
	現金の取扱方法	銀行口座を開設し，管理している。
	適正な会計処理の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・他クラス生徒による外部監査を実施している。 ・年度末に株主総会を開き，会計報告をしている。
3	学 校 名	岡山東商業高等学校
	開 始 時 期	平成5年度
	テ ー マ	地域連携，地域活性化，キャリア教育
	実 施 概 要	<p>【東商デパート実施の経緯，位置付け】</p> <p>平成5年「開かれた東商，魅力ある学校づくり事業」の一環として，仕入から販売まで生徒自らが経営する総合体験学習として始まった。</p> <p>毎年特色ある店舗や催し物を工夫しながら継続し，平成29年度には第24回を迎えた。東商デパートを「キャリア教育」「金融教育」にも位置付け，一連の業務をとおして学習成果を検証し，自主性，責任感，企画力，コミュニケーション力や勤労観，職業観の育成を目指している。</p> <p>○平成29年度の実施概要</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・日時, 場所 平成29年11月18日(土)10:00~14:30 岡山ドーム ・対象学年 全生徒(25クラス) ・店舗数 37店舗(各クラス店舗, 起業実践店舗, 課題研究店舗) ・来場者数 6,800名 	
生徒と企業と学校の役割分担	学校にて, 協力企業と生徒との打ち合わせ会を2回実施し, 店舗運営の具体的な計画を立てる。企業の指導を受けながら, 仕入計画, 価格設定, 販売促進活動等を生徒主体で行う。全体の運営については, 代表生徒(取締役)と教員の役割分担により行っている。	
学校の費用負担	学校としての費用負担はない。 商品を販売した売上金から仕入代金を支払い, 店舗設営のための費用や, 販売促進用の消耗品等の費用を捻出している。	
現金の取扱方法	各店舗に経理責任者1名を配置し, 1日3回の売上報告をさせている。東商デパート終了後, 売上金を本校の銀行口座に入金している。その後, 企業への仕入代金を各企業の指定口座に振り込んでいる。	
適正な会計処理の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・仕入販売実績表(商品有高帳)により売上計算を行い, 決算報告として損益計算書と貸借対照表を作成し, 管理職の監査を受けている。 ・また, 模擬株主総会をとおして, 生徒や保護者に報告している。 	
4	学 校 名	倉敷鷺羽高等学校
	開 始 時 期	平成21年度
	テ ー マ	地元児島のような企業や機関と連携し, 「真の実力」単なる専門的な知識・技能の定着だけでなく, 活用できる知識・技能として実社会で通用する「本当の実力」を身につける。
	実 施 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・経営理念を設定し, オリジナル商品の開発に取り組む。 ・「地産地消・岡山らしさ・倉敷ブランド」を目指し, インターネット等を活用し, 提携企業を探して電話連絡をし, 実際に訪問して協力をお願いする。 ・ビジネスモデル3年次の「総合実践」の受講生が対象。
	生徒と企業と学校の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・学校側は商品開発の案を企業に提供し, 製造は原則企業でお願いする。 ・ラベル等は生徒が作成し, 商品の仕入・販売・会計処理まで, 学校・生徒が行う。
	学校の費用負担	商品の打合わせ・仕入・代金の支払い等に係る教員の出張旅費
	現金の取扱方法	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬会社の中で経理部門をつくり, 帳簿記入をして管理している。 ・担当教員で帳簿をチェックし, 現金(5万円)は金庫で管理している。(今後, 通帳での管理を検討している。)
	適正な会計処理	最終的に会計報告をまとめ, 管理職でチェックをしている。

	の工夫	
5	学 校 名	誕生寺支援学校
	開 始 時 期	平成25年度
	テ ー マ	アンテナショップは「夢の架け橋」 ～ 笑顔と元気で地域に貢献 ～
	実 施 概 要	<p>○活動の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業コース…専門教科「流通・サービス」 ・生産コース…教科等を合わせた指導としての「作業学習」 <p>※「地域型実習」の実習先の一つであり、久米南町と学校後援会の支援及び地域の方々の協力によって成り立っている。</p> <p>○実施の経緯</p> <p>岡山県特別支援学校就労支援協議会及び岡山県教育委員会は、年間を通じて定期的に産業現場や地域において「社会からの学び」を体験できるよう実施する学習が必要であり、「地域型実習」として推進していく方向性を打ち出した。</p> <p>これを受け、本校では平成25年度から「コミュニティワーク」と銘打って「地域型実習」を導入した。同年11月、久米南町と本校後援会によってJR弓削駅構内に「アンテナショップ」が開設され、地域ボランティアの協力の下、喫茶サービスを行っている。併せて作業学習で作った製品の販売実習を行っている。</p> <p>○対象学年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業コース全生徒 ・生産コースのうち、卒業後の進路先として「一般就労」や「就労継続支援A型事業所」を希望している生徒
	生徒と企業と学校の役割分担	<p>アンテナショップは、JR弓削駅舎を管理している久米南町から岡山県立誕生寺支援学校後援会が借り受け、誕生寺支援学校生徒の実習支援及び学校地域協働活動のため平成25年11月に開設した。</p> <p>生徒は、教師（学校）や地域ボランティアの支援を受けながら、アンテナショップでの実習を通して働くために必要な力を実践的に身に付けている。久米南町と学校後援会の支援及び地域の方々の協力によって成り立っていると言える。</p>
	学校の費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・学校後援会が久米南町に対し賃借料（光熱水費を含む）を負担、また、税務上の収益事業届けをしており、法人税（国・県・町）の申告をしている。 ・作業製品を作るための経費については、売上金によって原材料等の経費が賄われている。学校施設内の活動であるため、光熱水費は県費だが、原材料等に係る経費に県費は投入されていない。
	現金の取扱方法	アンテナショップに隣接する金融機関に口座を設け、通帳で管理している。
適正な会計処理の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・アンテナショップの会計処理は、地域連携担当教員が行い、定期的に学校出納員及び管理職によるチェック体制を整備している。 ・法人税の申告は、事務部長（出納員）が担当している。（当初現金管理を行っていたが、平成28年度から通帳管理とした。） 	

		・作業製品に係る会計処理は、学校徴収金取扱マニュアルに沿って処理している。
--	--	---------------------------------------